

官報

號外 昭和十五年三月十五日

○第七十五回 衆議院議事速記録第一二十六號

昭和十五年三月十四日(木曜日)

午後一時十一分開議

議事日程 第二十五號

昭和十五年三月十四日

午後一時開議

第一 農產物検査法案(政府提出) 第一讀會

第二 陸軍作業會計法、陸軍航空工廠資金會計法ノ臨時特例ニ關スル法律案(政府提出)

第三 日本輸出農產物株式會社法案(政府提出) 第一讀會

第四 農會法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第五 癫豫防法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第六 木炭需給調節特別會計法案(政府提出) 第一讀會

第七 日本瓦斯用木炭株式會社法案(政府提出) 第一讀會

第八 金華山軌道株式會社及朝倉軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會(委員長報告)

第九 木炭需給調節特別會計法案(政府提出) 第一讀會

第十 治療師法案(政府提出) 第一讀會

第十一 長野 綱良君 守屋 肇夫君 原 夫次郎君 濱野徹太郎君 河上 哲太君 山道 襄一君 中野 邦一君 朴春 琴君

第十二 世耕 弘一君 野口 喜一君 三浦 虎雄君 太田 正孝君 岩男君 田中 養達君

第十三 岸田吉瀬 亮君 補闕吉田 賢一君 光三君

第十四 木原 七郎君 石坂 繁君 西岡竹次郎君

第十五 (左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス)

一 政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
陸軍作業會計法、陸軍航空工廠資金特別會計法及海軍工廠資金會計法ノ臨時特例

二 去十二日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常任委員左ノ如シ

三 第三部選出豫算委員 平川松太郎君

四 農會法中改正法律案(以上三月十二日提出)

五 木炭需給調節特別會計法案(以上三月十二日提出)

六 日本瓦斯用木炭株式會社法案(以上三月十二日提出)

七 癫豫防法中改正法律案(以上三月十二日提出)

八 木炭需給調節特別會計法案(以上三月十二日提出)

九 國民優生法案(政府提出)委員

十 皇紀二千六百年記念一億圓縣賞發明募集ニ關スル決議案(以上三月十二日提出)

十一 提出者 星 倉元 要一君 土倉 宗明君

十二 (以上三月十二日提出)

十三 豫算委員 松浦 伊平君(安藤正純君)

十四 (補闕)

十五 第三部選出豫算委員 平川松太郎君(山道襄一君)

十六 (補闕)

十七 第三部選出豫算委員 平川松太郎君(山道襄一君)

十八 (補闕)

木原 七郎君 石坂 繁君
西岡竹次郎君

所得稅法改正法律案(政府提出)外三十件
委員
辭任深澤 吉平君 補闕渡邊玉三郎君
昭和十二年法律第九十號中改正法律案
(米穀ノ應急措置ニ關スル件)(政府提出)

去十二日提出者ニ於テ撤回シタル質問主意書
(以上三月十三日提出)

意書左ノ如シ
國民融和ニ關スル質問主意書

提出者 松本治一郎君
任委員左ノ如シ

去十二日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常任委員左ノ如シ

第三部選出豫算委員 平川松太郎君

去十二日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常任委員左ノ如シ

豫算委員 松浦 伊平君(安藤正純君)

(補闕)

第三部選出豫算委員 平川松太郎君(山道襄一君)

去十二日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

豫算委員 松浦 伊平君(安藤正純君)

(補闕)

第三部選出豫算委員 平川松太郎君(山道襄一君)

去十二日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

豫算委員 松浦 伊平君(安藤正純君)

(補闕)

第三部選出豫算委員 平川松太郎君(山道襄一君)

去十二日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

豫算委員 松浦 伊平君(安藤正純君)

(補闕)

第三部選出豫算委員 平川松太郎君(山道襄一君)

去十二日議長ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ

豫算委員 松浦 伊平君(安藤正純君)

(補闕)

第三部選出豫算委員 平川松太郎君(山道襄一君)

去十二日議長ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ

豫算委員 松浦 伊平君(安藤正純君)

(補闕)

第三部選出豫算委員 平川松太郎君(山道襄一君)

去十二日議長ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ

豫算委員 松浦 伊平君(安藤正純君)

○服部崎市君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際松本治一郎君提出、國民融和ニ關スル緊急質問ヲ許可セラレントラ望ミマス

所得税法改正法律案(政府提出)外三十件
委員
辭任深澤 吉平君 補闕渡邊玉三郎君
昭和十二年法律第九十號中改正法律案
(米穀ノ應急措置ニ關スル件)(政府提出)

第三種郵便物認可

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長（小山松壽君）　御異議ナシト認ヌマ
ス——政府ハ議事日程變更ニ同意セラレマ
シタ、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、國民
融和ニ關スル緊急質問ヲ許可致シマス——

國民融和ニ關スル緊急質問（松本治一郎君提出）

卷之三

○松本治一郎君 本日ハ畏クモ 明治大帝

が萬古不易ノ國是タル五箇條ノ御誓文ヲ渙
發アラセラレタル記念日ニアリマス、此ノ
記念スミキ日ニ當リマノニ、國忌庚申日

ノ問題ニ關シマシテ質問ノ機會ヲ得マ
シタコトヲ、私衷心ヨリ感謝致ス者デアリ
マス、融和問題ニ付キマシテ、先ヅ第一
ニ考ヘナケレバナラヌコトハ、今次支那事
變トノ關聯デアリマス、即チ我國ハ今ヤ
肇國ノ大精神タル八絃一字ノ理想ニ基キマ
シタコトヲ、私衷心ヨリ感謝致ス者デアリ
マス、融和問題ニ付キマシテ、先ヅ第一
ニ考ヘナケレバナラヌコトハ、今次支那事
變トノ關聯デアリマス、即チ我國ハ今ヤ
肇國ノ大精神タル八絃一字ノ理想ニ基キマ

シテ、東亞新秩序建設ヲ有史以來ノ大事業達成ノ爲、全力ヲ擧ゲテ邁進致シテ居ルノデアリマス、申スマデモナク東亞新秩序ノ真意義ハ、八紘一字ノ大理想ヲ顯現スル、具體的ナル實踐行動デアリマシテ、天下一家、四海同胞ノ大精神ヲ以テ東亞ヲ建直スコトデアリ、歐米列強ノ植民地ナラザル新東亞ヲ建設スルコトデアリマス（拍手）而シテ是ガ指導ノ役ハ、申スマデモナク我國ノ責任デアリ、其ノ指導精神ト云フモノハ、断ジテ功利主義デアツテハナリマセヌ、何處マデモ誠意ヲ以テ、總テノ者ニ處ヲ得セシメ、總テノ者ノ生命ヲ伸バサシメル所ノモ

斯ウシタ民族協和ノ中権トナリ、指導的地
位ニ立ツベキ我ガ國民ノ間ニ、今尙ホ一
部國民ニ對スル謂ハレナキ賤視差別ノ陋習
ガ、儼然トシテ存スルノデアリマス
明治大帝ノ大御心ニ依リマシテ、明治四年八
月二十八日、太政官布告第六十一號、所謂
解放令ガ發布サレテヨリ茲ニ七十年、今日
此ノ議場ニ於キマシテ、此ノ問題ニ關スル
論議ヲシナケレバナラナイコトヲ、私ハ國
家ノ爲ニ悲シマザルヲ得ナイノデアリマス
(拍手)諸君、戰地ニ於ケル皇軍將兵ガ生命
ヲ鴻毛ノ輕キニ比シ、有ニル言語ニ絶スル
困苦缺乏ト戰ヒ、一身一家ヲ皇國ニ捧ゲテ
居ルコトハ、銃後ノ吾々ガ如何ナル言葉ヲ
以テ致シマシテモ、到底盡スコトハ出來ナ
イノデアリマス、而モ其ノ忠誠ト熱情ハ、
總テノ將兵ニ共通シ、一兵タリトモ例外ノ
ナイコトハ國民ノ齊シク確信スル所デアリ
マス、天皇陛下萬歲ヲ奉唱シツツ、敵彈
ニ息絶エテ行ク皇軍將兵ノ前ニハ、鬼神モ
哭キ、其ノ嚴肅壯絶ナル感激ヲ現ハス言葉
モナインデアリマス、然ルニ支那事變發生
以來、全國各地ニ於テ、或ハ護國ノ英靈ニ
對シ、或ハ軍人葬、慰靈祭ヲ繰り、又ハ出
征軍人ニ對スル侮辱問題ガアリ、更ニ
ニ數百万ノ被差別部落大衆ヲ壓迫シ、之ヲ
排斥シ、我國ノ戰時體制ヲ攪亂スル非國民
的ナモノデアルカハ、想像ニ餘リアルモノ
デアリマス、而シテ被差別部落ヲ侮辱スル
別觀念コソハ、八紘一字ノ肇國精神ニ悖リ、
一君萬民ノ國是ヲ攪亂スル、反國體的存在
デアルコトヲ銘記セネバナリマセス(拍手)
斯ウシタ國內ノ融和問題ヲ解決セズシテ、
ドウシテ民族協和ガ望マレマセウカ、民族
協和ナクシテ、何處ニ眞ノ東亞新秩序ガ得
ラレマセウ、私ハ是ニ於テ國內融和問題ノ解
決コソガ、何ヨリ東亞新秩序建設ヘノ先決
問題ナリト絶叫セザルヲ得ナイノデアリマ
ス(拍手)而シテ、彼ノ德川幕府ノ壓政下ニ
或ハ工場鑛山等ノ職場ニ於ケル差別問題、
延イテハ就職、住居、結婚ノ自由サヘモ奪
ハレテ居ルノデアリマス、私ハ斯ウシタ幾
多ノ生々シイ事實ヲ知ツテ居リマス、ソレ
ヲ耳ニスル毎ニ、私ノ血ハ逆流スルノデア
リマス(拍手)全國數百万ノ被差別部落大衆
ハ、悲憤ノ涙ニ咽ンデ居ルノデアリマス、
而モ是等ノ人達ハ、斯ノ如キ差別迫害ノ嵐
ノ中ニモ、尙且ツ前線ニ於テハ抜群ノ勳功
ヲ立て、銃後ニ於テモ亦一般ニ率先致シマ
シテ、模範的ナ獻身的活動ヲ續ケテ居ルノ
デアリマス、差別ノ苦ミハ差別ヲ受ケル者
ノミガ知ル苦ミデアリマス(拍手)タツタ一
言、何氣ナシニ使ハレタ其ノ一言ガ、如何
ナル惡罵ニモ、拷問ニモ勝ル苦痛デアリ、
迫害デアルノデアリマス(拍手)今ヤ我國ハ
千古未會有ノ時局ニ直面シテ居リマス、今
日程切實ニ舉國一致、總親和ノ必要ナ時ハ
ナイノデアリマス、此ノ差別觀念ガ、如何
ニ數百万ノ被差別部落大衆ヲ侮辱スル
排斥シ、我國ノ戰時體制ヲ攪亂スル非國民
的ナモノデアルカハ、想像ニ餘リアルモノ
デアリマス、而シテ被差別部落ヲ侮辱スル
別觀念コソハ、八紘一字ノ肇國精神ニ悖リ、
一君萬民ノ國是ヲ攪亂スル、反國體的存在
デアルコトヲ銘記セネバナリマセス(拍手)
斯ウシタ國內ノ融和問題ヲ解決セズシテ、
ドウシテ民族協和ガ望マレマセウカ、民族
協和ナクシテ、何處ニ眞ノ東亞新秩序ガ得
ラレマセウ、私ハ是ニ於テ國內融和問題ノ解
決コソガ、何ヨリ東亞新秩序建設ヘノ先決
問題ナリト絶叫セザルヲ得ナイノデアリマ
ス(拍手)而シテ、彼ノ徳川幕府ノ壓政下ニ

於テ、階級政策ノ犠牲トサレテ來マシタ、
廢更的、社會的ナ結果ト致シマシテ、將又、
明治維新以後ノ保護政策缺如ノ爲、被差別
部落ノ現狀ガ社會、經濟、文化ノ上ニ、極
メテ不遇ナル地位ニ落サレテ居ルト云フコ
トガ、今日差別觀念存在ノ社會的要因ニナ
ツテ居ルコトハ、否ムコトノ出來ナイ事實
デアルノデアリマス、隨テ眞ニ此ノ問題ノ
解決ヲ圖ル爲ニハ、被差別部落大衆ノ自奮
自勵ハ固ヨリ、一般世人ノ囚ハレタル陋習
ノ蒙ヲ啓クト共ニ、各般ニ瓦ル地更生施
設ヲ、一層擴充徹底セシムルコトガ緊要デ
アリマス、而シテ今日マデ此ノ問題ガ唯單
ニ所謂被差別部落ノミノ問題トシテ見ラレ
テ來タコトハ、洵ニ遺憾ニ堪ヘマセヌ、即
チ此ノ問題ハ被差別者ヤ一部ノ關係者ノミ
ノ問題デハアリマセヌ、眞ニ國民協力、官
民一致ノ下ニ、全國民的運動トシテ進メラ
ルベキモノデアリマス、更ニ又施政上ノコ
トヲ申上ダマスト、本問題ノ關係ハ行政各
般ニ瓦ツテ居ルノデアリマシテ、獨リ主務
省ノ善處ノミデハ、到底所期ノ目的ヲ達ス
ルコトハ困難デアリマス、隨テ關係各省ノ
機能ヲ關聯的ニ存分發揮スルコトニ依ツテ、
完全ナル解決ヲ見ルコトガ出來ルト信ズル
ノデアリマス

信ヲ御尋致シマス

第一ニ、國體ノ本義、並ニ時局ノ重大性ニ鑑ミ、融和問題ニ對スル政府ノ所見如何、
次ニ、關係各省ヲ網羅シ、之ニ民間ノ有志ヲモ加ヘ、權威アル融和事業調査審議機關ヲ設置スル意思アリヤ、是ハ總理大臣ニ御答辯ヲ願ツテ居リマシタガ、總理大臣ノ方ニ於キマシテ御都合ガ惡イサウデアリマスカラ、厚生大臣ヨリ代ツテ御答辯ヲ御願スル次第アリマス、其ノ次ハ、國民教育中其ノ内容トシテ融和教育ヲ取上グル意思アリヤ、一般社會教化事業ノ對象トシテ、融和問題ヲ取扱フ意思アリヤ、是ハ文部大臣ニ御願シマス、其ノ次ハ、國民融和進展ニ資スル檢閱方針樹立ノ意思アリヤ、警察行政上、國民融和ニ關スル積極的協力ノ意圖如何、是ハ內務省關係ノ人ニ御答辯ヲ願ヒマス、其ノ次ハ農村經濟更生及ビ分村計畫中ニ含マレル關係地區ニ對シ、特ニ方策ヲ考慮スル意思アリヤ、農林大臣ニ御答辯ヲ願ヒマス、軍隊内ニ於ケル差別事象ニ鑑ミ、具體的融和方策如何、是ハ陸海軍兩大臣ニ御答辯ヲ願ヒマス、中央地方ノ融和事業機関ヲ國民組織トシテ、積極的に擴充強化スル意思アリヤ、國民融和促進上、一般行政トノ關聯ニ關スル抱負如何、融和完成ノ主要方策タル地巻更生施設ヲ、一層擴充徹底シマス、御質問中ニ述べラレマシタ如ク、御答辯ヲ願フノデアリマス、私ノ質問ハ之ヲ以テ終リマス(拍手)

モノノアリマスコトハ、洵ニ遺憾デアリ、且ツ時局柄深憂ニ堪ヘヌコト考ヘマス、尤モ近來漸ク差別ノ陋習ノ不合理ナル所以来、世ノ中ニ明ニセラレマシテ、改善ノ跡モ著々學ツテハ居ルノデアリマスガ、尙ホ今日ノ重大時局ニ鑑ミマシテ、一層其ノ差別打破ト云フコトノ徹底ヲ圖ラネバナラナイコトハ、固ヨリデアルト思フノデアリマス、洵ニ此ノ重大時局ノ解決ノ鍵鑰ト致シマシテモ、先づ第一ニ國內ノ忌ムベキ差別ト云フヤウナコトガ、徹底的ニ清算セラレマスコトハ、最モ肝要デアルト思フノデアリマス、左様ナ趣意ニ鑑ミマシテ、第一ニ此ノ問題ハ、行政各般ニ亘ル其ノ連絡、關聯ノ効キヲ以テ解決スル爲ニ、各階級ノ協力ガ必要デアリ、隨て權威アル中央的ナ調査機關ヲ設クルノ要ハナイカト云フ御趣意デゴザイマス、融和ノ問題ノ根本義ニ付キマシテハ、既ニ何等調査ノ必要ノナイン程明カデアルト思フノデアリマスガ、此ノ根本義實踐ノ上ニ現ハシマスルニ付キマシテハ、松本君ノ述べラレマスルガ如クニ、種々工夫調査ヲセネバナラヌコトモアルト考ヘマスルノデ、能ク御趣意ニ鑑ミマシテ、此ノ調査機關ヲ設クベキヤ、又如何ナル調査ヲ行フベキカト云フコトニ付キマシテハ、研究專處致シタイト考ヘマス

如何シタナラバ宜シイカト云フコトニ付キマシテモ、前項ノ御質問同様ノ趣意ニ依リマシテ、政府ニ於キマシテハ十分ナ研究ヲ遂ゲ、工夫ヲ致シテ見タイト存ジマス
次ニハ融和ノ促進上一般行政トノ關聯ニ關シテ、厚生大臣トシテノ抱負ハドウカトニ云フ御尋デアリマス、松本君ノ御質問ノ中ニ述べラレマシタ如クニ、此ノ問題ヲ解決致シマスニハ、單ニ厚生省所管ノ一部局に専任キノミニ候ツテ、能ク成シ得ベキデハナリコト固ヨリデアリマス、關係各方面官廳ハ固ヨリノコト、官民各方面廣ク連絡ヲ取リマシテ、此ノ問題ノ徹底的解決ト云フコトニ、十分ノ力ヲ致シタイト考ヘテ居リマス

體、同胞融和ノ實ヲ擧ゲマシテ、差別的念ヲ根絶致スト云フコトニ付キマシテハ、一般國民ノ正シキ認識ヲ深タルコトガ緊要ト存ジマスルノデ、此ノ點ニ鑑ミマシテ、教育教化ノ職ニ在ル者ニ對シマシテ、正シキ理解ヲ得セシメ、指導ニ當ラシタル爲ニ、國民教育、社會教育ヲ通ジマシテ、十分ノ努力ヲ致シテ居ル次第アリマス、尙ホ今後ニ於キマシテモ、此ノ點ニ付キマシテハ一層ノ努力ヲ致シタ伊ト考ヘテ居リマスヤウナ次第アリマス

(拍手)

(國務大臣伯爵兒玉秀雄君登壇)

○國務大臣(伯爵兒玉秀雄君) 今日ノ時局下ニ於キマシテ、今尙ホ融和問題ガ論議セラルコトハ、洵ニ遺憾ノ極ミデアリマシテ、此ノ點ニ於キマシテ、松本君ニ深キ同情ヲ表スル者デアリマス(拍手)新聞紙、出版物ノ檢閱ニ付キマシテハ、是ニ現ハレマシタ一切ノ差別的ノ字句ハ、之ヲ嚴重ニ取締ツテ居ルノデアリマス、今後ニ於キマシテモ同一ノ方針ヲ以チマシテ、指導取締ヲ致シタ伊ト考ヘテ居ルノデアリマス、尙ホ警察當局ニ於キマシテハ、平素各種ノ機會ニ於キマシテ、此ノ誤ツタル觀念ヲ捨テ、正シキ理解ヲ得サシムルベク、全力ヲ盡シタ伊ト考ヘテ居ルノデアリマス、隨ヒマシテ將來モ一層關係方面ト協調ヲ致シマシテ、致シタ伊ト思フノデアリマス(拍手)

(國務大臣島田俊雄君登壇)

○國務大臣(島田俊雄君) 國民融和ノ問題ニ付テ、只今質問演説中ニ、松本君ノ前提トシテ述ベラレマシタ御意見ニ對シマシテ、全然同感アリマス、而シテ農村ノ經

濟更生及び分村計畫ノ場合ニ、之ニ含マレ

法中改正法律案、右兩案ヲ一括シテ第一讀

會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス――委員長名川侃市君

第八 金華山軌道株式會社及朝倉軌道

株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案

(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

自動車交通事業法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

自動車交通事業法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

自動車交通事業法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一金華山軌道株式會社及朝倉軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十五年三月十二日

委員長 名川 侃市

衆議院議長小山松壽殿

報告書

一自動車交通事業法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十五年三月十四日

委員長 名川 侃市

衆議院議長小山松壽殿

(名川侃市君登壇)

○名川侃市君 只今議題ナリマシタ金華

山軌道株式會社及朝倉軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ正法律案、此ノ兩案ニ付テノ特別委員會ノ

經過竝ニ結果ヲ御報告申上ダマス

委員會ハ去ル五日ヨリ金華山軌道、朝倉

軌道ノ分ニ付キマシテハ十二日マデ、自動

車交通事業法中改正法律案ニ付キマシテハ十四日マデ、委員會ヲ繼續致シマシテ、鐵

道大臣ヨリ提案ノ趣旨ニ付キマシテ詳細ナ

ル說明ガアリマシタ、之ニ對シ各委員ヨリ

詳細熱心ナル質疑ガサレテ、政府ヨリ懇

篤ナル答辯ガゴザイマシタ、其ノ詳細ハ速

記錄ニ譲ルコトニ致シマシテ、唯一ニ主要

ノ點ノミヲ報告スルコトニ致シマス

金華山軌道及朝倉軌道ノ補償ニ付キマシ

テハ、或ル委員ヨリ金華山軌道ノ如キハ、

何故ニ省線女川線ヲ建設スル時ニ、此ノ線

路ヲ買收シテ、其ノ線ヲ建設ニ利用シナカ

ツタカト云フ質問ガアリマシタガ、此ノ點

ニ付キマシテハ、政府ヨリ此ノ軌道其ノモ

ノガ、之ヲ買收シテモ利用スルコトノ出來

ヌ線デアツタカラ、買收シナカツタモノノデ

アルト云フコトノ説明ガアツタノデアリマ

ス、ソレカラスウ云フヤウナ兩軌道會社ノ

經營ガ不能ニナツテ、營業ヲ廢止スルト云

フナラバ、如何ナル程度ニ於テ營業繼續ハ

出来ナイト云フ、收益ノ程度ニナレバ宜イ

ノデアルカト云フコトニ付テノ質問ガアリ

マシタガ、之ニ對シマシテハ、ドノ位ナ損

害ガアツタ場合ニ營業ノ廢止ヲ許可スルト

云フ、一ツノ決ツタ限度ト云フモノハナイ

ノデ、一律ニハ言ヘヌノデアルガ、省線開

通ノ爲ニ旅客貨物ヲ奪ハレ、將來再起ノ見

込ガナクナツタ場合ニハ、其ノ實情ヲ審ニ

調査ノ上デ補償ヲ決定スルト云フ答辯ガゴ

ザイマシタ、ソレデ此ノ軌道廢止ニ基ク補

償ニ付キマシテハ、十二日ノ委員會ニ於キ

マシテ討論ニ入リマシテ、各會派ヨリ何レ

モ賛成ノ意見ヲ述べラレマシテ、滿場一致
ヲ以テ原案ガ可決サレマシタ
次ニ自動車交通事業法中改正法律案ニ付
キマシテハ、第一ニ交通運輸ニ關スル行政
機構ヲ改革スル必要ガアルノデハナイカト
云フ問題ニ付テ論議サレタノデアリマス、
即チ自動車運輸事業ノ發達ヲ圖ル爲ニ、本
改正案ヲ提出スル趣旨ニハ賛成デアルケレ
ドモ、是ノミデハ不十分デアル、先づ自動
車ニ關シテ各省ニ分屬シテ居ル所ノ權限ヲ
統一致シテ、自動車ニ關スル政策ヲ一途ニ
出デシメルコトガ緊要デアル、又更ニ進ン
デ水陸空ニ亘る交通全般ニ付テ、総合的ニ
政策ヲ樹立シテ實行シテ行ク必要ガアルガ、
是ガ爲ニ交通ニ關スル行政機構ヲ根本的ニ
改革シナケレバナラヌノデハナイカト云フ
點ガ論ゼラレタノデアリマス、之ニ對シマ
シテ、政府ハ交通ニ關スル行政機構ノ改革、
自動車行政ノ綜合統一ハ何レモ望マシイコ
トデハアルケレドモ、今俄ニ改正スルコト
ハ困難ナ事情ニアルノデ、今後モ極力研究
ヲ續ケテ行ク積リデアル、尙ホ行政ノ運用
ニ當ツテハ、各省十分連絡ヲ密ニ致シテ、
不都合ナキコトヲ期スル積リデアルト云フ
答辯ガアリマシタ

次ニ自動車運輸事業ノ合同ヲ獎メ、其ノ
結果地方警察ガ權力ヲ以テ合同ヲ強制スル
傾向ガアルト云フ點ニ付テ、政府ニ對シ強
イ警告ガアツタノデアリマス、之ニ對シ政
府ハ、輸送力ノ強化、燃料ノ對策等ノ見地
カラシテ、事業經營ノ合理化ヲ圖ルコトハ
希望スル所デアル、ソレニ付テハ懲憤モシ
ト云フ如キコトハ嚴重ニ之ヲ戒メテ、絕對
ニ之ヲ避ケルト云フコトヲ言明サレタノデ

組合制度ニ付キマシテモ、種々議論ガアツタノデアリマスルガ、本法ニ依ツテ組合ヲ強制的ニ設立シ、之ニ依ツテ壇斷的ナ統制ヲスルノデハナイカ、又ハ本法ノ組合制度ガ實施サレタ場合ニ、既存ノ業者ノ組合等ハ如何ニスルカト云フコトノ質問ガアリマシタ、之ニ付キマシテ政府ハ、組合ノ強制設立ハ成ベク之ヲ避ケテ、任意設立ノ組合ニ依ツテ自治的統制ヲ行ハシメテ行キタイ、又既存ノ組合ニ付テハ、業者トモ十分相談ヲシテ、善處シテ行ク積リデアルトノ説明ガアツタノデアリマス

次ニ自動車用ノ資材、燃料等ノ配給ニ付テ、十分ナル方策ヲ講ゼナケレバ、自動車事業ハ到底發達スルモノデハナイト云フ點ガ問題ニナリマシテ、各委員カラ痛切ナ質問ト要望ガアリマシタ、之ニ對シテ鐵道、商工兩省ヨリ互ニ十分ナル連絡ヲ執ツテ、最善ノ努力ヲ拂フ旨ノ答辯ガアリマシタ
更ニ運賃問題ニ付テ論議ガ重ネラレマシタ、即チ最近ノ物價騰貴、燃料其ノ他資材ノ入手難等ノ事情ニ依リマシテ、自動車運送事業ノ經營ガ甚ダ困難ニナツテ來テ居ルカラ、運賃ノ値上ヲ認メル必要ガアルトノ意見ガ、多數ノ委員カラ主張サレタノデアリマス、之ニ對シテ政府ハ經營ガ困難ニアツテ來タコトハ事實デ、同情ハスルケレドモ、低物價政策ノ立場カラシテ、全般的な運賃値上ハ極力避ケタイト思フガ、缺損マデシテ經營ガ實際出來ナイヤウナ狀態ニアツテ來タコトハ事實デ、同情ハスルケレドモノニ付テハ、値上モ考ヘナケレバナラヌト思フカラ、具體的ニ十分調査研究シテ、善處スルト云フ答辯ガアツタノデアリ

斯クシテ討論ニ入リマシテ、民政黨ヲ代表サレテ山田清君ヨリ原案ニ賛成ノ意見ヲ述べラレ、尙ホ希望ヲ述ベラレタノデアリマス、其ノ希望條項ハ、組合統制ニ當リテハ自治ヲ主トシ、官治專制ノ弊ニ陥ラザルヤウ留意シ、省營「バス」ノ經營ニ當リテハ、眞ニ民衆ノ聲ヲ聽キ、鐵道本來ノ省營「バス」經營ノ本旨ヲ體シ、苟モ民間業者ト摩擦ヲ來スコトヲ避け、官民一致其ノ健全ナル對策ヲ樹立セラレントコトヲ望ム、ト云フコトノ希望ヲ述ベラレタノデアリマス、政友會ヲ代表セラレテ小平重吉君、田中好君ヨリ原案ニ賛成ノ意見ヲ述ベラレマシタ、小平君ヨリハ「タクシー」ノ取締保護ニ付キマシテ、至急立法ノ必要ガアルコトヲ要望サレマシタ、田中好君ヨリハ、民政黨ノ山田清君ト同趣旨ノ希望ヲ主張サレタノデアリマス、社會大衆黨ヲ代表シテ淺沼稻次郎君、ソレカラ第一控室ノ方ノ安藤孝三君、何レモ原案ニ賛成ノ意見ヲ述ベラレマシタ、此ノ段御報告致シマス(拍手)斯クシテ採決ニ入りマシタ所、滿場一致原案ニ賛成セラレテ、原案ハ可決致サレマシタ、此ノ段御報告致シマス(拍手)○議長(小山松壽君)　兩案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ
タ
(異議ナシ)ト呼フ者アリ
○議長(小山松壽君)　御異議ナシト認メマキ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通ス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ閉クニ決シマシテ可決セラレンコトヲ望ミマス

第一 農產物檢查法案(政府提出)

農產物檢查法

議長（小山松壽君） 服部君ノ動議ニ御異
アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
讀長（小山松壽君） 御異議ナシト認メマ
、仍テ直チニ兩案ノ第一讀會ヲ開キ、議
社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ
爲公債發行ニ關スル法律案
金華山軌道株式會社及朝倉軌道株式會
自転車交通事業法中改正法律案
第一、農產物検査法案 第一讀會ヲ開キマ
ニ
議長（小山松壽君） 別ニ御發議モアリマ
ス、第三讀會ヲ省略シテ、兩案トモ委員
報告通り可決確定致シマシタ（拍手）日程
第一、農產物検査法案 第一讀會ヲ開キマ
ニ
烏田農林大臣
第一 農產物検査法案（政府提出）
農產物検査法案
農產物検査法
第一條 米穀其ノ他ノ農產物ニシテ勅令
ヲ以テ指定スルモノハ命令ノ定ムル所
ニ依リ其ノ種別、品位、量目又ハ包裝
ニ付政府ノ行フ検査ヲ受ケタルモノニ
非ザレバ之ヲ受渡シ又ハ第二號ノ地域
ニ搬入スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ
一一該當スルモノニ付テハ此ノ限ニ在
ラズ
一 内地以外ノ地域ニ於テ生産セラレ
タルコト明ナルモノ
二 主務大臣ノ指定スル地域内ニ在ル

デアリマス、果然昨年ノ秋以來ノ如キ米穀出荷統制ノ重大ナル局面ニ遭遇致シマシテ、幾多ノ不便ト多大ノ不利益ヲ満喫サレタ事實ニ想ヒ到ルト、實ニ痛恨ノ至リデアリマス、支那事變發生以來茲ニ三箇年、議會方開カレマシタコトハ既ニ五回デアリマシテ、米穀關係法ノ制定モ幾度カ繰返サレタノデアリマスガ、其ノ間銃後ノ農業政策ハ多々益々體制強化ノ一路ヲ辿ツテ參リマシテ、戰時食糧生産ノ確保ト共ニ、所謂機構ノ整備改善ヲ期セヨトノ演説ハ、洵ニ熾烈ヲ極メテ居ルノデアリマスカラ、本法案提出ノ趣旨ト其ノ根據ヲ、今少シク具體的ニ明瞭ニベキ必要ガアルト思フノデアリマス、即チ本法ノ運用宜シキヲ得レバ、生産者ハ全體的ニ利益ヲ受クルヤ、又一部論者ノ言フガ如ク、地主ヤ自作農ノミヲ利益シ、小作ハ却テ不利益ニナルトノ疑念ヲ持タシムル處ハナイカ、此ノ點ニ關シ、斯ル疑惑ヲ一掃スルニ足ル政府ノ明確ナル御答辯ヲ願ヒタインデアリマス

國防政策ノ重要性ヲ持ツモノニアリマス、隨テ施行上ニ於テハ、各種ノ計畫ニ相當ノ經費ヲ投ジ、優秀ナル技術者ヲ優遇シテ、現地ニ於ケル公正的確ナル業務當擔者タラシメナケレバナリマセヌガ、地方廳ノ窮屈ナル財政状態デハ、豫算ノ執行ニ非常ナ蹉跎ヲ來シテ居ルノデアリマス、隨テ其ノ爲ニ現地生産者ノ直接指導ヲ行ツテ、此ノ重大ナル國家的検査施行ノ任ニ當ラントスル有爲ノ青壯年職員モ、待遇が極メテ悪ク、且又検査内容ノ充實ヲ期スル爲ニ要スル經費ニ重壓ヲ受ケテ、全ク事業將來ニ改善發達ハ目下ノ所行詰リマシテ、或縣デハ容易ナラザル實情ニアルノデアリマスカラ、此ノ點ハ寧ロ内務當局ヲ始メ地方長官ノ國營検査制ニ對スル所ノ認識ノ不足デハナイカト思フノデアリマス、今日ノ如キ貧弱ナル地方費ヲ以テ、ドウシテ此ノ重大ナル機能ヲ完全ニ果ス有爲有能ナル所ノ人材ヲ網羅スルコトガ出來ルノデアリマセウカ、内務當局ハ國家政策トシテ、本事業ノ完遂ガ茲ニ達セラレヨウトスルコトニ對シ、寧ロ雙手ヲ擧ゲテ贊成スベキガ當然デアリマスマイカ、地方長官ノ本法實施ニ對スル異論ノ真相顯未ニ關シテ、内務大臣ノ御意見ヲ伺ヒマスト同時ニ、本法ノ實施方行政上ニ與フル影響ニ付テモ、亦御意見ヲ求ムル次第デアリマス

リマシテ、是コソ第一ニ全國的統一ヲ圖ラ
ネバナラス問題ト考ヘルノデアリマス、殊
ニ現行検査制ノ實施状況ヲ見ルニ、正味量
ノ統制ハナク、検査等級程度ガ不統一ナル
ガ故ニ、自分ノ縣ノ穀物ヲシテ市場ノ名聲
ヲ博セシメタイト云フ、所謂競争心理ヲ併
發セシメテ、標準程度ヲ高メントスルニ汲
波タルモノガアリマス、隨テ下位ノ等級ト
等外品ヲ激増シマスル結果、小作關係サヘ
悪化サセル實例ガ多々アルノデアリマシテ、
若シ茲ニ國營検査ガ實施サルルコトニナリ
マシタナラバ、此ノヤウナル弊害ヲ取除ク
コトガ出來ルカドウカ、此ノ點率直ニ御答
辯ヲ願ヒタインデアリマス

イヤウナ御方針ヲ執ラルコトニ相成ルモノデアルカ、政府ノ御意見ヲ伺ヒタイノデアリマス、全國六千數百ノ検査員諸君ガ、此ノ點ニ付テ一齊ニ不安焦慮ノ状態ニアルコトヲ思ヒマスレバ、當局ノ明白ナル御答辯ニ、多大ノ期待ヲ懸ケテ居ル次第アリマス

更ニ金融問題ニアリマスルガ、米穀其ノ他重要農產物ニ對スル金融ノ途ハ未ダ十分デハアリマセヌ、公正妥當ナル評價査定ヲ受ケ、收穫ト同時ニ金融ヲ受ケルコトハ、極メテ敏速ヲ要スルノデアリマス、政府ハ本法ノ實施ト共ニ農業金融ノ敏速圓滑ヲ期スル如何ナル用意ガアリマスカ

更ニ私ハ農業倉庫ニ對スル國家管理ヲ斷行シ、生産者ノ販賣統制ヲ強化スルコトガ必要ト思フノデアリマス、就中自作者、小作者階級デハ、販賣米ニ對スル金融ノ途ガ梗塞サレ勝チデアリマシテ、出來秋ニ賣リ急グ結果ヲ見ザルヲ得ナイノデアリマス、本法ノ實施ト共ニ現在ノ農業倉庫ヲ活用シ、更ニ之ヲ助成シテ内容ノ改善ヲ圖リ、米穀政策遂行ノ重要ナル役割ヲ果シ得ルマデニ國家管理ヲ強化シ、組合ノ自治統制ト國家統制ヲ渾然一體ナラシムルコトガ、戰時下ノ食糧對策トシテ極メテ適當デハナイカト思フゾデアリマスルガ、之ニ對スル政府ノ御所見ヲ伺ヒタイノデアリマス、昭和十三年度現在ニ於ケル農業倉庫ノ收容力ハ三千万俵ニ達シ、尙ホ此ノ外聯合農業倉庫ノ收容力ガ三百万俵ニ達シテ居リマスルノデ、政府ハ是等農業倉庫ニ對スル今一段ノ積極的助長策ヲ講ジ、眞ニ國策ニ協力スルヤウニ誘導スルコトガ、何ヨリモ緊急ノコトト私ハ確信致ス者ニアリマス

次ニ現物納稅ノ問題デアリマスルガ、
政府ハ本法ノ運用ニ依ツテ、米麥其ノ他
ノ國營検査ヲ實施スル結果トシテ正味量
ノ正確統一ガ期セラルルト共ニ規格統
一ニ依ル等級ノ簡易化ガ促進サレテ、米麥
ノ價格ガ公正ニ安定シ、重量検査制ノ實施
ニ依ツテ、公正ナル價格操作ガ實施サレ
ルノデアリマス、隨テ私ハ茲ニ詳シク説明
スル時間ノ餘裕ヲ持合セテ居リマセヌガ、
批判トシテハ、生産者タル農村民ハ、公租
公課ノ現物納付制ヲ、此ノ機會ニ於テ實現
シテ貴ヒタイト云フ要求ヲスルニ至ルダラ
ワト思フノテアリマス、私ノ見ル所デハ、幸
ニ茲ニ米麥ヲ中心トル國營検査ガ實施サ
レマスナラバ、當然生産者ハ、國營検査米
ヲ公租公課ノ現物納付ノ對象タラシムルコ
トニ、敢テ差支ハナイモノト確信致シマス
勿論現物納稅ガ徵稅技術上ニ於テ、將又地
カ自治體ノ財政ヲ處理スル上ニ於テ、多大
ノ困難ヲ伴フモノダトノ批判ハ、之ヲ覺悟
致サネバナリマセヌ、併シナガラ、此ノ支
那事變ニ依ツテ、混亂ノ極ニアル現下日本ノ
立スルコトハ、極メテ重要ナル國家ノ緊急
業立法トシテ強行サレル此ノ絶好ノ機會ヲ
逃セズニ、是ト並行シテ現物納稅制度ヲ確
立言フベク、公租公課ノ現物納付制斷行ニ
及ツテ置キタイノデアリマス。

更ニ政府ガ今議會ノ米穀關係法委員會デ
發表サレタ、米穀需給調節ノ特別會計狀況
調ヲ見マスト、政府ガ米穀ノ買上ト賣渡業
ヲ換ヘテ言ヘバ、時局必須ノ革新政策トモ
シテ、特ニ内務大臣及ビ大藏大臣ノ御所見ヲ
承ツテ置キタイノデアリマス。

タカト云フト、大正十年以來昭和十四年十二月末マデニ、三億一千万圓餘ニ達シテノルノデアリマス、私ハ我國ノ行政府ニ於ケル特別會計制度ノ運用ガ、何レモ殆ド國民ノ希望ヲ裏切ツテ居ルト思フノデアリマス、其ノ是非曲直ニ付テハ、茲ニ問題トスルモノデハアリマセヌガ、寧ロ此ノ際政府ハ、此ノ特別會計ノ蒙レル既往ノ損失ハ速ニ整理サレテ、戰時下食糧政策完遂上萬遺憾ナリキヲ期セラレンコトヲ主張スル者デアリマス、昭和八年ニ米穀統制法方實施サレマシタ當時ニヘ、二億三千四百万圓餘ノ損失デアリマシタモノガ、昭和十二年支那事變勃發以來一躍シテ二億九千万圓、三億万圓ヘト、其ノ損失ハ非常ナル急増ヲ見テ行クバカリデアリマシテ、本年ノ如キハ一千万石ノ買入ヲ目下斷行中デアリマスルガ、之ニ賈スノヨル一箇年間ノ總保管料ハ、一石當リ政府ノ發表デハ二圓八十錢程度デアリマスルカラ、國家ノ損失ニ付テ責任ヲ執ルノガ當然ト思フノデアリマス、三億万圓ノ莫大ナル國家ノ損失ニ付テ、誰ガ責任ヲ負フモノナリヤ、國家ノ點先づ御言明ヲ願ヒタイノデアリマス、更ニ又現内閣ハ、明ニ米穀特別會計ニ於ケル所デハアリマセヌガ、戰時下益々重大化シス、然ル上ハ是ガ處理ノ方法ニ付、一應議會ノ協賛ヲ求メラルベキ筋合ノモノデハナテ三億九百九十七万九千圓ノ損失デアルト、此ノ委員會ノ資料トシテ發表サレテ居リマス、然ル上ハ是ガ處理ノ方法ニ付、一應議會ノ協賛ヲ求メラルベキ筋合ノモノデハナテ、イデセウカ、豫算案ガ通過シタ今日ニ於テ、此ノ莫大ナル損失問題ヲ蒸返シテ批判ガムトキニテ參リマスル食糧政策ノ傳統ヲ思フトキニ

本問題ノ處理ト其ノ解決ハ、決シテ閑却出
來ナイコト存ズルガ故ニ、此ノ機會ニ言
及シテ、農林大臣、商工大臣ノ所見ヲ質シ
テ置ク所以デアリマス、殊ニ藤原商工大臣
ハ貴族院議員トシテ、去ル六十四議會ノ齋
藤内閣當時、米穀統制法ガ制定サレマシタ
折、米穀會計ノ損失ヲ難詰シテ、其ノ協賛
ヲ議會ニ求メヨト論難サレタコトデアリマ
スカラ、此ノ機會ニ特ニ藤原商相ノ所見ヲ
要求スル次第デアリマスガ、本日ハ御見エ
ニナラヌヤウデアリマスルカラ、別ノ機會
ニ御伺スルコトニ致シマス

次ハ總理ニ御尋シタインデアリマスルガ、
御見エニナラナカツタナラバ、又適當ノ機
会ニ御尋スルコトニ致シマス

米穀ノ應急對策措置トシテ、法律改正問題
モ既ニ本院ニ協賛ラ遂ケタノデアリマスルシ、
又十五年度米穀ノ需給計畫モ、食糧確保ノ爲
ノ增產計畫モ、其ノ全綱ダケヘ本會議及ビ各
委員會ニ於ケル同僚諸君ノ質疑ニ對スル政
府ノ答辯ニ依ツテ、一應大體ノ輪廓ハ吾々ノ
諒承シタ所デアリマスルカラ、私ハ此ノ機會
ニ繰返シテ斯ル當頃ノ應急對策ヲ御尋スル
者デハアリマセヌ、私ガ最後ニ御尋シタイ
點ハ、現内閣方今後益々重大化シテ參リマス
ル東亞ノ時局ヲ眞ニ憂慮サレテ居ルナラバ、
戰時ノ食糧政策ニ付テ、今少シク根本ニ觸レ
タ何等カノ革新ヲ斷行スベキ必要ガアルノ
デハナイカト云フ點デアリマス(拍手)殊ニ
多年吾々ガ要望シテ參リマシタ米穀ノ國營
検査法ヲ今回制定サレタ目的ハ、戰時ノ食
糧確保ニ努力スル爲ダトノ御方針ハ認ヌマ
スルガ、現内閣ハ戰時ノ食糧行政ノ根本改
革ニ付テ、未ダニ何等ノ言明モナサレテ居
ナイノデアリマス、日本ヨソハ戰爭ガ三年、

ト云フ安心ヲ、絶對的ニ確信シテ居タノデアリマス、然ルニサウ云フ國民ノ安心ト、政府ニ對スル信賴トガ昨秋以來、絶無トハ申シマセヌガ、殆ドナクナツタノデアリマス、ソコデ幸ニ此ノ七十五議會ニ於テ、國民ハ此ノ議場ヲ通ジ、現内閣が抱懐スル戰時食糧政策ノ根本的革新意見ヲ、大ニ聽カント欲シテ居ツタノデアリマスルガ、今日マデノ政府ノ言明ヤ、其ノ答辯等ニ依リマスルト、ドウモ核心ニ觸レタ食糧問題ノ根本解決策ガ發見サレテ居ナイコトヲ、非常ニ私ハ遺憾ニ存ズルノデアリマス、殊ニ我國ノ戰時食糧政策ハ、最早内地ノミニ機構ヤ制度ニノミ依存シ、泥繩式ノ糊塗策デハ、絶對ニ駄目デアルコトハ現内閣ハ百モ承知シテ居ルベキ筈デアルノデアリマス、又内地ノ食糧問題ニシテモ、モウ既ニ今日デハ農林省ダケニ任せテ置イテハ絶對ニ解決ガ出來ナイ程、ソレ程政治的ニ見テ行詰ツテ居ルト私ハ思フノデアリマス(拍手)現内閣ハ我國ノ現下ノ食糧政策ノ遂行ヲ、一農林省ニノミ任せテ置カレル考デアルカドウデアリマスカ、國民多數ノ生活ガ一タビ食糧ノ不安ニ襲ハレタナラバ治安行政ノ破綻トナリ、國軍ノ士氣ニ重大影響ヲ及ボシテ參リマスコトハ必至デアリマス(拍手)ソコテ吾々ハ内外地及比満洲國ヲ一體トシタ綜合的食糧政策ノ確立ヲ、現内閣が實行ニ移スカドウカト云フコトヲ、此ノ機會ニ於テ總理大臣ノ御答辯ヲ煩ハシタノデアリマス、何トナレバ、本年度ノ米穀需給逼迫問題ハ、島田農林大臣ガ、樂觀モセズ、悲觀モセズト屢々答辯サレタヤウナ、場當リノ觀念論デハ、決シテ國民ハ

安心ガ出来ナイカラデアリマス(拍手)曾テノ歐洲大戦デ、交戦國民ガ經驗シタ苦惱サ

ヘ覺悟シテ置カネバ、聖戰終局ノ大目的ヲ完遂スルコトハ斷ジテ出来ナイカラデアリ

マス
ソコデ私ハ此ノ機會ニ戰時食糧政策ノ革新試案ヲ述べマシテ、總理大臣ノ考慮ヲ促シタイト思フノデアリマス、現内閣ハ内閣直屬下ニ戰時食糧局ヲ設置シ、農林、拓務、内務、商工、厚生、鐵道各省ニ瓦ル主管事項ヲ統一シ、生産計畫、配給機構、消費規正、價格政策、輸送對策等、内外地共ニ一貫スル食糧行政ヲ遂行スルコトノ決意ガアリマスカドウカ、承りタイノデアリマス(拍手)

更ニ又現内閣ハ、私方前ニ述べマシタ質問ノ結論トシテ、食糧局ヲ速ニ設置スルト共ニ、日滿支ヲ一貫スル食糧經濟ノ完璧ヲ期スル爲、東亞經濟懇談會ノヤウナ生溫イ機關デハナクテ、又複雜多岐ニ瓦ル役人鳥合ノ機構デモナク、眞ニ朝野ノ練達堪能ノ士ヲ網羅シタ食糧經濟會議ヲ常設スルノ御意思ハアリマセヌカ、本經濟會議ヲ常設スル理由及ビ其ノ機構運用等ニ付テハ、此ノ際私ガ細カク申述べナクトモ、十分ニ御諒承ノコトト信ズルノデアリマスルガ、終リニ臨ミ一言致シタイコトハ、刻下聖戰ノ有終ノ目的ヲ完遂スル爲ニハ、帝國ハ更ニ又大ナル難關ニ遭遇スルデアリマセウ、而シテ今後國際的ニ如何ナル難關ガ萬一起リマシテモ、日滿兩國ト、今將ニ生誕セントスル新支那政府トノ綜合的食糧政策ヲ樹立致シマシタナラバ、五年ヤ十年ハ、現地將兵ノ糧秣補給モ、銃後國民大衆ノ食糧不安モ、完全ニ解消サレマシテ、我ガ帝國ハ東亞長期ノ新秩序建設運動ニ向ツテ、一路邁

ト進スルコトガ出来ルモノト確信スル次第デアリマス、以上ヲ以テ私ノ質問ヲ終リマス(拍手)

(國務大臣島田俊雄君登壇)

○國務大臣(島田俊雄君) 成島君ノ御質問ニ大體御詫致シマス、本法案ノ提出ノ遲レ

是ハ現在アリマス縣ノ検査機關ヲ、國營ノ場合ニ於テ統一ヲ致シマスル關係等カラ致

シマシテ、事務的ニ内務當局トノ間ニ話ヲ致シテ居ツタヤウナ關係デ遅レタ次第デアリマシテ、質問中ニ御述ニナリマシタヤウナ意味ノ、所謂摩擦トカ争トカ云フヤナウ意味ノ事柄ハナカツタノデアリマス

カラ、此ノ點私ヨリ一應釋明致シテ置キマス
尙ホ現在ノ検査ニ於ケル弊害ガ、國營檢査ニ於テ一掃出來ルカト云フヤナウ意味ノ御質問ニ對シマシテ、是ハ即チ今回國營檢査ヲ斷行スルト云フコトノ眼目トスル所デアリマシテ、必ズ此ノ國營檢査ノ實施ニ依リ

マシテ、從來ノ穀物検査ニ對スル缺陷弊害ト云フコトヲ一掃致スヤウニシナケレバナラスト考ヘテ居リ、又ソレヲ期スルコトガ出来ルト、斯様ニ考ヘテ居リマス

次ニ米穀需給調節特別會計ノ損失金ノ始末ニ付テノ御意見デアリマスガ、既ニ此ノ問題ニ付テハ、從來屢々政府部内ニ於テモ

研究サレテ居ル所デアリマスシ、又御趣

意ノ點ハ能ク分ツテ居ルノデアリマスガ、

此ノ點ニ付キマシテハ尙ホ之ヲ繼續致シマ

シテ、十分此ノ整理ノ點ニ付キマシテ、所謂損失ノ始末或ハ切捨ト云ヒマスカ、此ノ特別會計ノ損失ノ處置ト云フコトニ付キマ

シテハ、慎重ニ研究ヲ致シテ對處シタイト

考ヘテ居リマス

次ニ戰時食糧政策ノ上カラ、根本的ナ機

構其ノ他ニ付テ方針ヲ立テルト云フコトノ

必要ガアルト云フ御意見ニハ、是ハ私ハ全然同感デアリマス、唯御承知ノ如ク、此ノ

度本院ヲ通過致シマシタ十五年度ノ豫算ノ

テ、考究ヲ致ス考ヲ持ツテ居ル次第デアリマス

農業倉庫ノ國營、國家ニ於テ之ヲ管理スルト云フヤウナ問題、是等ノ問題ニ付キマシテハ、是ハ將來ノコトト致シマシテ、十分之ニ付テ研究ヲ致シタイト考ヘテ居リマス、尙ホソレニ關聯シテノ御話デアリマシタガ、現物ヲ以テ租稅ニ代ヘルト云フヨリモ、現物ヲ租稅トシテ納メル問題、此ノ問題ハ御意見ノ通り、時宜ノ上カラ考ヘマシテモ、大イニ考究スベキ問題ト考ヘマス、隨テ大藏當局ナゾニ於テモ、ソレドモ意見ガアラウト考ヘマスガ、今日ノ事情、殊ニ國營檢査ヲ米ニ付テ實行致シマスル上カラシテ、或ル場合ニ物納ヲ許スト云フコトノ途ヲ開クト云フコトハ極メテ適切ナ考ヘ方ト考ヘマスルガ、此ノ點ニ付キマシテ、尙ホ政府タイト考ヘテ居リマス

マシテ、從來屢々政府部内ニ於テモ

研究サレテ居ル所デアリマスシ、又御趣

意ノ點ハ能ク分ツテ居ルノデアリマスガ、

此ノ點ニ付キマシテハ尙ホ之ヲ繼續致シマ

シテ、十分此ノ整理ノ點ニ付キマシテ、所

謂損失ノ始末或ハ切捨ト云ヒマスカ、此ノ

特別會計ノ損失ノ處置ト云フコトニ付キマ

シテハ、慎重ニ研究ヲ致シテ對處シタイト

考ヘテ居リマス

次ニ戰時食糧政策ノ上カラ、根本的ナ機

構其ノ他ニ付テ方針ヲ立テルト云フコトノ

必要ガアルト云フ御意見ニハ、是ハ私ハ全然同感デアリマス、唯御承知ノ如ク、此ノ

度本院ヲ通過致シマシタ十五年度ノ豫算ノ

中ニハ、農林省ニ於キマシテ、從來ノ米穀局ノ機構ヲ擴大致シマシテ、食糧局ヲ外局トシテ置クノ計畫ヲ立テテ居リマシテ、是

ハ豫算通過ト共ニ來年度ヨリ相當大キナ規

ルト云フヤウナ問題、是等ノ問題ニ付キマ

シテハ、是ハ將來ノコトト致シマシテ、十

シタイト思フノデアリマス、現内閣ハ内閣

直屬下ニ戰時食糧局ヲ設置シ、農林、拓務、

内務、商工、厚生、鐵道各省ニ瓦ル主管事

項ヲ統一シ、生産計畫、配給機構、消費規

正、價格政策、輸送對策等、内外地共ニ一

貫スル食糧行政ヲ遂行スルコトノ決意ガア

リマスカドウカ、承りタイノデアリマス(拍手)

更ニ又現内閣ハ、私方前ニ述べマシタ質問ノ結論トシテ、食糧局ヲ速ニ設置スルト共ニ、日滿支ヲ一貫スル食糧經濟ノ完璧ヲ期スル爲、東亞經濟懇談會ノヤウナ生溫イ機關デハナクテ、又複雜多岐ニ瓦ル役人鳥合ノ機構デモナク、眞ニ朝野ノ練達堪能ノ士ヲ網羅シタ食糧經濟會議ヲ常設スルノ御意思ハアリマセヌカ、本經濟會議ヲ常設スル理由及ビ其ノ機構運用等ニ付テハ、此ノ際私ガ細カク申述べナクトモ、十分ニ御諒承ノコトト信ズルノデアリマスルガ、終リニ臨ミ一言致シタイコトハ、刻下聖戰ノ有終ノ目的ヲ完遂スル爲ニハ、帝國ハ更ニ又大ナル難關ニ遭遇スルデアリマセウ、而シテ今後國際的ニ如何ナル難關ガ萬一起リマシテモ、日滿兩國ト、今將ニ生誕セントスル新支那政府トノ綜合的食糧政策ヲ樹立致シマシタナラバ、五年ヤ十年ハ、現地將兵ノ糧秣補給モ、銃後國民大衆ノ食糧不安モ、完全ニ解消サレマシテ、我ガ帝國ハ東亞長期ノ新秩序建設運動ニ向ツテ、一路邁

トガ出来ルノデアリマスガ、恩給ノ點ニ付キマシテハ、恩給法ノ關係等ガアリマスノリマスガ、待遇ノ點ニ於キマシテハ、是ハ現在ヨリ良クナルト云フコトヲ申上ゲルコシマシテ、ソレ等ノ點ニ付テ出来ルダケ此ノ恩典ニ外ルルコトノナイヤウナ處置ニ付

キマシテハ、恩給法ノ關係等ガアリマスノリマス、是等ノ點ニ付テハ尙ホ十分ニ研究ヲ致シテハ、慎重ニ研究ヲ致シテ對處シタイト考ヘテ居リマス

ト考ヘマス、尙ホ今後モ日滿支ヲ通ズル食糧政策、其ノ確保ニ付キマシテハ、十分ニ必要ガアルト云フ御意見ニハ、是ハ私ハ全然同感デアリマス、唯御承知ノ如ク、此ノ度本院ヲ通過致シマシタ十五年度ノ豫算ノ

〔政府委員木村正義君登壇〕

○政府委員(木村正義君) 農産物検査法實施ノ機會ニ、公租公課ノ物納制度ヲ認メタラドウカト云フ御質問デアリマシタガ、金錢收入ノ少イ農家經濟ノ上カラ申シマスト、極メテ重要ナ問題デアルト存ジマス、隨ヒマシテ政府ト致シマシテハ、只今農林大臣カラ御答ガアリマシタヤウニ、此ノ點ニ關シマシテへ篤ト考究スル必要ガアルト考ヘマス、併シナガラ今日ト致シマシテハ、直チニ物納ヲ認ムル、斯ウ云フ程度ニナツテ居ナイト云フコトヲ御答申上ゲテ置キマス

〔政府委員青山憲三君登壇〕

○政府委員(青山憲三君) 只今成島君ノ御質問中、内務省ニ關係スルコトニ付テ御答辯申上ゲマス、米穀其ノ他農產物ノ國營検査ノ問題ニ付キマシテバ、内務省ノ關係トシテモ、何等異存ナク必要ナコドト考ヘテ居ルノデゴザイマス、國營検査ニ伴フ事務的準備等ニ關シテ、過般農林當局ト協議研究スルコトニ付テ、萬全ヲ期シテ居ツタ次第デゴザイマシテ、其ノ間ニ意見ノ相違トカ云フヤウナ、紛ハシイ問題ノナカツト云フコトヲ御答申上ゲマス、次ニ租稅ノ物納關係ニ付テハ、只今大藏當局カラモ御話ノ如ク、地方稅ニ關係致シマシテハ、種々研究致スベキ點モアリマスノデ、將來篤ト更ニ考究ヲ重ねタクト云フ考デゴザイマス

○議長(小山松壽君) 楊口善右衛門君

〔楊口善右衛門君登壇〕

○楊口善右衛門君 略ハ只今上程ニナリマシタル米穀検査法案ニ付テ政府ニ所信ヲ質シタイト思ヒマス、第一ニ御尋申シタイコトハ、本法案ノ目的ヲ此ノ際ハツキリ明示シテ置イテ戴キタイト云フコトデゴザイマス、

次ニ検査ノ統一ノ方法ニ付テ、質力量力、之ヲ御尋致シタイト思ヒマス、次ニ此ノ強制的検査ニ對シテ手數料撤廢ノ件デアリマス、次ニ精米製粉ニ對スル検査ノ方法ニ付テ御料、飼料其ノ他ニ對スル検査ノ方法ニ付テ御尋ヲ致シマス、尙ホ次ニ農家の供出ニ對スル不當割當ニ付テ政府ノ御考ヲ承リタイ、尙ホ又事變ニ於ケル農村ノ受ケタル影響ニ對シ、農村ノ勤勉努力ニ對スル政府ノ用意ヲ伺ヒタトイ思ヒマス

是ヨリ其ノ大體ノ内容ニ付テ説明致シマスガ、米ノ検査、麥ノ検査、所謂農產物ノ検査位難カシイモノハナイノデゴザイマス、サウンテ其ノ區域ガ廣クナレバナル程统一ハ困難ニナリマス、若シ強ヒテ統一ノ實ヲ擧ゲントスレバ、極メテ不公平ニナリマス、仍テ古クヨリ米ニ於キマシテハ、年貢米ヲ検査スルトシテ、部落ニ於テ村ニ於テヤツテ居ツタ、ソレガ郡ニナリ縣ニナルニ從ヒ、次第ニ擴張致シテ、部落ニ於テ、町村ニ於テ、部落ニ於テ、又リ米ノデゴザイマス、非常ナル不公平ガ起ツテ來ル、只今ハ生産者、農家、何レモ此ノ検査ノ爲ニハ不平不滿ガアリマスルケレドモ、

地ハ收穫ハ少イガ其ノ米ハ旨イ、ココニ特色ニアガル、此ノ質ヲ滅却スルト、山手ノ瘦地ニ習慣付ケラレテ受ケテ居ル程度ニ過ギナインモノデアリマス、仍テ此ノ度之ヲ國營ニ統一ナサレルニ付テハ、餘程難カシイコトデアルカラ、政府ニハ十分ナ御考ガアルコト云フコトヲ御答申上ヨリ起ツテ來ル、其ノ結果ハ、此ノ壇上ヨリ必ズ政府ニ向ツテ論議ヲ重ネル機會ガ、

スル、的確ヲ期スルト云フ風ニ、誤ツタ方法ヲ執ラレマスナラバ、必ズ不平不滿ガソニ起ツテ來ル、其ノ結果ハ、此ノ壇上ヨリ必ズ政府ニ向ツテ論議ヲ重ネル機會ガ、

云ヒマシテモ、非常ニ不公平ガ多イノデア

リマス、ダカラ非常ニ不平不満デアル、先
ヅ最初府縣が目論見マス時ノ目的ハ、商品
價値ヲ高メ、同時ニ中間ノ米穀商ノ搾取ヲ
免レ、共同販賣ヲシテ農村ノ利益ヲ増進ス
ルト云フノガ目的デアリマス、然ルニ愈々
検査ヲヤツテ見ルトドウデアルカト云フト、
マス、ソコデ小作者ガ年貢ニ持ツテ行ク時
ニ、作柄相當ノ物ヲ持ツテ行ケバ宜イ譯デ
アルガ、其ノ標準米ト定メタルモノヲ持ツ
テ來テ、ソレニ合ハネバ不合格タト云フヤ
ウナ殘酷ナルコトモ、我國ノ農家ナレバコ
ソ之ヲ我慢シテ居ルノデアリマス、小作人
ニハ斯ウ云フ不利益ガアリマス、是ハ一升
ヤ二升ノ獎勵米デ追付クコトデハナイノデ
アリマス、若シ夫レ八分作七分作ニナリ
マシタナラバ、半數以上曆米ニ出サネバ四
等米ニ取ラナイノデアリマス、ソコデ自作
農ハドウ云フコトニナルカト云フト、是亦
不利益此ノ上ナインデアリマス、從來ノ例
デ見マスト、自作スル者ハ地主ガ米ヲ賣出
サヌ内ニ、早出シ米ヲシテ、即チ端境期前
ニ出ス、是ガ一番ノ利益デゴザイマス、然
ルニ検査ヲ受ケナイモノハ賣ラセヌ、隣ノ
米屋、村ノ酒屋ニ賣ルニモ拘ラズ、検査ヲ
機ヲ失ツテ、早出シ米ノ目的ヲ以テヤルコ
受ケナイトイカスト言ハレルガ、時恰モ農
繁ノ時節デ、手足ハ戰輝レデ荒レテ居ル、
ソソナ餘裕ヤ勞力ハナイカラ、賣ルベキ時
送ルヤウナ儀裝ヲサセラレテ、自作農ノ得
ル所ハ何モナイ、已ムヲ得ヌカラヤツテ居

ルニ過ギザル狀況デアリマス、又地主ハド
ウカト云フト、是ハ成タケ運ク賣ルコトガ
利益デアル、然ルニ八月以降ニナレバ、再
ビ検査ヲ受ケナケレバナラヌ、其ノ不利不
便ナルコトハ、之ヲ體験シタ者ノ常ニ不平
ヲ言フ所デゴザイマス（拍手）十錢二十錢位
高ク賣ツテ何ニナル、倉カラ出シテ米屋ニ
賣ツテ、米屋ガ來テソレヲ又出スト云フヤ
ウニ、何處出サナケレバナラヌカ分ラヌガ、
之ヲヤラネバ検査違反デアル、斯ウ云フ風
デアリマスカラ、兎ニ角今日各府縣共規則ヲ
厲行シテ、殆ド強制検査ヲ受ケル者ハ極メア
ノデアリマスガ、若シ政府ガ手數料ヲ御取りリ
ニナルコトニシテ、之ヲ希望検査ニセラレ
タナラバ、恐ラク検査ヲ受ケル者ハ極メア
少數ニ止マツテシマフデアラウ、仍テ小作
人、地主共ニ利益ハナイノデゴザイマス、
ソレダケ値段ガ上ツタト云ツテ何ガ上ツ
居ルカ、唯品質改善ニノミ傾イテ行ツテ居
ルノガ現在ノ検査デアリマス、所ガ今日政
府ハ法律ヲ以テ強制シテ検査ヲ受ケサセ
間違ヘバ千圓ノ罰金ダト云フヤウナ嚴重ナ
コトヲスル以上ハ、當然此ノ手數料ハ政府
トシテ撤廢スベキモノデアル、尙又現在取
ツテ居ラヌ縣モアルノデアル、ソレヲ此ノ
度ノ勅令ニ依ツテ定メテ居ル所ヲ見ルト、
萬遍オク取ルト云フコトニナツテ居ルガ、
是ハ此ノ検査ノ實情ニ即セザル、政府ノ非
常ナ見込違ヒデハナイカト思ヒマス、私ハ
撤廢スル方ガ宜トイ思フガ、政府ノ之ニ對
スル御意嚮ハ如何デゴザイマセウカ
次ニ白米竝ニ製粉ノ検査デゴザイマス、
元來我國ノ米穀ハ、國內ノ自給自足ヲ原則
トシテ居ルモノデゴザイマシテ、決シテ外
國ニ出スモノデモ何デモナイ、其ノ賣先ハ

何處カト言ヘバ、精米屋、製粉所ノ加工原
料ニ過ギザルモノデアリマシテ、直接需要
者ニ玄米ヲ賣ルヤウナ場合ハ極メテ稀デゴ
ザイマス、然ルニモ拘ラズ、此ノ直接賣ラ
ヌモノヲ、今言フヤウニ聲價ヲ高メルノダ、
商品價値ヲ上ゲルノダト云フ理由ノ下ニ檢
查ヲヤラレルガ、直接需要者ニ賣ル所ノ著
ハ米屋デゴザイマスガ、此ノ方ノ検査ハ自
治検査ニナツテ居ル、國營ヲ以テ玄米ヲ檢
査スルト云フ半面、直接需要者ニ賣ル所ノ
精白米ハ自治検査ニ任セル、或ハ検査セズ
ニ賣ツテモ宜イ、ソコデ農家ノ賣ル四等米、
甚シキハ等外米ガ、一等米トシテ賣ラレテ
居ルト云フノガ、今日ノ白米ノ實情デゴザ
イマス(拍手)ソレハマダシモ、酷イノハ外
米ヲ入レテモ、尙ホ一等米トシテ賣ツテ居
ルノデアリマス、斯ウ云フ直接需要者ニ賣
ル所ノ者ノ、サウ云フ一部ノ不正ナル者ノ
爲ニ、全體ノ信用ヲ害スルコトガアリマス
カラ、ヤハリ玄米ノ國營検査ト同様ニ、精
白米ニ付テモ皆検査ヲシテ、一般需要者ヲ
シテ不利不便ナカラシメルコトガ、今日ノ
場合必要ナコトダト思フガ、政府ハ之ヲド
ウ云フヤウニ見ラレルカ、尙又小麥ヲ製粉
會社ニ賣ルコトデアリマスガ、製粉ノ方ハ
「マーク」ヲ附ケテ居ルダケノモノデ、検査
トテ別ニナイノデゴザイマス、ソコデ小麥
ノ検査ガ始マルト、是マデ製粉會社ノ株ト
云フモノハ、暴落シテ買手ノナイヤウナモ
ノガ、一躍暴騰シテ、配當ノ利潤ハ政府ノ
御承知ノ通リデゴザイマス、無論是等ハ檢
査ニ依ツテ生産者ガ犠牲ニナツタ結果デア
ルカ、或ハ製粉屋ノ技術ニ依ルカハ知リマ
セヌガ、少クトモ需要ニ供スル所ノモノデ

アル、現在色々モノヲ交ゼルト云フ疑サヘ
受ケルモノデアルナラバ、宜シク此ノ製粉
會社モ十分ノ検査ヲセラレルコトガ、今日
ノ食糧對策トシテ必要ナコトデハナイカ
次ニ、農家買ヒマスル所ノ需要品デゴザ
イマス、是ハ何モ検査ト云フモノハアリマ
セヌ、今日事變ノ長引キマスルニ付キマシ
テ、段々物ガ不足スルニ伴ツテ、極メテ粗
製濫造ノ品ガ多イ、御承知ノ如ク酒ニハ水
ヲ入レテ居ル甚シイモノハ金魚ヲ入レテモ
死ニハセヌトマデ言ツテ居ル(拍手)又糠ニ
製濫造ノ品ガ多イ、御承知ノ如ク酒ニハ水
ヲ入レテ居ル甚シイモノハ金魚ヲ入レテモ
死ニハセヌトマデ言ツテ居ル(拍手)又糠ニ
ハ砂ヲ交ゼル、ソレカラ醤油ニハ水ヲ交ゼ
ルトカ、或ハ石炭ニハ石ヲ交ゼル、餽餉粉
ニハ泥ヲ交ゼル、絹物ノ目方ヲ附ケルニハ
錫ヤ鉛ヲ交ゼルトマデ言ツテ居ル、是ガ公
然ト白晝ニ賣ラレテ、而モ今爭ツテソレヲ
買ツテ行クノデゴザイマス、ソレハマダ我
慢ガ出來ルト致シマシテモ、必需品ノ中ノ
主タルモノハ肥料、飼料デゴザイマス、此ノ
肥料、飼料ト云フモノハ、肥料ハ成分表ガ
附ケテアル、之ヲ以テ政府ハ検査シタト言
フ、之ヲ信頼スルト云フコトデアリマセウ
ガ、今日ノ肥料ハ、先づ配合肥料ニハ砂ヲ
交ゼテ居ルノデゴザイマス、油粕ニハ岩ヲ
碎イテ交ゼテ居ルノデゴザイマス、有ユル
サウ云フ風ナ惡辣ナコトヲシテ、農家ノ買
フ物ハ、石灰ナドハ生焼ナドヲ寄越シテ、
儀マデ目ヲ掛ケテ、サウシテ今日検査ヲ受
是ハ取締モ何モアリハセヌ、斯ウ云フモノ
ハ私共一々検査ヲ一依毎ニセラレルガ當然
デハナイカ、農家ノ生産スル所ノモノハ空
ケタル所ノ在所、氏名、年月日カラ品質、
量目、ソコマデ明記サシテ、儀ヲ開ケルマ
デノ責任ガ生産者ニアルノデゴザイマス、
然ルニ肥料ナルモノハ、全ク今日素人ノ農

家ニ見分ケノ容易ナラザルモノニアツテ、
併毎ニ之ヲ検査スルト云フコトハ、私ハ當
然肥料不足ノ此ノ際ハ、一層甚甚ナ注意ヲ
拂フ必要ガアルト思フノデゴザイマス、尙
又飼料デゴザイマス、鶏ノ餌、是ニハ先ヅ
甚シイノハ鋸屑ヲ交ゼテ居ル、ソレガ爲ニ
之ヲ食ハシタ鶏ガ死ンデ、今ヤ訴訟ガ起ツ
テ居ルノデゴザイマス、其ノ訴訟ガ起ツタ
品物ニ對シテハ、農林省ヘ十六貫入ガ二袋
届ケテアル筈デゴザイマス、既ニ二箇月ニ
ナリマスガ、未ダ其ノ解決ノ話ヲ聞カ
ヌノデアリマスガ、兎ニ角ニモ自己ノ
保稅倉庫、農林省ノ指定シテ監督シテ居ル
所、其處カラ出シタ所ノモノダカラシテ、
養鶏家ガ信用シテ買フノハ當リ前デゴザイ
マス、其ノ物ヲ食ハシテ、ソレガイカナイ
ノダト言ツテ、民事訴訟デ損害賠償ヲ訴ヘ
テ居リ、現品ハ尙ホ各所ヘ五俵、十俵ト持
ツテ居ルノデゴザイマス、ソレヲシモニ箇
月モ放ツテ置クト云フコトハ、農林省ハ如
何ナル譯デコンナニ放ツテ置クノデアリマ
スカ、何デモ早ク此ノ解決ヲ付ケルト云フ
コトガ、養鶏者ニ安心ヲ與ヘルコトデゴザ
イマス、現在ハドウカト云ヘバ、良イ餌ヲ
一俵買ハウトスレバ、惡イ餌ヲ一俵買ハナ
ケレバ賣ツテ貰ヘナイ、惡イ餌トハ、鶏ノ
食ハナイ、豚ニ食ハセル餌ヲ、鶏ニ食ハセ
ル餌ノ値段デ買フノデアリマス、斯ウ云フ
ヤウナ狀態ニ只今ナツテ居ルノガ飼料ノ現
状デアリマスガ、政府ハ是等ニ對スル検査
ヲ、米穀同様、保稅倉庫ニ對シテ一俵毎ニ
證紙ヲ貼ツテヤラレル所ノ必要ガ、大イニ
アリハセヌカト思フノデアリマス(拍手)尙
ホ供出物ニ付テデアリマスガ、近時非常ナ
ル供出ガ各府縣ノ農務課カラ農村ニ向ツテ

要求ガアル、有ル物ヲ出スナラベ何時デマス、現在一番困ツテ居ルノハ、副業トシテヤツテ居ツタモノデアル、例へバ蘿デアルトカ、呴デアルトカ、繩デアルトカ、勞力ガアル時初メテ副業ノ必要ガアルノデアリマス、機械ガアツテモ勞力ガナイ、然ルニ機械ガアルト言ツテ、ソレヘ割當テ來テ、ソレガ爲ニ何處ノ村デモ割當テラレバ已ムヲ得ヌトシテ、二千圓、三千圓ト云フ損ヲシテ之ヲ納メテ居ルノデアリスキ、國策デアルカラト云フノデ、純情ナ農村ハ犠牲ヲ拂ツテモ出ス、勞力不足デアルノニ、機械ガアルカラ之ヲ造レト云フコトヲ言ハレルコト位不合理ナコトハナイ、ソレモ値段デモ高ク買フナラ宜イケレドモ、事變前ノ値段ト同ジデアルカラ、ドウニモ斯ウニモ仕様ガナイ、漸ク一日ヤツテ三十錢カ五十錢ニシカナラナイト云フモノヲ割付ケラレテ居ル、斯ウ云フコトハ政府ニ於テハ御分リニナツテ居ラスト思ヒマスガ、斯ウ云フコトニ付テ、一體農林省デハドウ云フ風ノ御意向ヲ持ツテ居ラレマスカ、此ノ農村ノ勞力不足ニ對シテ、斯ノ如キ供出ヲ強要スルトハ、一體如何ナル御所存デアリマスカ（拍手）斯様ニ見マスナラバ、全クノ農村ハ有ユル惡條件ノ下ニ在ル、第一、事變ノ爲ニ影響ヲ受ケタ點ハ勞力ノ提供デ不圓滑、ソコヘ持ツテ來テ買フ物ハ皆粗製濫造デ、而モ天井知ラズノ暴騰相場デアリマス、足袋ハ「スフ」、手拭ハ「スフ」、斯様ナル先ヅ惡條件デアル、而モ自分ノ種ツタ

モハ皆検査ヲ受ケナケレバナラズ、若シヲ上ゲテヤラスト仰シヤツテ居ル、ソコニ増産ヲ求メルト云フ政府ノ御意向ハ、餘程何カノ確信ガアルト思フガ、ソレハ別トシテ此ノ農村ハ又斯様ナ惡條件ヲ克服シテ、サウシテ以テ一意專心、此ノ食糧確保ノ大使命ニ向ツテ、晝夜兼行勤勉努力ヲ致シテ居ルノデゴザイマス(拍手)恐ラクハ世界ニ我國ノ農業位、是位不撓不屈ノ精神ノモノハナイト私ハ思フ、是即チ皇恩ノ下三千年來鍛へ來リタル、我國ノ農業魂ノ發露ニアリマス(拍手)斯様ニ致シテ居リマスル時ニ、政府ハ此ノ度ノ検査デモ成タケ簡易ニセラレガ宜イ、サウシテ勞力ヲ援ケ配給云々ト言ハレルケレドモ、何モコソナモノハ米屋ト生産人トニ話フシテ、需給ノ解決ヲ付ケレバ早く付キマス、中ニ餘計ナモノガ入ルカラシテ、結局イカヌコトニナツテシマフ(ヒヤー)、米屋ガ暴利ヲ取ルト言ハレルガ、三代續イタ米屋ハアリマセヌ、決シテソンナコトハナイ、寧ロ今日農村ノ状態デ見ルト、農村ノ利益ハ政府ガ検査ニ依ツテ疊繭シ居ルト私ハ思フ(拍手)ドウカス様ナル今日農村ノ純情、此ノ純情ト云フモノハ、直接實地ヲ見レバ分ルノデヨザイマス、彼等ハナゼ斯様デアルカト云ヘバ、村ノ勇士ヲ澤山ニ送ツテ居ル、兄ヲ送リ、弟ヲ送リ、亭主ヲ送リ、シツカリヤテヨト言ハレタル言葉、君國ノ爲ニ奮戰努力シテ下サイ、後ハヤリマスルト言ツテ出テ行ク後ロ姿が限ニ残リ、ソレヲ思ヒ返シテハ、此ノ困難ニ打耐ヘルベク、何處マデ

三

國務大臣嘉田綏雄君登壇

○國務大臣(島田後藤吉) 捅口君ノ御述ニ
ナリマシタ各項目ニ付テノ御意見ハ、洵ニ
熱誠ノ述べ所デアリ、感激ニ堪ヘマセヌ、
其ノ一々ノコトニ付キマシテハ、是ハ詳シ
クハ他ノ機會ニ於テ又御意見ヲ承リ、御審
ヲシタイト思フノデアリマスガ、只今縷々
御述ニナリマシタ申テ、此ノ國營検査ヲ行
フニ付テ、其ノ目的、即チ生産者ノ爲ニス
ルノカ、或ハ消費者ノ爲ニスルノカ、配給
ノ關係カラスルノカト云フヤウナ點ニ付キ
マシテハ、是ハ議論トシテ申シマスレバ、
色々ニ言ヘルデアリマセウガ、先程提案
ノ趣旨ニ申シマシタ如ク、全國ヲ統一シタ

検査ノ下ニ於テ、米麥ノ検査ヲ行ツテ、總テノ點ニ付テ、配給ノ上ニモ、又消費者ニ對シ、生産者ニ對シテモ、此ノ統一検査ノ下ニ於ケル利益、現行検査ノ弊害ト云フモノヲ除去シテ行タ、斯ウ云フ意味ニ考ヘテ居ルノデアリマスガ、唯此ノ検査ノ上ニ於キマシテ、検査ノ區域ガ廣キニ從ツテ困難ニナル、其ノ検査ヲ受ケル者ノ間ニ不平不満ノ聲ヲ聽クニ至ルカラ注意スペキデアルト云フ御意見ニ付キマシテハ、是ハ當局ト致シマシテ十分注意ヲ以テ聽キ、又實行ニ當ツテ是等ノ點ニ付テ慎重ナル注意ヲ致サナケレバナラヌコトト考ヘテ居リマス

而シテ此ノ検査ニ付テハ、質ニ依ル力量ニ依ルカト云フヤウナ問題ニ付キマシテハ、是亦御説ノ通リアリマス、質ト量トノ兩方ノ點ニ付テ、是亦十分ニ研究ヲ致シマシテ、其ノ片寄り、ソレニ依ツテ、其ノ検査ノ不公正ニ陷ルヤウナコトノナイヤウニシナケレバペナラヌト考ヘテ居リマス手數料ノ點ニ付キマシテハ、強制検査デアルカラ手數料ハ寧ロ撤廢スベシトノ御意見デアリマスガ、御意見トシテハ御尤モナル御意見ハ、是亦洵ニ御尤モナル御意見付キマシテハ、是亦洵ニ御尤モナル御意見付キマシテモ、調査ヲ致シ、サウシテ是等ニ付テハ適當ナル處置ヲ執ルヤウニ、一ツ考究ヲ致シタイト考ヘテ居リマス

更ニ最後ニ非常ナル熱意ヲ以テ御述ニナリマシタ、今日ノ事變下ニ於ケル農村ノ努力、斯ウ云フコトニ付キマシテハ、私ハ満腔ノ誠意ヲ披瀝シテ、農村ノ人々ノ努力ニ對シ、謹んで敬意ヲ表シマスト共ニ、此ノ農家ノ努力ニ付テ、是等ノ全農民ノ希望トハ、御承知ノ如ク相當多額ノ國費ヲ要スル次第デアリマスカラシテ、手數料ニ付キマシテハ、之ヲ取ルノ方針ヲ執ツテ居ル次第デアリマスケレドモ、是等ノ點ニ付キマシテ、御趣意ノアル所ハ能ク御聽致シテ、研究ヲ致シテ見タイト考ヘテ居リマス

玄米等ニ付テノ検査ニ伴ヒ、精米製粉等ニ付テノ検査、並ニ農家必需品ニ付テノ検査、殊ニ肥料飼料等ニ付テノ事柄ニ付キマシテ、今回ノ検査ニ於テ、精米ニ付テハ之ヲ云フ御意見ハ、何レモ御尤モト考ヘマシテ、御趣意ノアル所ハ能ク御聽致シテ、研究ヲ致シテ見タイト考ヘテ居リマス

力ヲ目下致シテ居ルヤウナ次第デアリマスカラ、是等ノ實情ニ付テハ、樋口君モ大體ノ配給ニ付キマシテハ、出來得ル限リノ盡云フコトニ付キマシテハ、是ハ又御話ノ通りデアリマス、又政府ト致シマシテモ、之シテハ、之ヲ取ルノ方針ヲ執ツテ居ル次第デアリマスケレドモ、是等ノ點ニ付キマシテハ、是等ノ點ニ付キマシテハ、私等カラ言フト、島田

ガ宜イデハナイカ、私等カラ言フト、島田

ノ新法ノ検査ノ方ガ優劣テ居ルト言フナラ

制度ト、今度新法デ國營デヤルト云フ検査ノ方ト、其ノ優劣ヲ聽キタ伊、私ハ今ノ検

査ノ方ガ宜イト思フ、宜イト思フガ、今度

シテノ御意見ハ、何レモ御尤モト考ヘマ

シテ、御趣意ノアル所ハ能ク御聽致シテ、研

究ヲ致シテ見タイト考ヘテ居リマス

玄米等ニ付テノ検査ニ伴ヒ、精米製粉等

ニ付テノ検査、並ニ農家必需品ニ付テノ検

査、殊ニ肥料飼料等ニ付テノ事柄ニ付キマ

シテ、其ノ御意見ハ、何レモ御尤モト考ヘマ

シテ、御趣意ノアル所ハ能ク御聽致シテ、研

究ヲ致シテ見タイト考ヘテ居リマス

玄米等ニ付テノ検査ニ伴ヒ、精米製粉等

ニ付テノ検査、並ニ農家必需品ニ付テノ検

</div

ナナルノデアルカ、之ヲ御聽キシタイ、レバ、受渡ノ時期ヲ失スル、ソレニ生産者ノ場所ニ依ツテハ大變ナコトニナツテ來ル、先づ理想トシテハ庭先検査ガ宜シ、生産者ノ庭先デ検査ヲスル、ソレヲ村ノ外レノ廣場ニ持ツテ來イ、神社ノ境内ニ持ツテ來イナドト言ツテ、一定ノ所ニ集メテ検査ナドヲサレタラ堪ツタモノデハナイ、第一勞力ガ不足デアル、検査スル爲ニ其處マデ持ツテ行ク、検査ガ濟ムト又自分ノ宅マデ持ツテ來ル、ソレダケ手數ガ掛リ時間モ掛ル、殊ニ今兵隊ガ澤山戰地ニ行ツテ居ルカラ、勞力ガ不足デアル、女子供、老人グケデアルカラ、其ノ検査ノ場所ニ依ツテハ大變ナコトニナツテシマフ、理想トシテハ庭先検査ヲ望ムノデアルガ、政府ハ検査ノ場所ヲドウナサルノデアルカ

ソレカラ是ハ先刻成島君カラモ、樋口君カラモ質問ガアリマシタカラ、誇クハ申シマセヌガ、此ノ検査ノ種別、今マデハ生産検査、移出検査ノ二重検査ヲヤツタ、今度ハ單一検査ヲヤツテ二重俵裝ヲスルノカヘ是ハイケナイ、單一検査デモ生産地デ消費スル米、又其ノ場所デ地主ノ所ヘ納メルヤウナ米、即チ手許デ扱フモノハ、是ハ單俵デ宜シトイ思フノデアリマス、之ヲ二重俵裝ニソレカラ是ハ先刻成島君カラモ、樋口君カラモ質問ガアリマシタカラ、誇クハ申シマセヌガ、此ノ検査ノ種別、今マデハ生産検査、移出検査ノ二重検査ヲヤツタ、今度ハ單一検査ヲヤツテ二重俵裝ヲスルノカヘ是ハイケナイ、單一検査デモ生産地デ消費スル米、又其ノ場所デ地主ノ所ヘ納メルヤウナ米、即チ手許デ扱フモノハ、是ハ單俵デ宜シトイ思フノデアリマス、之ヲ二重俵裝ニ

ソレカラ是ハ直接吾々ノ方ニ關係アル問題デスガ、米ノ銘柄ニ依ツテ政府買上米アルガ、是ハ粒々辛苦シテヤツク所ノ結晶デアルカラ、之ヲ輕率ニ検査ナサレテ、是ハ惡イ、アレハ惡イト云フヤウナコトニサレテハ堪ツタモノデハナイ、丁度是ハ選舉ノ時ノ開票ト同ジコトダ、選舉ノ投票が集ツテ、ソレヲ此ノ投票ハ無效ダ、此ノ投票ハイケナイ、餘字ヲ記入シタトカ何トカデ、投票ヲ無効ニサレタナラバ堪ツタモノデハナイ、丁度穀物検査ハソレト同ジコトダ、ノ方ノ號ハ硯堂ト言ヒマスカラ、硯堂ト書有効俊雄ト書イタノモ有效、又島田農林大臣ノ御生レニナツタ所ハ石見ノ國デ、此ノ穀物ニ情ヲ掛ケテ貰ヒタイト思フ此ノ穀物ニ情ヲ掛ケテ貰ヒタイト思フソレカラ検査員ノ教養、是ハ検査員ハ官僚獨善ヲ防止シテ貰ヒタイ、言ヒタイコトナ高クナツタ米ヲ買ハサレルト云フコトニテバ二十錢デ濟ム、結局差引勘定、其ノ縣内ヤ生産地デ費用ヲ徵收サレタダケ、無駄要ハナイカラ、優シク言ツテ置ク次第デアル(笑聲)

ソレカラ品種本位カ、又量本位カト云フコトハ、先刻樋口サンカラモ嚴シク仰シヤツタカラ、私カラ嚴シク言フ必アル(笑聲)、ソレカラ品種本位カ、又量本位カト云フコトハ、先刻樋口サンカラモ嚴シク仰シヤツタカラ、是モ止メマス、私ハ成ル又モウ一つハ、委託検査ノ方法ハドウデアルカ、人手ガ足ラナクテ検査ニ手間取

者ニ大損害ヲ掛ケルコトガアル、ソレヲヤル方法ヲ考へテ居ルカ、即チ委託検査ノ方法如何、私ハ米其ノ他ノ穀物ノ検査ノ如キハ、慣レタ人ヲ使ヘバ效果ガ擧ガル、即チ經驗ヲ積ンダ人ヲ頼ンデヤル委託検査ノ方法モ必要ト思フノデアリマス、要スルニ斯ウ云フコトヲシテ、米検査ノ時期ヲ遅ラシタリスルト、非常ナ損害ヲ蒙ル、ソレダカラ此ノ事ヲ言フノデアリマス、米其ノ他ノ重要穀物ハ、小麥トカ、菜種トカ、其ノアルガ、是ハ粒々辛苦シテヤツク所ノ結晶デアルカラ、之ヲ輕率ニ検査ナサレテ、是ハ惡イ、アレハ惡イト云フヤウナコトニサレテハ堪ツタモノデハナイ、丁度是ハ選舉ノ時ノ開票ト同ジコトダ、選舉ノ投票が集ツテ、ソレヲ此ノ投票ハ無効ダ、此ノ投票ハイケナイ、餘字ヲ記入シタトカ何トカデ、投票ヲ無効ニサレタナラバ堪ツタモノデハナイ、丁度穀物検査ハソレト同ジコトダ、ノ方ノ號ハ硯堂ト言ヒマスカラ、硯堂ト書有効俊雄ト書イタノモ有效、又島田農林大臣ノ御生レニナツタ所ハ石見ノ國デ、此ノ穀物ニ情ヲ掛ケテ貰ヒタイト思フ此ノ穀物ニ情ヲ掛ケテ貰ヒタイト思フソレカラ検査員ノ教養、是ハ検査員ハ官僚獨善ヲ防止シテ貰ヒタイ、言ヒタイコトナ高クナツタ米ヲ買ハサレルト云フコトニテバ二十錢デ濟ム、結局差引勘定、其ノ縣内ヤ生産地デ費用ヲ徵收サレタダケ、無駄要ハナイカラ、優シク言ツテ置ク次第デアル(拍手)

ソレカラ負擔ノ主體、検査料ヲ取ルトスレバ、其ノ負擔ハ誰ガ負フカ、現在ノヤリノ方ハ検査料ヲ取ルトハ何タル事デアル

ソレカラ品種本位カ、又量本位カト云フコトハ、先刻樋口サンカラモ嚴シク仰シヤツタカラ、是モ止メマス、私ハ成ル又モウ一つハ、委託検査ノ方法ハドウデアルカ、人手ガ足ラナクテ検査ニ手間取

者ニ大損害ヲ掛ケルコトガアル、ソレヲヤル方法ヲ考へテ居ルカ、即チ委託検査ノ方法如何、私ハ米其ノ他ノ穀物ノ検査ノ如キハ、慣レタ人ヲ使ヘバ效果ガ擧ガル、即チ經驗ヲ積ンダ人ヲ頼ンデヤル委託検査ノ方法モ必要ト思フノデアリマス、要スルニ斯ウ云フコトヲシテ、米検査ノ時期ヲ遅ラシタリスルト、非常ナ損害ヲ蒙ル、ソレダカラ此ノ事ヲ言フノデアリマス、米其ノ他ノ重要穀物ハ、小麥トカ、菜種トカ、其ノアルガ、是ハ粒々辛苦シテヤツク所ノ結晶デアルカラ、之ヲ輕率ニ検査ナサレテ、是ハ惡イ、アレハ惡イト云フヤウナコトニサレテハ堪ツタモノデハナイ、丁度是ハ選舉ノ時ノ開票ト同ジコトダ、選舉ノ投票が集ツテ、ソレヲ此ノ投票ハ無効ダ、此ノ投票ハイケナイ、餘字ヲ記入シタトカ何トカデ、投票ヲ無効ニサレタナラバ堪ツタモノデハナイ、丁度穀物検査ハソレト同ジコトダ、ノ方ノ號ハ硯堂ト言ヒマスカラ、硯堂ト書有効俊雄ト書イタノモ有效、又島田農林大臣ノ御生レニナツタ所ハ石見ノ國デ、此ノ穀物ニ情ヲ掛ケテ貰ヒタイト思フ此ノ穀物ニ情ヲ掛ケテ貰ヒタイト思フソレカラ検査員ノ教養、是ハ検査員ハ官僚獨善ヲ防止シテ貰ヒタイ、言ヒタイコトナ高クナツタ米ヲ買ハサレルト云フコトニテバ二十錢デ濟ム、結局差引勘定、其ノ縣内ヤ生産地デ費用ヲ徵收サレタダケ、無駄要ハナイカラ、優シク言ツテ置ク次第デアル(拍手)

ソレカラ負擔ノ主體、検査料ヲ取ルトスレバ、其ノ負擔ハ誰ガ負フカ、現在ノヤリノ方ハ検査料ヲ取ルトハ何タル事デアル

法ハ統一法規デアルカラ、ドツチカ一方ニ定メテ下サイ、ソレハ誰ニ負擔サセルカ、地主ニ負擔サセルカ、小作人ニ負擔サセルカ、ソレヲチヤント返事シテ戴キタイ、私ハ地主ニ負擔サセテ宜カラウト思フ
ソレカラ此ノ増産主義、即チ多収穫主義一本トナレバ、即チ農作行政ノ大轉換ニナルノデアリマス、是モ考ヘナクチヤナラナイ、是ハモウスツカリ皆ヤリ直シト云フコトニナツデシマフカラ、農林省トシテモ茲ニ御考アルトハ思フケレドモ、尙ホ忙シクテ氣ガ付カナイト因ルカラ、是ダケノコトヲ言ツテ置ク、之ヲヤツテ貰ヒタイ
ソレカラモウ一ツヘ、肥料ノ自給自足ト云フコトガ必要デアルカラ、此ノ際政府モ一生懸命ヤツテ居リマスト云フ、只今樋口サンニ對スル農林大臣ノ答辯デアルケレドモ、政府ガ一生懸命ニナツテ居テ下サルコトハ有難イ、又政府ノ責任トシテ當然ダガ、吾々ハ此ノ際政府ニ國有林野ノ徹底的開放ヲ御願シタイ(ヒヤ／＼)國有林野ヲ虎ノ子ノヤウニ山役人ガ押ヘテ居ツテ、木ノ葉一枚取ツテモ罰スル、下草一本取ツテモ罰スル、此ノ自給肥料ノ原料ト云フモノハ、國有林ノ下草、又餘リ育チモシナイ灌木ノ枝トカ葉トカラ伐ツテ來テ、ソレヲ土臺ニシテ既ノ肥ト一緒ニシテヤレバ、相當自給肥料ガ出來マスカラ、一生懸命ヤルト云フコトハ有難イケレドモ、アナタノ持ツテ居ル其ノ國有林野ト云フ肥料ノ材料ヲ放シテ戴キタイト思フノデアル、ソレヲ自分ノ持ツテ居ルモノハチヤント持ツテ居ツテ、外カラ肥料ヲ取レト言ツテモ、ソレハイケナイ、サア國有林野ハ開放スルゾ、ドンドン利用シロト云フコトニナレバ、此ノ肥

料ハ十分補ヒガ付クノデアリマス、此ノ決
心アルヤ否ヤヲ伺ヒマス

料ハ十分補ヒガ付クノデアリマス、此ノ決
心アルヤ否ヤヲ伺ヒマス
ソレカラ厚生大臣ガオ居デニナラナケレ
バ、厚生省ノ當局ノ方デ宜シイガ、先刻申
上ゲタ通り、検査場所ノ如何ニ依ツテ勞力
ニ大關係ガアル、ソレカラ検査員ハ、是ハ
男バカリデハナク、婦人検査員モ作ツテ宜
シイ、即チ職業異變デアルケレドモ、婦人
職場ノ擴張ヲサセル、既ニ右矣ヲ得ル爲ニ、
半島人ガ三万人モ來ルト云フコトデアル、
婦人ダツテ默ツテ居ラレナイ、ソレデアル
カラ此ノ検査員ニ職業紹介所ノ方デ心配シ
テヤルカ——婦人ノ中ダツテ已御前トカ、
板額トカ、「デオドラ」サンニ負ケナイ人ガ
居ルダラウカラ(笑聲)其ノ考ガアルカ、ソ
レカラ現在ノ検査員ヲ廢セバ「ルンベン」
ニナル、此ノ對策ヲ農林省ト協議シナケレ
バ、又失業ノ騒動ガ起ル
ソレカラ司法大臣ニ聽キタイガ、司法大
臣ガ居ナイカラ、農林大臣ガ能ク相談シタ
ラ宜カラウト思フ、ソレハ罰則ガ追モ嚴シ
イ、此處ニ書イテアル通り第六條ニ、第
一條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以
下ノ罰金ヲ取ラレル、第七條ニハ検査吏員
ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズト云フコトデ三
百圓取ラレル、吏員ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲
サズシテ三百圓、大臣ニ質問シテ之ニ答辯
ヲシナイ大臣ハ、ナンボデモアルノダカラ、
コンナコトナラ大臣モ罰金ヲ取ラレルマト
ニナツテシマフデヤナイカ(笑聲、拍手)之
ヲ以テ質問ヲ終リマス(拍手)
(國務大臣島田俊雄君登壇)
○國務大臣(島田俊雄君) 中野君ノ御質問
中、前ノ質問者ニ對シテ御答シタヤウナ點
モアリマス、尙ほ詳細ナル事柄ニ付キマシ

テハ、委員會等ニ於テ御答ヲシタイト思ヒ
マスガ、検査ノ目標ヲ質量何レニスルカト
云フコトニ付キマシテ、是ハ先刻モ御答致
シマシタヤウニ、又中野君ノ御話ニアルヤ
ウニ、本年ノ米作ニ付テ、之ヲ多收穫ノ品
種一本デ行クト云フコトニナレバ、其ノ問
題モ亦別ナ御答ヲシナケレバナラヌノデア
リマスガ、多收穫ノ品種ヲ此ノ増産ノ上ニ
於テスルト云フコトニ付キマシテ、ドノ程
度ニ多收穫ノ品種ヲ配分シテ行クカト云フ
コトニ付キマシテハ、尙ホ實際問題トシテ
調査ヲシテ居ルナヤウナ次第アリマスカ
ラ、本年ノ此ノ検査ニ於テ、検査ノ目標ヲ
質ト量ト何レニスルカト云フコトニ付テハ、
其ノ場合ニ處シテ、或ハ兩方ノコトモ併用
スルト云フヤウナ意味ニナルト考ヘテ居リ
マス、検査ノ場所ニ付キマシテハ、是ハ現
在ノ大體仕來リヲ追ウテ行ク譯デアリマス
カラ、大體ニ於テ庭先ニ於テ検査ヲスル、
斯ウ云フコトニナルグラウト思フノデアリ
マス。

ソレカラ肥料ノ検査ニ付テハ、先程樋口
君ノ御質問ニ對シテモ御答致シマシタガ、
ソレニ關聯シテ國有林ノ開放等ヲ爲シ、下
草等ノモノヲ肥料ノ關係カラ開放スルト云
フコトニ付テハ、御意見トシテ承リマシテ、
是ハ他ノ目的ノ上カラ見マシテモ、國有林
ハ出來得ル限り之ヲ開放シテ行ク、斯ウ云
フ考ヲ以テ調査ヲシテ居ルノデアリマスガ、
實際ノ問題トシテハ、其ノ希望等ニ十分ニ
副フコトノ出來ナイヤウナ事實ニナツテ居
ルコトハ遺憾デアリマスケレドモ、此ノ點
ニ付テハ尙ホ十分ニ研究ヲシ調査ヲシテ見
ル積リデアリマス

シタガ、是ハ本法ニ規定シテ居ル罰則ハ、
御承知ノヤウニ最高限ヲ示シテ居ルノデア
リマシテ、必ズシモ如何ナル場合ニモ、最
高限ニ罰則ヲ適用スルト云フ意味デハナイ
コトハ、御承知ノ通リデアラウト思ヒマス
カラ、是ハ十分御諒察ヲ下サルコトト思ヒ
マス

ソレカラ検査ノ手數料ノコトニ付テハ、
先刻樋口君ノ御話モアリマシタガ、大體今
日マデ實際各府縣デヤツテ居ル検査ニ付キ
マシテモ、手數料ヲ徵シテ居ル次第アリ
マスカラ、政府ハヤハリ國營検査ヲ行フニ
付テハ委託ノ検査等モアリマスケレドモ、
検査料ト云フモノヲ收入ト見テ、検査ヲ實
行スルヤウナ次第アリマスガ、是等ノ點
ニ付キマシテハ、尙ホ委員會等ニ於テ御意
見ヲ拜聽シマシテ、御答スルコトニ致シタ
イト思ヒマス

銘柄別ノ米ニ付テ、價格ヲ色々ニスルト
云フコトニ付テノ御意見モ拜聽致シマシタ
ガ、是等ノ事柄ニ付キマシテモ、是ハ從來
仕來リデ、此ノコトニ付テ既ニ中野君モ十
分御承知ノコトト存ジマスルノデ、是等ノ
コトニ付キマシテハ、更ニ又他ノ機會ニ於
テ問答ヲ致シタイト思ヒマス

ソレカラ全體トシテ新規ノ國營検査ニ依
ルコトヨリモ、現在ノ縣營検査デヤツテ宜
イデハナイカト云フヤウナ御議論ニ付キマ
シテハ、是ハ提案ノ理由ノ際ニモ申上ゲマ
シタヤウニ、區々ニナツテ居ル所ノ今日ノ
各地方ノ検査ヲ、國ニ於テ統一スルト云フ
コトニ付テハ、各種ノ方面カラ見マシテ、
是ガ利益アルモノト認メテ居ルノデアリマ
シテ、即チソレガ衆議院ニ於テハ建議トナ
リ、又嘗テハ自治管理法ノ通過ノ際ニ、

料ハ十分補ヒガ村クノデアリマス、此ノ決
心アルヤ否ヤヲ伺ヒマス
ソレカラ厚生大臣ガオ居ニナラナケレ
バ、厚生省ノ當局ノ方デ宜シイガ、先刻申
上ゲタ通り、検査場所ノ如何ニ依ツテ勞力
ニ大關係ガアル、ソレカラ検査員ハ、是ハ
男バカリデハナク、婦人検査員モ作ツテ宜
シイ、即チ職業異變デアルケレドモ、婦人
職場ノ擴張ヲサセル、既ニ石炭ヲ得ル爲ニ、
半島人ガ三万人モ來ルト云フコトデアル、
婦人ダツテ黙ツテ居ラレナイ、ソレデアル
カラ此ノ検査員ニ職業紹介所ノ方デ心配シ
テヤルカ——婦人ノ中ダツテ已御前トカ、
板額トカ、「テオドラ」サンニ負ケナイ人ガ
居ルダラウカラ（笑聲）其ノ考ガアルカ、ソ
レカラ現在ノ検査員ヲ廢セバ「ルンペン」
ニナル、此ノ對策ヲ農林省ト協議シナケレ
バ、又失業ノ騒動ガ起ル
ソレカラ司法大臣ニ聽キタイガ、司法大
臣ガ居ナイカラ、農林大臣ガ能ク相談シタ
ラ宜カラウト思フ、ソレハ罰則ガ逆モ嚴シ
イ、此處ニ書イテアル通り第六條ニ、第
一條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以
下ノ罰金ヲ取ラレル、第七條ニハ検査吏員
ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズト云フコトデ三
百圓取ラレル、吏員ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲
サズシテ三百圓、大臣ニ質問シテ之ニ答辯
ヲシナイ大臣ハ、ナンボデモアルノダカラ、
コンナコトナラ大臣モ罰金ヲ取ラレルト
ニナツテシマフデヤナイカ（笑聲、拍手）之
ヲ以テ質問ヲ終リマス（拍手）
○國務大臣島田俊雄君登壇
國務大臣（島田俊雄君） 中野君ノ御質問
中、前ノ質問者ニ對シテ御答シタヤウナ點
モアリマス、尙ほ詳細ナル事柄ニ付キマシ

テハ、委員會等ニ於テ御答ヲシタイト思ヒ
マスガ、検査ノ目標ヲ質量何レニスルカト
云フコトニ付キマシテ、是ハ先刻モ御答致
シマシタヤウニ、又中野君ノ御話ニアルヤ
ウニ、本年ノ米作ニ付テ、之ヲ多收穫ノ品
種一本デ行クト云フコトニナレバ、其ノ問
題モ亦別ナ御答ヲシナケレバナラヌノデア
リマスガ、多收穫ノ品種ヲ此ノ増産ノ上ニ
於テスルト云フコトニ付キマシテ、ドノ程
度ニ多收穫ノ品種ヲ配分シテ行クカト云フ
コトニ付キマシテハ、尙ホ實際問題トシテ
調査ヲシテ居ルナヤウナ次第アリマスカ
ラ、本年ノ此ノ検査ニ於テ、検査ノ目標ヲ
質ト量ト何レニスルカト云フコトニ付テハ、
其ノ場合ニ處シテ、或ハ兩方ノコトモ併用
スルト云フヤウナ意味ニナルト考ヘテ居リ
マス、検査ノ場所ニ付キマシテハ、是ハ現
在ノ大體仕來リヲ追ウテ行ク譯デアリマス
カラ、大體ニ於テ庭先ニ於テ検査ヲスル、
斯ウ云フコトニナルグラウト思フノデアリ
マス。

ソレカラ肥料ノ検査ニ付テハ、先程樋口
君ノ御質問ニ對シテモ御答致シマシタガ、
ソレニ關聯シテ國有林ノ開放等ヲ爲シ、下
草等ノモノヲ肥料ノ關係カラ開放スルト云
フコトニ付テハ、御意見トシテ承リマシテ、
是ハ他ノ目的ノ上カラ見マシテモ、國有林
ハ出來得ル限り之ヲ開放シテ行ク、斯ウ云
フ考ヲ以テ調査ヲシテ居ルノデアリマスガ、
實際ノ問題トシテハ、其ノ希望等ニ十分ニ
副フコトノ出來ナイヤウナ事實ニナツテ居
ルコトハ遺憾デアリマスケレドモ、此ノ點
ニ付テハ尙ホ十分ニ研究ヲシ調査ヲシテ見
ル積リデアリマス

シタガ、是ハ本法ニ規定シテ居ル罰則ハ、
御承知ノヤウニ最高限ヲ示シテ居ルノデア
リマシテ、必ズシモ如何ナル場合ニモ、最
高限ニ罰則ヲ適用スルト云フ意味デハナイ
コトハ、御承知ノ通リデアラウト思ヒマス
カラ、是ハ十分御諒察ヲ下サルコトト思ヒ
マス

ソレカラ検査ノ手數料ノコトニ付テハ、
先刻樋口君ノ御話モアリマシタガ、大體今
日マデ實際各府縣デヤツテ居ル検査ニ付キ
マシテモ、手數料ヲ徵シテ居ル次第アリ
マスカラ、政府ハヤハリ國營検査ヲ行フニ
付テハ委託ノ検査等モアリマスケレドモ、
検査料ト云フモノヲ收入ト見テ、検査ヲ實
行スルヤウナ次第アリマスガ、是等ノ點
ニ付キマシテハ、尙ホ委員會等ニ於テ御意
見ヲ拜聽シマシテ、御答スルコトニ致シタ
イト思ヒマス

銘柄別ノ米ニ付テ、價格ヲ色々ニスルト
云フコトニ付テノ御意見モ拜聽致シマシタ
ガ、是等ノ事柄ニ付キマシテモ、是ハ從來
仕來リデ、此ノコトニ付テ既ニ中野君モ十
分御承知ノコトト存ジマスルノデ、是等ノ
コトニ付キマシテハ、更ニ又他ノ機會ニ於
テ問答ヲ致シタイト思ヒマス

ソレカラ全體トシテ新規ノ國營検査ニ依
ルコトヨリモ、現在ノ縣營検査デヤツテ宜
イデハナイカト云フヤウナ御議論ニ付キマ
シテハ、是ハ提案ノ理由ノ際ニモ申上ゲマ
シタヤウニ、區々ニナツテ居ル所ノ今日ノ
各地方ノ検査ヲ、國ニ於テ統一スルト云フ
コトニ付テハ、各種ノ方面カラ見マシテ、
是ガ利益アルモノト認メテ居ルノデアリマ
シテ、即チソレガ衆議院ニ於テハ建議トナ
リ、又嘗テハ自治管理法ノ通過ノ際ニ、

附帶決議トモナシタ次第デアリマシテ、此ノ點ニ付テハ國營ニスルコトノ適當デアルト云フコトハ、既ニ衆論一決シテ居ル事柄ノヤウニ考ヘマスカラ、是ハ中野君ニ於テモ御諒承下サルコトト考ヘマス、其ノ他ノ點ニ付キマシテハ、委員會等ニ於テ説明ヲ致シマス

東京委員會五郎君登場

御答ヲ致シマス、第一検査ノ場所ト勞力ノ
關係デアリマスルガ、検査ノ場所ニ付キマ

シテハ農林大臣ヨリ御答ノアリマシタ通り、
從來通リト云フコトデアリマスカラ、勞力
ノ關係ハ御心配ハナイコト存ジマス

第二ニ婦人ノ検査員ヲ採用シテハドウ力
ト云フ問題デアリマスガ、人的資源ノ擴大
強化、勞力ノ不足ノ充實ヲ痛切ニ其ノ必要
ヲ感ジテ居リマスル此ノ時局ニ鑑ミマシテ
ハ、本問題ハ將來ノ問題ト致シマシテ篤ト

者處到シタレト有シマス
第三ニ現在ノ検査員ガ失職スルデハナイ
カ、夫業者ガ出レデハナイカト云フ御尋デ

アリマスルガ、此ノ點ハ農林當局ノ御答ス
ル範圍カト存ジマスガ、御答ガアリマセヌ
ノデ私ヨリ御答ヲ致シマスガ、農林當局ニ
付キマシテハ將來ノ検査員ヲ引繼イデ、其
ノ儘其ノ検査ノ任ニ當ラスト云フ方針ダサ
ウデアリマスカラ、隨テ現在ノ検査員ハ失
職致サスト存ズルノデアリマス、隨テ此ノ
點ニ對スル御心配モ皆無デアル、斯様ニ考

○副議長(田子) 民君 前川正一君
ヘテ居ルノデアリマス(拍手)

〔前川正一君登壇〕

關聯致シマシタ數箇ノ質問ヲ致シタイト思ヒタイト思ヒマス
第一ノ點ハ米ノ專賣ニアリマス、昨日農林大臣ハ貴族院ニ於カレマシテ米ノ國家管理又ハ專賣ト云フモノハ即時ヤルコトハ出来ナイケレドモ、大體其ノ方向ニ向ツテ居ルシ、ソレハ考ヘナケレバナラナイ問題デアル、斯ウ云フヤウニ發表サレタト新聞デ見ルノデアリマス、併シ現在ハ既ニ米穀統制法、米穀自治管理法、米穀配給統制法ガアリマスルシ、先日本議場ニ譲了致シマシタ米ノ應急措置ノ改正法律、是等ニ依リマシテ既ニ米ノ統制ハ大部分出來テ居ルノデアリマス、價格ニ於テ、貯藏ニ於テ、配給ニ於テ、或ハ政府ノ買上等ニ於テ統制ガ出来テ居リマスルシ、又本案ニ依リマシテ米麥、菜種ノ種別、品位、量目、包裝ト云フ點マデガ統一サレヨウトシテ居ルノデアリマス、既ニ米ハ全部面ニ亘リマシテ政府ニ依ツテ管理ト統制ガサレヨウトシテ居ルノデアリマスガ、併シ大臣ノ言葉ニハ何ダカ知ラヌガ、米專賣即時斷行ト言フト、或ハ動搖摩擦ト云フモノガアルカモ知レナイト云フヤウナコトヲ考ヘテ居ラレルヤウニ見エルノデアリマス、又勿論米ハ一般人氣ト極メテ「アリケート」ナ關係ヲ持ツテ居モノデゴザイマスルガ故ニ、何ダカ躊躇ナレテ居ルヤウナ點ガ見エルノデゴザイマスルガ、併シナガラ國民ノ大部分ハ、歷代ノ内閣ガ此ノ戰爭以來モット思切ツタ革新的な政策ヲ斷行致シマシテ、戰時體制ヲ強化スルコトニ政府ガ躊躇サレテ居ルヤウデ、寧ノデアリマス

第一ノ問題ハ本案ト増產ノ關係デゴザイマス、日滿支ヲ通ジマシテ米ノ消費增加ガ今後相當長イ年ニ亘リマシテ續クコトハ間違ヒゴザイママセヌ、ソレガ爲ニ米ノ增產ガ必要デアルト云フコトモ、今更申上ゲナクテモ分ツテ居リマス、然ルニ此ノ米ノ增產ヲ妨害セントシテ居リマスモノハ、勿論天候ニモ關係ハアリマセウ、肥料トカ資材トカ勞力ノ不足モ關係ガゴザイマセウケレドモ、最モ大キナ制度ノ上デノ妨害ヘ、私ハ此ノ穀物検査ガ各縣ノ割據主義ニ依ツテ居ルケレドモ、即時ニヤラウトハマダ言ヘナイノデアリマス、本當ニ東亞ノ新秩序ヲ建設シヨウト致シマスナラバ、其ノ基礎ニ於キマシテ日滿支ノ食糧政策ノ確立ガ絶對條件トナラナケレバナラナイト思フノデアリマス、斯ウ云フ點カラ考慮致シマシテモ、是非共米ノ專賣即時斷行ト云フコトヲ私達ハ切望シテ止マナイノデアリマス、ソレガ出來ルト云フト、此ノ案ノ如キハ其ノ中ニ含マレマシテ、簡單ニ解決付ケラレルノデゴザイマスガ、若シ大臣ガ今直ぐ出來ナイト云フヤウナ、今マデ通リノ言葉ヲ以テ行カレマスナラバ、此ノ際此ノ本案ヲ出サレマスト同時ニ、米ヲ專賣ニ致シマスニ付テノ調査研究ノ機關ヲ御作リニナリマシテ、専門家ナリ民間ノ「エキスパート」ヲ入レラレマシテ、一ツ米專賣實施ニ付テノ御用意ヲ今カラ始メラレタラドウデゴザイマセウカ、此ノ點ニ付キマシテ御伺致シタイト思フノデアリマス

各縣本位ニ依リマシテ、誤ツク方針デ運用
サレテ來タト云フ點ニ、最モ大キナ米ノ增
産ノ妨害ガアルト思フノデアリマス、何故
カト言ヒマスト、各縣ノ今マデノ穀物検査
品價値ヲ高メルト云フ點ニノミ重點ヲ置イ
テ、此ノ検査ガ行ハレテ來テ居リマス、例
ヘバ味ノ旨イ米ヲ作リタイ、品種ハ商品價値
ノ高イモノヲ選ビタイ、ダカラシテ乾燥
ヲ無暗ニキツクセヨ、調整モ良クシナケレ
バナラヌカラ新シイ米選機ヲ使ヘ、脫穀機
モ新シイモノヲ使ハナケレバナラナイ、糲
搗機モ新式ニシナケレバナラナイ、包裝モ
綺麗ナモノニシナケレバナラヌ、繩モ太ク
シナケレバナラヌ、斯ウ云フコトヲ言ツテ
検査員ガ農家ヲ走リ廻ツテ來マシテ、何デ
モ宜イカラ、軒目ハ少クテモ宜イカラ、賣
值ノ高イモノヲ作ルヤウニセヨト云ブコト
ヲヤカマシク言ツテ來ルノデアリマス、ソ
コニ此ノ米ノ増産ト云フモノト、此ノ米ノ
検査ト云フモノトノ矛盾ガアルノデアリマ
ス、又實際ニ検査ヲ致シマス時ニ、縣ガ獎
勵致シマシタ品種デナケレバ合格シマセヌ、
又糲搗機械トカ米選機モ、縣ガ推奨シテ居
リマスル新シイモノヲ使ハヌト等級ガ下ル
ノデアリマス、仕方ガアリマセヌカラ、生
產農民ハ五十錢ノ格差ヲ七十錢カ八十錢ノ
ノ少イ品種デ、市場ニ於ケル商品價値ノ高
イモノヲ作ツテヤツテ來テ居ルノデアリマ
ス、其ノ市場ニ於ケル聲價ノ高マリニ依ツ
テ得ル所ノ利益ハ、一體誰ガ手ニシテ居

ノデアリマセウカ、是ハ決シテ生産農民ノ手ニハ入ツテ居ラナイノデアリマス、小作人ハ寧ロ損ヲシテ居リマス、國家モ其ノ爲ニ米ノ増産ニ支障ヲ來シテ居リマス、唯儲ケテ居ルノハ年貢ヲ貴ツテ賣ル所ノ地主ダケナシデアリマス(拍手)此ノ市場聲價ニ重點ヲ置イテ居リマス所ノ過去ノ米ノ検査方針ト云フモノ、私達ハ今ノ時代ニ持ツテ來ルノハ間違ツテ居ルト思フノデアリマス、米ノ餘ツテ居ル時代ナラバ宜シイ、各縣ノ割據主義ニ依ツテ米ノ検査ヲ品質本位ニシヨウト云フコトハ、米ノ過剩時代ノ所産ナシニアル、今日ノヤウナ米ノ不足ヲ告げテ居ル、所謂戰時食糧政策ヲ確立シニケレバナラナイト云フ時代ニ於キマシテハ、米ノ商品價值ニ重點ヲ置クト云フ政策ハ廢メマシテ、農林質カラ量本位ノ検査ノ方針ニ變更シナケレバ、國家ノ爲ニ駄目ナンデアリマス(拍手)特ニ此ノ點ハ重大ナンデゴザイマスノデ、農林大臣ガ先程御述ニナリマシタヤウナ意味ノ答辯デハナクシテ、是ハ極メテ根本的ナ問題デアリマスガ故ニ、明快ニ御答ヲ願ヒタシト思フノデアリマス(拍手)既ニ農林大臣ハ言ツテ居ル、昭和十一年ノ農產物検査會議ニ於キマシテ、市場ニ於ケル聲價ヲ上げルコトニ急ニシテ、徒ニ検査程度ヲ引上げ、所謂聲價競争ノ弊ニ陥ルガ如キコトハ、生産者ニ多大ノ苦痛ト犠牲トヲ強ニル所ノ結果ヲ招來シテ、其ノ及ボス所ノ惡影響タルヤ決シテ少クナイト云フコトヲ、ハツキリ農林大臣ハ言ツテ居ラレテ、此ノ間ノ事情ヲ知ラレテ居リマスノデスカラ、此ノ各縣割據主義ト唯商品價值ヲ高メテ來マシタ結果、今日ノヤウナ米ノ検査ガ現ハレテ居ルノデアリマスカラ、ソレヲ其儘政府ガ國營トシ

テ、反當收穫増ニ於テ解決ヲ付ケヨウ、斯ノ非常ニ欣快ニ感ズル所デゴザイマス、又本年ノ内地ニ於ケル所ノ七千百万石ノ增收ヲ、反當收穫増ニ於テ解决ヲ付ケヨウ、斯ノ非常ニ欣快ニ感ズル所デゴザイマス、又本年ノ内地ニ於ケル増收品種ヲ、反當收穫増ニ於テ解决ヲ付ケヨウ、斯ノ非常ニ欣快ニ感ズル所デゴザイマス、此ノ際若シ政宜ニ適シタ政策ト思フノデアリマス、即チ關東ニ於キマシテハ水稻農林十四號、東北ニ於キマシテハ水稻東北十五號、北陸ニ於キマシテハ水稻北陸十五號、北海道、岩手ニ於キマシテハ水稻遠野一號、東北海岸地方ニ於キマシテハ水稻愛子ノ一號、九州全體ニ於キマシテハ陸稻農林十一號デアリマシテ、何レモ從來ノ品種ニ較ベマシテ、六分カラ一割七分ノ增收品種デゴザイマス、此ノモノニ改メナケレバ、今日ノ此ノ内地ニノ增收品種ヲ全國的ニ政府ガ指導普及致シマシテ、此ノ戰時食糧政策ノ解決ニ當ラウトスル此ノ方針ハ、私ノ非常ニ嬉シク思フ點デアリマス、而モ是等ノ品種ヘ何レモ蟲ニモ強ケレバ、病氣ニモ強イシ、旱リニモイ有難イ品種デアリマス、此ノ品種ヲ選バレタコトハ、非常ニ結構デアリマスルガ、是等ノ品種ガ適用サレマスル地帶以外ノ、

ノモ是等ノ府縣ニ於キマシテノ增收品種ハ、ノ検査ガ行ハレルコトニナツテ來ルト思フノデアリマスガ故ニ、特ニ之ニ對シマス所ノ今後ノ方針、本案實施ノ其ノ際ニ於ケル所ノ政府當局ノ御方針ヲ、明快ニ御話ヲ願ヒタイト思フノデゴザイマス(拍手)尙ホ昨年モ此ノ點ハ私カラ申上ゲマシテ、農林省自身ガ既ニ御採用ニナツテ居ルコトハ、私ノ非常ニ欣快ニ感ズル所デゴザイマス、又本年ノ内地ニ於ケル増收品種ニ於ケル増收品種ヲ、反當收穫増ニ於テ解决ヲ付ケヨウ、斯ノ非常ニ欣快ニ感ズル所デゴザイマス、此ノ際若シ政宜ニ適シタ政策ト思フノデアリマス、即チ關東ニ於キマシテハ水稻農林十四號、東北ニ於キマシテハ水稻東北十五號、北陸ニ於キマシテハ水稻北陸十五號、北海道、岩手ニ於キマシテハ水稻遠野一號、東北海岸地方ニ於キマシテハ水稻愛子ノ一號、九州全體ニ於キマシテハ陸稻農林十一號デアリマシテ、何レモ從來ノ品種ニ較ベマシテ、六分カラ一割七分ノ增收品種デゴザイマス、此ノモノニ改メナケレバ、今日ノ此ノ内地ニノモノニ改メナケレバ、今日ノ此ノ内地ニノ增收品種ヲ全國的ニ政府ガ指導普及致シマシテ、此ノ戰時食糧政策ノ解決ニ當ラウトスル此ノ方針ハ、私ノ非常ニ嬉シク思フ點デアリマス、而モ是等ノ品種ヘ何レモ蟲ニモ強ケレバ、病氣ニモ強イシ、旱リニモイ有難イ品種デアリマス、此ノ品種ヲ選バレタコトハ、非常ニ結構デアリマスルガ、是等ノ品種ガ適用サレマスル地帶以外ノ、ノモ是等ノ府縣ニ於キマシテノ增收品種ハ、ノ検査ガ行ハレルコトニナツテ來ルト思フノデアリマスガ故ニ、特ニ之ニ對シマス所ノ今後ノ方針、本案實施ノ其ノ際ニ於ケル所ノ政府當局ノ御方針ヲ、明快ニ御話ヲ願ヒタイト思フノデゴザイマス(拍手)尙ホ昨年モ此ノ點ハ私カラ申上ゲマシテ、農林省自身ガ既ニ御採用ニナツテ居ルコトハ、私ノ非常ニ欣快ニ感ズル所デゴザイマス、又本年ノ内地ニ於ケル増收品種ニ於ケル増收品種ヲ、反當收穫増ニ於テ解决ヲ付ケヨウ、斯ノ非常ニ欣快ニ感ズル所デゴザイマス、此ノ際若シ政宜ニ適シタ政策ト思フノデアリマス、即チ關東ニ於キマシテハ水稻農林十四號、東北ニ於キマシテハ水稻東北十五號、北陸ニ於キマシテハ水稻北陸十五號、北海道、岩手ニ於キマシテハ水稻遠野一號、東北海岸地方ニ於キマシテハ水稻愛子ノ一號、九州全體ニ於キマシテハ陸稻農林十一號デアリマシテ、何レモ從來ノ品種ニ較ベマシテ、六分カラ一割七分ノ增收品種デゴザイマス、此ノモノニ改メナケレバ、今日ノ此ノ内地ニノモノニ改メナケレバ、今日ノ此ノ内地ニノ增收品種ヲ全國的ニ政府ガ指導普及致シマシテ、此ノ戰時食糧政策ノ解決ニ當ラウトスル此ノ方針ハ、私ノ非常ニ嬉シク思フ點デアリマス、而モ是等ノ品種ヘ何レモ蟲ニモ強ケレバ、病氣ニモ強イシ、旱リニモイ有難イ品種デアリマス、此ノ品種ヲ選バレタコトハ、非常ニ結構デアリマスルガ、是等ノ品種ガ適用サレマスル地帶以外ノ、

ノモ是等ノ府縣ニ於キマシテノ增收品種ハ、ノ検査ガ行ハレルコトニナツテ來ルト思フノデアリマスガ故ニ、特ニ之ニ對シマス所ノ今後ノ方針、本案實施ノ其ノ際ニ於ケル所ノ政府當局ノ御方針ヲ、明快ニ御話ヲ願ヒタイト思フノデゴザイマス(拍手)尙ホ昨年モ此ノ點ハ私カラ申上ゲマシテ、農林省自身ガ既ニ御採用ニナツテ居ルコトハ、私ノ非常ニ欣快ニ感ズル所デゴザイマス、又本年ノ内地ニ於ケル増收品種ニ於ケル増收品種ヲ、反當收穫増ニ於テ解决ヲ付ケヨウ、斯ノ非常ニ欣快ニ感ズル所デゴザイマス、此ノ際若シ政宜ニ適シタ政策ト思フノデアリマス、即チ關東ニ於キマシテハ水稻農林十四號、東北ニ於キマシテハ水稻東北十五號、北陸ニ於キマシテハ水稻北陸十五號、北海道、岩手ニ於キマシテハ水稻遠野一號、東北海岸地方ニ於キマシテハ水稻愛子ノ一號、九州全體ニ於キマシテハ陸稻農林十一號デアリマシテ、何レモ從來ノ品種ニ較ベマシテ、六分カラ一割七分ノ增收品種デゴザイマス、此ノモノニ改メナケレバ、今日ノ此ノ内地ニノモノニ改メナケレバ、今日ノ此ノ内地ニノ增收品種ヲ全國的ニ政府ガ指導普及致シマシテ、此ノ戰時食糧政策ノ解決ニ當ラウトスル此ノ方針ハ、私ノ非常ニ嬉シク思フ點デアリマス、而モ是等ノ品種ヘ何レモ蟲ニモ強ケレバ、病氣ニモ強イシ、旱リニモイ有難イ品種デアリマス、此ノ品種ヲ選バレタコトハ、非常ニ結構デアリマスルガ、是等ノ品種ガ適用サレマスル地帶以外ノ、ノモ是等ノ府縣ニ於キマシテノ增收品種ハ、ノ検査ガ行ハレルコトニナツテ來ルト思フノデアリマスガ故ニ、特ニ之ニ對シマス所ノ今後ノ方針、本案實施ノ其ノ際ニ於ケル所ノ政府當局ノ御方針ヲ、明快ニ御話ヲ願ヒタイト思フノデゴザイマス(拍手)尙ホ昨年モ此ノ點ハ私カラ申上ゲマシテ、農林省自身ガ既ニ御採用ニナツテ居ルコトハ、私ノ非常ニ欣快ニ感ズル所デゴザイマス、又本年ノ内地ニ於ケル増收品種ニ於ケル増收品種ヲ、反當收穫増ニ於テ解决ヲ付ケヨウ、斯ノ非常ニ欣快ニ感ズル所デゴザイマス、此ノ際若シ政宜ニ適シタ政策ト思フノデアリマス、即チ關東ニ於キマシテハ水稻農林十四號、東北ニ於キマシテハ水稻東北十五號、北陸ニ於キマシテハ水稻北陸十五號、北海道、岩手ニ於キマシテハ水稻遠野一號、東北海岸地方ニ於キマシテハ水稻愛子ノ一號、九州全體ニ於キマシテハ陸稻農林十一號デアリマシテ、何レモ從來ノ品種ニ較ベマシテ、六分カラ一割七分ノ增收品種デゴザイマス、此ノモノニ改メナケレバ、今日ノ此ノ内地ニノモノニ改メナケレバ、今日ノ此ノ内地ニノ增收品種ヲ全國的ニ政府ガ指導普及致シマシテ、此ノ戰時食糧政策ノ解決ニ當ラウトスル此ノ方針ハ、私ノ非常ニ嬉シク思フ點デアリマス、而モ是等ノ品種ヘ何レモ蟲ニモ強ケレバ、病氣ニモ強イシ、旱リニモイ有難イ品種デアリマス、此ノ品種ヲ選バレタコトハ、非常ニ結構デアリマスルガ、是等ノ品種ガ適用サレマスル地帶以外ノ、

トガ出來ルト云フヤウニシテ、獎勵品種ニアラザレバ決シテ合格シナイト云フ、此ノ過去ノ方針ヲ根本的ニ廢止サレル必要ガアルト思フノデアリマス(拍手)特ニ此ノ點ハ大臣ノ明快ナル御答ヲ戴キタイト思ヒマス次ノ問題ハ、今後各地方ニ於キマシテ、種別ヲ色々付ケルコトハ宜シイガ、種別ヲ明示シタ以上ハ、一等カラ四等、五等、六等ト云フヤウナ、等級ノ複雜サヲ止メマシテ、合格ト不合格ノニツニ分ケテシマフ、サウシテ合格ノ中デ、特別ニ良イ分ダケハ、特別ナ印シヲ付ケルト云フヤウナ、極メテ簡易ナル所ノ等級ヲ付ケラレルノガ宜イノデハナイカ(拍手)此ノ點特ニ農林大臣ノ御意見ヲ聽キタイト思フノデアリマス、是ハ糾撻モ非常ニ近付イテ居リマスガ故ニ、大臣ニ此ノ際ハツキリ言ウテ貰ハナケレバ、地方ハ糾撻三間ニ合ハヌコトニナリマシテ、今年モ亦七千百万石ノ増産ガ間ニ合ハヌコトニナリマスカラ、ドウカ一ツハツキリ言ツテ戴キタイト思ヒマス(拍手)

民ハ此ノ乾燥ノ強化デ非常ニ困ツテ居リマス、農具ガ變レバ調製ハ變ツテ來マス、米ノ調製ニ於テ統一ヲシヨウトスルナラバ、先ヅ農具ノ性能ノ統一カラ始メナケレバ出來ル話デハナインデアリマス、農具製造ヲ今日ノヤウナ自由バラ／＼ナ状態ニ置キマシテ、此ノ農具ニ依ツテ作ツテ居ル米ノ調製ヲ統一シヨウト云フコトハ、中々無理デアリマス、例ヘバ胴搗ノ多イ米ガアリ、碎米、屑米ノ多イ米ガアリ、青米ノ入ツテ居ル米ガアリマス、繩ニ於テモ太サガ達ヒ、掛け方ガ違フ、例ヘバ岡山縣ノヤウニ、御幣掛モ呴アリ、單俵アリ、二重俵アリ、複式俵ケデナイ所ノ、難カシイ蛙股掛ケト云フガアリマス、繩ニ付キマシテモ、込米二升ヲ廢メタ縣ガアルシ、取ツテ居ル所ガアル、是モ私ハ困難ダト思フノデアリマス、宮城縣ノヤウニ重量取引ヲシテ居ル所モアルカト思ヘバ、全般的ニハ容量取引デアリマス、全體ヲ通じマシテ、米ノ検査程度ハ非常ニ差等ガアリマス、極メテ厳格ナ検査ヲスル縣ト、極メテ緩和ナ縣、或ハ實施サレテ居ナイ縣ガアリマス、斯ウ云フモノヲ全體ヲ統一シテヤリマス場合ニ於キマシテ考ヘバナラヌコトハ、一部分ノ縣外移出米ノ爲ニ、アトノ縣内消費ノ全體ノ米ニ、嚴重ナ強制検査ヲ

ヤツテ見タリ、地主的勢力ニ壓迫サレタリ、或ハ商人的ナ力ニ壓迫サレマシテ、地主本位、商人本位ノ嚴格ナル検査ガ今日マデ行ハレテ來マシテ、農民ハ泣イテ居ルノアリマス、政府ハ此ノ際飽クマデモ生産者本位ノ國家本位ノ立場ニ於キマシテ、是等ノ検査制度ヲ緩和ナ検査ヲヤツテ居ル縣ノ高トガ、此ノ時局下ニ於キマシテ、極メテ時局ニ協力シ、増産ニ一路邁進シテ居ル所ノ農村ノ實情ニ合致シタ所ノ方針デアルト考ヘルノデゴザイマスガ、特ニ大臣ハ此ノ検査ノ程度ヲ緩和ナル縣ノ狀態ニ統一スルト云フ御意思ガアルカドウカ、其ノ他ノ點ノ統一ト云フコトハ、極メテ困難デアルガ、其ノ緩和ナ程度ヘノ統一ナラバ、極メテ簡単ニ出來ルト思フガ、一體ドウ云フ方針デアルカ承リタイト思ヒマス(拍手)。

第四點ハ、容量ト重量ノ問題デゴザイマス、米ノ検査ガ始リマシタ當時ニ、即チ俵裝ヤ調製等ノ問題ヲ考ヘマシテ、農商務省ハ明治四十三年五月二十四日、次官通牒ヲ以チマシテ、米穀検査ニ於テハ、地主ト小作人ノ利益分配ヲ公平ニスル爲ニ、地主ヨリ小作人ニ對シ補給米、補給金交付ニ關スル施設、並ニ地主ノ意嚮等ヲ能ク調べテ、誤リナク運用セヨト云フコトヲ、各縣ニ通牒ヲ發シテ居リマスルケレドモ、遺憾ナガラ是ガ實施サレテ居ル縣ハ極メテ少イノデゴザイマス、ソゴヘ持ツテ參リマシテ、昭和四年頃カラ農村ニハ「ロール」摺ノ糊摺機械ガ入ツテ參リマシタ、過去ノ土臼ヤ廻轉盤ニ依ルモノヤ、岩田式ノヤウナ農具ヨリ、胴摺レノシナイ、碎米ノ割合三出テ來ナイト云フ點ニ於テ、農林省ハ此ノ「ロール」摺ノ糊摺機械ヲ推奨シテ居リマス、所ガ岡山縣ノ農事試驗場ノ調査ニ依リマスルト、土臼デ摺リマシタ米ハ胴摺レガシテ居リマス、

米ノ膚ニ傷ガアル、「ロール」摺ノ場合ニハ
膚ニ傷ガナイ、ダカラ土臼ノ場合ニ於テハ
六百三十粒ニ對シテ、「ロール」摺ノ場合ニ
ハ七百粒入ル、粒ニシテ一割多イノデアリ
マス、土臼カ六百三十粒ニ對シテ、「ロー
ル」摺ハ七百粒、隨テ土臼デ摺ツタ一升ノ
米ノ目方ガ三百八十五匁ニ對シマシテ、「ロー
ル」摺ノ場合ガ四百十五匁アリマス、粒
數ニシテ一割、目方ニシテ一升三十匁ト云
フ大キナモノガ、此ノ「ロール」摺ノ結果桥
ノ中ニ入ツテ居ルト云フ事實ハ百姓ハ皆知
ツテ居ル、知ラナイノハ地方ノ地主ト農林
省位ナモノデス(拍手)此ノ「ロール」摺ニ依
リマシテ、ナゼ多ク入ルカト言ヘバ、米ノ
膚ガ摺レナイ爲ト、角張ツタ所ガ摺レ過ギ
テ磨滅シテシマフノデアリマス、ソレカラ
表皮ヲ剥イデシマフ、ソレデ中ノ脂肪質ガ
露出シ、廻轉熱度分解シテ、米ノ膚ヲ掩ウ
テシマツテ能ク滑ルノデアリマス、滑ル結
果、結局一俵ニ對シテ三升程度ノ米ガ多ク
入ツテ居ルコトニリマスガ、是ハ百姓ノ
知ラヌ間ニ機械ヲ使ツタオ蔭デ入ツテ居ル
ノデス、ダカラ此ノ頃ハ一俵ガ十八貫以上
ニモナツテ、田舎ノ相當元氣ナ若者デモ、
米俵一俵ヲ自由ニ擔ゲナイト云フ、笑ヘナ
イ「ナンセンス」ガ村々ニアルノデアリマス、
一俵ガ十八貫カラ、十八貫以上ナシテ云フ、
此ノ機械ニ依ル生産農民ノ負擔ガ、非常ニ
加重シテ來マジタ、即チ機械ノ進歩、文明
ノ恩惠ト云フモノガ、其ノ儘全部地主ト商
人ノ方ヲ潤シマシテ、小作人、自作農ナド
ノ生産者ニハ、全部其ノ逆ノ結果ガ來テ、
負擔トシテ轉嫁サレテ來タ譯ナンデアリマ
ス

此ノ機械ニ依ツテ米ノ良イモノが出来テ來ル、碎ケ米ガ少クナツテ來ルニ連レテ、其ノ結果、検査ノ程度ガ段々高クナツテ不合格米ヲ持ツテ行キマスト、地主ハ罰米ヲ持ツテ來トイト言ヒマス、所ガ不合格デアリマシテモ、昔ノ土臼デ摺ツタ米ヨリモ、實質ハ枡目ガ澤山入ツテ居ル、枡目ノ澤山入ツテ居ル不合格米ヲ持ツテ行ツタ上ニ、餘分ニ罰米ヲ取ラレル、斯ウ云フ状態ニアルト云フコトヲ、十分農林大臣ハ御考慮願ハヌトイカヌト思フノデアリマス（拍手）隨テ今日ノ農民ハ、四斗ノ俵ニ對シテ政府ガ決メル六十匁ニハ反対デアリマス、昔ノ一升ハ三百八十匁カラ三百八十五匁ダツタノダカラ、其ノ勘定ニ依ツテ一俵十五貫四百匁乃至五百匁程度ニシテ吳レト云フコトヲ、盛ニ要望シテ居リマス、然ルニ目方トシテ取引シテ居ルノハ、宮城縣ノヤウナ濕潤地帶ノ米ノ割合ニ輕イ所デヤツテ居ル、西日本ノ乾燥地帶ノ米ノ目方ノ割合ニ重イ所デハ、枡目ノ容量デ取引シテ居リマス、斯ウ云フ不合理ガ、今マデノ地方穀物検査ノ制度ニ残ツテ居ルノデアリマス、斯ウ云フヤウナ、農業ノ機械化——勿論今日ノ勞力不足ノ時代ニ、是ハ大イニヤラネバナラヌノデアリマスガ、此ノ農業ノ機械化ノ犠牲ヲ全部農民ニ轉嫁サセ「ロール」摺ニ依ツテ儀ニ一割近ク餘分ニ米ガ入ルト云フ、此ノ損失ヲ全部生産農民ニ負擔セシムルト云フコトハ、私達ノ斷ジテ承服出來ナイ點ナノデゴザイマス（拍手）土臼カヌト思フノデアリマス、少クトモ小作料摺ノ時代ノ目方ニ、「ロール」摺ノ目方ヲ換算致シマシテ、一俵六十匁デナクシテ、一俵十五貫四百匁ノ程度ニ訂正シナケレバ衣服出來ナイ點ナノデゴザイマス（拍手）土臼カヌト思フノデアリマス、少クトモ小作料摺ノ時代ノ目方ニ、トシテ納メマス米ニ對シテハ、農民ノ知ラ

又間ニ、結局一割近クモ小作料ガ高マツタ
コトニナツテ居リマスカラ、特ニ國營検査
ノ實施ニ當リマシテハ、四十三年ノ通牒ニ
依ツテヤラレマシタヤウナ調子デ以テ、何
カ地方ニ通牒カ指令デモ出シマシテ、此ノ
「ロール」摺ニ依ル所ノ、餘分ノ米ノ損失ヲ
何トカ方法ヲ講ジテ、補償セシムル所ノ方
法ヲ、明確ニ示サレル要ガ絕對ニアルト
私ハ考ヘルノデアリマス(拍手)特ニ西日本
ト北陸、東北ト云ツタヤウナ、自然ノ氣候
天候ニ依ツテ相違ノアル所ノ地方ヲ考慮ニ
入レラレマシテ、此ノ容量取引、即チ糀目
取引ト、重量取引ヲ、生産者ノ希望ニ依ツ
テ、自由自在ニ希望ノ儘ニ取引スルト云
フ、二本建ニシテ運用シテ行クト云フ方針
ヲ、此ノ案ヲ實施サレルト同時ニ、私ハド
ウシテモ運用シテ貴ハナケレバナラヌ重
ナ點デテルト思フノデアリマス、此ノ點
極メテ大事ナ點デゴザイマスノデ、政府ノ
御答辯ノ如何ニ依リマシテハ、吾々ノ本案
ニ對スル態度モ、之ニ依ツテ決ツテ來ルト
思ヒマスガ故ニ、此ノ點特ニ態度ヲ明確ニ
シテ貴ヒタイト思フノデアリマス(拍手)

鐵道大臣ハ居ラレマセヌカラ、鐵道省當
局カラ一ツ聽キタイト思ヒマス、若シモ重
量制ニ依ル米ノ取引ヲ致シマスト、現在モ
困ツテ居ル問題デアリマスガ、重量制デ貨
車ニ米俵ヲ積ムト、目方デ換算スルコトニ
ナリマス、目方デナシニ核デ目今マデ通り
ニ積ムナラバ、米俵ガ澤山積メマスガ、目
方ニ換算スルト、俵ノ數ガ貨車ノ中ニ澤山
積メナイノデアリマス、是ハ鐵道規則デ何
カ目方デ行クノト、俵ノ數デ行クノトノ勘
定ノ達ヒダト思ヒマスガ、斯様ナ矛盾ガ今
日行ハレテ居リマス、是ハ目方ニ依ル重量
取引ニナリマシテモ、容量制ノ如ク俵ノ數
デ今マデノヤウニ、貨車ニ何依積ンデ居ツ
タト云フ事實其ノ儘ヲ踏襲サレマシテ、今
後假令重量取引ニナリマシテモ、今マデ通

思ヒマスガ、特ニ鐵道省當局ノ之ニ對スル
御意見ヲ承ツテ置キタイト思フノデアリマ
ス 尚ホ標準米麥ノ査定デゴザイマス、此ノ
點ハ今モ少シ問題ニナツタノデゴザイマス
ガ、例ヘバ標準米ヲ決定スル時ニ、其ノ廣
上ニ出テ來マス委員ノ大部分ハ、大キナ大
阪方面ノ米ノ問屋ノ連中カ、或ハ非常ニ大
キナ地主ガヤツテ來マシテ、實際ノ生産農
民ガ殆ドソコニ入ツテ居ナイノデアリマス、
例ヘバ小麥ノ標準ヲ決定スル時ニハ、製粉
會社ノ代表者、醬油會社ノ代表者ガヤツテ
來マシテ、百姓ノ代表者ハ入ツテ居ナイ、
ソコデ其ノ年ノ米ノ標準ヲ決定スル、ソレ
ヲ検査員ガ地方へ持廻ツテ、標準検査ノ程
度ヲ決定スルノデアル、サウナルト検査ノ
程度ガ段々高マツテ來ル一路デゴザイマス、
小麥ノ如キハ一雨被レバ色ガ變ツテ來マス、
色ガ變ルト不合格トセラレマス、所ガ其ノ
不合格トサレタ小麥ハ、表皮ノ色ガ少シ變
ツタダケデアリマス、ソレヲ醬油ニ使ツテ
モ、製粉シテモ、加工シタ場合ニ於テ何等
變リガナインデアリマス、唯損ヲスルノハ
生産農民ガケデアリマス、米ニ致シマシテ
モ、白米ニスレバ何等問題ハナインデアリ
マスガ、唯今マデハ生産農民ノ發言力ガ、
委員會ニ於テ極メテ弱クシカ反映シナカツ
タ爲ニ、斯様ナ結果ニナツテ居ルノデアリ
マス、特ニ是等ノ標準米麥査定ニ付キマシテ
ハ、生産者本位デ是ハヤツテ貰ハナケレバ
ナコドヲ廢メラマシテ、各方面ノ意見ヲ
眞面目ニ聽キマシテ、ドウ云フ方法ニ依ツ
テ公正ナル所ノ標準ノ米、麥ヲ査定スルカ、ドウ
又其ノ委員ノ選任ナドヲドウスルカ、ドウ
云フ組織ニ依ツテ之ヲヤラレル積りカ、

斯ウ云フ點ニ付テ特ニ御答ヲ願ヒタイト思ヒマス(拍手)
第六ノ點ハ包裝デアリマスガ、検査ヲ統一スルト申シマシテモ、一番困難ナノハ包裝ノ問題デアリマセウ、詰リ勞力ガ不足シテ居ル、薬加工品ニ對シテハ資材ノ薬ガ足リナイ、サウ云フ時ニ於テ縣内ニ於テ消費スル所ノ米麥ノ俵裝ト、縣外ニ出ス所ノ米麥ノ俵裝ヲ對等ニ取扱フコトハ間違デアルト思ヒマス、此ノ間ニ等差ヲ付ケナケレバナラスト思ヒマス、特ニ昨年東北方面ニ於キマシテ、米ノ出廻期ノ時ニ、單俵ヲ使ツテ居ル経験ヲ、政府ハ持ツテ居ラレルノデアリマス、又一アキニアキ程度ノ古俵ハ、現在ニ於テモ各縣ニ於テ使ツテ居リマス、斯ウ云フ點カラ考ヘマシテモ、古俵ハ是非使用ヲ認メラレタインデアリマス、サウ云フ色々ナ點カラ見マシテ、包裝全體ニ付テノ統一ハ、急激ニハ出来マスマイカ、地方ノ實情ヲ考慮シテ、古俵モ宜イ、單俵デモ宜イ、縣内消費ノ米麥ハ特ニ包裝ハ簡単ニシテ宜シトイ云フコトヲ、政府ハ考ヘラルベキデアルト思ヒマス(拍手)、同時ニ臥、一重ノ俵、二重ノ俵、複式俵、繩ノ太サ、繩ノ掛け方、斯ウ云フモノ全體ニ對シマシテ、農民ノ實踐的ナ経験ヲ容レラレマシテ、何カ研究調査ノ機關デモ設ケラレマシテ、一番理想的ナ間違ヒノナイ方法デ、全國的ナ包裝ノ標準規格ヲ御決定ニナルコトガ、必要デアルト思フノデアリマスガ、農林當局ノ御方針ハ一體ドウデアルカト云フコトヲ承リタイ

ベキモノデアルト云フコトモ、併セテ申上
ゲテ置キマス、是ハ御答辯ヘ要リマセヌガ、
アレバ承リマセウ

其ノ次ハ、地方ノ検査員ノ問題デゴザイ
マス、全國デ二万人ノ地方検査員ガゴザイ
マスルガ、政府ハ之ヲ其ノ儘引継ガレルヤ
ウニ、今農林大臣カラデナク、厚生省ノ方
カラノ御答辯ガアツタノデアリマスルガ、
果シテ厚生省ノ方ノ御考ノヤウニ、農林省モ
御考ニナツテ居ルノカドウカ、或ハ一部分
ハ是ハ變更ニナル御考ガアルノカナイノカ、
農林大臣カラ承リタイノデアリマス、今マ
デノ此ノ穀物検査員ト云フモノヘ、穀物ノ
生産、販賣、移動、調査高等ヲ調査スルダ
ケデナク、又生産販賣等ノ指導ヲシテ居ル
ノデ、今後ハ農村ニ於ケル所ノ、農林省ノ
直接ノ代表者トナルノデアリマスカラ、非
常ニ重要ナ役割ヲ渠スコトニナルノデアリマ
ス、然ルニ今マデノ検査員ハ、俸給ハ碌
スツボナク、非常ニ待遇ガ悪ク、身分ノ保
障ガナク、極メテ不安定デアリマシタ、隨
テ如何ハシイ者ガ相當居ツタノデアリマス、
餘リニ片手間ナ仕事ヲシテ居タカラ、検査ヲ
申請ニ行ツテモ中々ヤツテ來ナイ、自分が
百姓ヲシテ居テ來ナイ、米ノ賣ル時期ヲ失
シタリ、小麥ノ賣ル時期ヲ遅クラシタリシ
マシタ、甚シイノハ百姓カラ酒一一杯飲マ
サレナイト、中々合格ニシナイト云フヤウ
ナ者モ、可ナリアツクノデアリマス、此ノ
検査員ガ今マデ薄給ト、身分ヲ保障サレナ
イト云フ爲ニ、斯様ナ不始末ナコトガアツ
タノデアリマスルカラ、今後政府ガ之ヲ統一
シテ、政府ノ役人トシテヤツテ行クヤウニナ
ルナラバ、斯様ナ如何ハシイ存在ガ絶対ニ無
イヤウニシテ賛ハナケレバナリマセヌ、隨テ
其ノ待遇ノ點ガ問題ニナルノデアル、一體
之ヲドウ云フヤウニサレルノカ、私ハ此ノ
検査ヲ國營ニサレルト同時ニ、彼等ノ待遇
ヲ良クシテ賛フト共ニ、彼等ヲ選任採用致シ

マスル時ニハ、色々ナ御考慮ヲ戴キタイト思
フノデアリマス、特ニ農林當局ノ御考慮ヲ煩
ハシタイト思ヒマスル點ハ、彼等ノ技術的
ナ能力ノ缺ケテ居ル點デアリマス、例ヘバ
地方ノ検査所ニ行ツテ見マスト、水分鑑定
器ハ「ボーマン」式ヲ使ツテ居ツテ、電氣式
ノモノヲ殆ド使ツテ居リマセヌ、非常ニ非
科學的ノモノヲ使ツテヤツテ居ルノデアリ
マス、又米麥ノ鑑定ハ肉眼鑑定デアリマス、
先ヅ其ノ最初ニ於テ理化學的ナ鑑定能力ヲ
持タシメテ後、始メテ其ノ經驗カラ、所謂
肉眼鑑定ノ能力ガ生レテ來ルノデアリマス、
斯ウ云フ點ニ付テノ經驗訓練ガ十分ニナイ
ノデアリマス、先ヅ検査員ガ薄給デアル、
待遇ガ惡イ、片手間ニ仕事ヲシテ居ルト云
フ結果、斯様ナ如何ハシイ者カ出テ來ルト
同時ニ、能力マデガ自然ト缺ケテ來ルコト
ニテリマスルカラ、今後政府ガ此ノ検査法
デ統制シテヤラレル以上ハ、十分ニ彼等ノ
訓練教育ヲ施サレルト共ニ、今マテノヤウ
ナ支障ノナイヤウニスルコトニ對シマシテ
ハ萬全ナル處置ヲ執ラレタイト思フノデア
リマス、其ノ他マダ拡務其ノ他ニ關シマシ
テ、又ハ白米ノ検査等ニ付テ御尋シタ伊點
モアリマスガ、萬事ハ委員會ニ讓リマシテ、
以上ノ點ニ私ノ質問ヲ止メテ置キマス（拍
手）

調査機関ノコトニ付テノ御話ガゴザイマシタガ、是等ノコトモ併セテ自分ノ在任ヲ致シテ居リマス間々十分考ヘテ見タイト考前用君ヨリ御注意モアリマシテ、多收穫ノ品種ヲ採用スルト云フコトニ付キマシテハ、御指摘ナリマシタ方大體御意見ノ通リニ、御面ニ付テハ、品種ヲ配付シテ居ルヤウナ次第デアリマスガ、尙ホ之ヲ進メテ、其ノ他ノ地方ニ對シテモ云々ト云フコトニ付キマシテハ、是ハ能ク考慮ヲ致シマシテ、方針ヲ決定シテ實行政シタイト考ヘテ居リマスソレカラ等級ニ付キマシテ、合格、不格ト云フヤウナ、簡單ナ等級ニシテヤツタラドウカト云フ御考ニ付キマシテハ、是ハ是マデノ検査ノ方針ハ御承知ノ通リデアリマスガ、今日ノ米穀事情ノ上カラ考へマスト、只今ノ簡單ナ等級ニスルト云フコトノ御考ハ、一つノ考トシテ、十分ニ政府ト致シマシテハ考究ヲ致シテ見タイト考ヘテ居リマス、ソレカラ検査ノ實際ニ付テ、條件ノ緩和ナ地方ニ倣ツテ、検査ノ上ニ於テ續一ヲ圖ルヤウニスルト云フコトノ御意見ニ付キマシテモ、是亦政府ト致シマシテ、是ハ御意見トシテ承リマシテ、能ク研究ヲシテ見タイト考ヘテ居リマス尙ホ重量、容積トノ關係等ニ付キマシテ、其ノ外包装等種々詳細ナル點ニ付テ御意見ガアリマシタガ、是等ノ事柄ハ何レ委員會ニ議ツテ尙ホ回答ヲ致シ、御意見モ拜聴致シタイトイ思ヒマス手數料ノコトニ付キマシテハ、先刻來御答ヲ致シマシタガ、是ハ今回ノ此ノ國營検査ノ實施ニ付キマシテ、検査ノ手數料ト云フモノヲ、政府ノ一つノ收入ト致シマシテ、此ノ検査ヲ實施スルノ建前ト致シテ居リマスカラ、手數料ヲ廢止スルト云フコトノ御意見ニ從フコトハ困難ト思ヒマスガ、ソレ等ノ點ニ付キマシテハ、尙ホ負擔者ノ關係

答ニ付キマシテハ、他ノ機會ニ於テ能ク御
其ノ外現在ノ検査員ノ問題ニ付キマシテ
ハ、先刻私御答ヲ致シマシタガ、尙ホ重ネ
テ御答ヲ致シテ置キマス、大體ハ現在ノ縣
營検査、縣デヤツテ居リマス検査ニ使ツテ
居ル人達ヲ、之ヲ國營検査ノ方ニ移管シテ、
國營検査ノ方ニ使フ積リデアリマスケレバ
モ、之ヲ實際ニ致シマス場合ノ待遇等ニ關
シマシテハ、先刻御答致シマシタガウニ、
是ハ待遇ニ於テハ良クナルト考ヘマスガ、
恩給其ノ他ノ關係ニ付キマシテハ、尙ホ
研究ヲ要スル點ガアルト思ヒマスカラ、是
等ハ本人ノ不利益ニナラナイヤウニ、十分
善處スル積リテ研究致シタイト思ツテ居リ
マス(拍手)

ル縣下ニ於キマシテハ、既ニ容量取引ヨリ重量取引ニ入ツテ居ル事情モゴザイマスノデ、斯ウ云フコトヲ考ヘテ、時勢ニ適應致シマスルヤウニ輸送モヤラナケレバナラスガ、サレバト云ツテ、今低物價政策ヲ堅持シテ居リマスル時代ニ、數量ヲ減ジテ米價ニ影響ヲ及ボシマスルコトハ、是ハ考ヘナケレバ、イカヌト云フコトヨリ致シマシテ、色鐵道當局モ苦勞致シテ居ルノデアリマス、既ニ御承知下サル通り、昨年ノ暮カラ本年ニ掛ケマシテ、大凡二千八百万圓ノ運賃ノ引下モヤツテ、鐵道省ハ低物價政策ニ協力致シテ居リマスル場合デアリマスルシ、此ノ二月ノ一日ヨリ只今御話ノ依扱ト重量扱トヲ調節スルコトニ致シマシテ、成ベク運賃ノ爲ニ米價ニ影響ヲ及ボサナイヤウナコトヲ考ヘマスルト同時ニ、輸送量ヲ餘り減退サセマセヌヤウニ工夫ヲ致シテ居ルノデアリマス、大體擡摘ンデ申シマスルト、要スルニ依ニ致シマシテモ、叭ニ致シマシテモ、一廻十六俵ト云フコトニ大體決メマシテ、十五廻車デゴザイマスルト、二百四十俵積ムコトニ依ツテ、從來ノ容量主義ト、現在ノ問題ニナツテ居リマスル重量主義トヲ調和致シマシテ、米價ニ極端ナル變動ヲ及ボサナイヤウナ風ノ手配ヲ、去ル二月一日カラ實施致シテ居ルノデアリマス、左様御承知ヲ願ヒタイト思ヒマス(拍手)○副議長(田子一民君) 大石大君

(大石大君登壇)

調製法ノ改良等ニ依ツテ、商品價値ノ向上
圖リ、市場米價ヲ昂揚スルト云フコトニ
重點ヲ置カレテ居ルカ、將又戰時體制下ニ
於テ、最モ必要デアリ爲サナケレバナラヌ
所ノ、國民食糧ノ充實ノ點ニ於テ、惡イ物
デモ構ハヌ、增產ヲシナクテハナラスト云
フ點ニ重點ヲ置カレルカ、之ヲ伺ヒタイノ
デアリマス、此ノ事ハ先刻來樋口君ヨリモ、
前川君ヨリモ指摘シタヤウデアリマスガ、
之ニ對シマシテハツキリ御答ガナカツタノ
デアリマスカラ、此ノ點ヲ先づ御答ヲ願ヒ
タイ

若シ夫レ增產ニ重點ヲ置クト致シマスル
ナラバ、此ノ產米検査制度ト云フモノト、
ソニニ矛盾ガアリハシナイカト云フコトヲ
疑フノデアリマス、現在各府縣ニ於テ施行
致シテ居リマス產米検査ガ、非常ニ嚴格ナ
モノデアツテ、農民ガ非常ナル苦痛ヲ感ジ
テ居ルト云フコトモ、先刻來論ジ盡サレマ
シテ、特ニ此ノ點ニ對シマシテハ、前川君
ヨリ詳細ニ指摘サレマシタ、第一選別ニ付
キマシテ、非常ニ農民ガ苦痛ヲ感ジテ居ル
各府縣當局ハ、皆自分ノ府縣ノ米價ノ昂揚
致シマシタコトヲ一つノ誇ト致シマスル力
ラ、此ノ制度ノ施行ノ當初ハ、極メテ検査
ハ簡單デアリマシタガ、年ヲ經ルニ從ヒマ
シテ段々トソレガ強化サレル、今日四國邊
リデハ、甲若クハ乙ニ合格スル爲ニハ、九
回モサビ出シラシナケレバナラヌ、是ガ一
番農民ノ苦痛デアル、殊ニ先刻樋口君ノ指
摘セラレタ通り、天候ノ關係、土質ノ關係、
其ノ他色々ノ關係ヨリ致シマシテ、惡イ米
ガ出來タ時ニハ、殆ド三分ノ一モサビ出シ
ヲシナケレバ、是ガ合格シナイト云フ實況
デアリマス、此ノ選別ニ於テ斯ウ云フ大キ
スト、一俵ノ俵ヲ作リマスノニ一日掛リマ
ス、一俵ノ俵ヲ作リマスノニ一日掛リマ

ス、是ハ曾テ高知縣ガ昭和四年ニ產米検査ヲ施行スルコトニナリマシテ、知事ハ縣令ヲ發布シテ、二百七十名モノ官吏ヲ任命致シマシタケレドモ、農民ノ反対ニ依リマシテ、此ノ制度ハ施行セズニ撤廢致シマシタ、其ノ時ニ縣ノ主張ハ、一石ノ調整費ガ二圓五十錢デアル、二圓五十錢出スナラバ、立派ニ調製ガ出来ルト云フ主張デアリマシタ、農民ハ四圓掛ルト言フ、此ノ争ガ起りマシテ、サウシテ香川縣カラ依ヲ拵ヘルニ、最モ堪能ナ農民ヲ備ウテ參リマシタ、縣ノ當局、農會ノ役員、農民、是等ガ立會ノ上デ依ヲ作ラセマシタガ、丁度一俵ノ俵ヲ作ルニ一日掛ツタ、ソレハ固ヨリ俵ヲ編ミマスアルノ「フナワ」ト云フ繩カラ綱ウテ掛ル、内側ノ俵ニハ九尋ノ繩ガ要ル、外側ニハ十尋カラ十一尋半ノ繩ガ要ル、此ノ繩カラ作り始メテ、ソレヲ編ンデ依ニシテ、米ヲ入レテ、綱繩ヲ入レテ、五ツ所結ビマスト、一日掛ル斯カ云フ實際ノ試験ヨリ致シマシテ、成程農民ノ主張ガ正シイト云フコトニナリマシテ、是ノミデハアリマセヌガ、其ノ他色々ノ理由ガ止ヌタノデアリマス、今日高知縣ハ生産強制検査ヲ致シテ居リマセヌカラ——隣縣カラ小作百姓ガ田百姓ニ參リマス、高知縣ハ二度米ヲ獲リマスカラ、一番ノ米ハ七月ノ二十四五日頃ニ刈リマスルガ、其ノ時ニヘ隣縣ノ愛媛縣モ、香川縣モ比較的の農閑期デアリマスルカラ、小作農民諸君ハ皆高知縣ニ働キニ來ル、年々一万四五千人來マスルガ、是ガ高知縣ニ產米検査ヲ施行シテ居ヲ見マシテモ、之ヲヤツテ居ル所ノ先進縣ガ調製ノ上ニ於テ、別ノ上ニ於テ、非常ナル苦勞ヲ致シテ居ルト云フコトヲ、強ク物語ルモノデアルト思ヒマス(拍手)サウシテ私ハ是ガ増産ニ非常ナル障碍トナルト云

フコトハ——固ヨリ食糧ヲ作りマスコトハ、
唯農民ガ利己的ニ、打算的ニ儲ルカラ作
ト云フベキモノデハアリマセヌガ、サリト
テ百姓モ引合ハナイモノヲ耕作スル譯ニハ
參リマセヌ、昨年以來政府ハ獎勵金ヲ澤山
出シマシテ、澤山ノ役人ガ地方ニ出張致シ
マシテ、増産計畫ヲ御獎メニナツテ居リマ
スルガ、私ヲ以テ言ハシムルナラバ、米ヲ
作ツテ引合フヤウニシテヤルナラバ、政府
ガサウ獎勵セヌデモ米ハ作リマス、何トナ
レバ今日關西地方デハ、政府モ縣モ農會モ
指導セヌノニ、疊ノ表ヲ作ル蘭デアリマス
蘭ノ如キモノハ、北支滿洲ニ非常ナル需要
ガアルト云フコトデ、私共ノ縣ナドハ、今
年ハ全耕地ノ一割七分ハ蘭ヲ植エルコトニ
移行シタ、四割ガ西瓜、斯ウ云フ風ニ引合
方ノ作物ニ、ドンヽ移行シテ參リマス
カラ、サウ力ヲ入レテ金マデ出シテ政府ガ
獎勵セヌデモ、引合フヤウニシテヤルナラ
バ米ハ十分作リマス、所ガ現在米ヲ作ツテ
引合ハナイカラ其處ニ惱ミガアル、ソコデ
此ノ產米検査ヲヤリマシテ、米ヲ生産スル
農家ノ經濟ガ良クナルカ惡クナルカ、先ツ
之ヲ檢討シテ見タイ、此ノ國營檢査ヲ施行
致シマシテ、受檢米即チ検査ヲ受ケナケレ
バナラヌ米ガ、先づ私ハ三千五百万石アラ
ウト思フ、今各府縣デヤツテ居リマスル檢
査ノ成績ニ依リマスルト、總生産ノ五四%

ドウナツテ居ルカト申シマスルト、私ノ縣ハ検査ヲ受ケテ居リマセヌカラ、未検査ナシテ、公定價格ヨリ二十五錢乃至八十錢安ク公定セヨト云フノガ政府ノ命令デアリマス、サウスルト未検査米ハ検査米ヨリ八十錢安ク公定スルトシテ、生産者ノ販賣ニ——ソレダケハ利益ガアル、併シ全生產ノ五四%ハ検査ヲセンケレバナラヌミデアリマスカラ、サウスルト其ノ三千五百万石ノ全検査米ノ中デ、生産者が賣リマス米ハ僅ニ千七百七十万石デアリマス、三千五百万石ノ検査ヲ受ケテ、其内生産者が賣ル米ハ千七百七十万石デアリマスカラ、ソレニ對シテ八十錢ノ検査ヲ受ケタ利益ガアツタ所デ、千四百十六万圓デアル、サウ致シマスルト、検査ヲ受ケタ爲ニ、其ノ調製、選別ニ力ヲ入レタガ爲ニ、一億四千万圓ノ費用ヲ要シ、而シテソレヨリ検査ノ爲ノ値上リ一千四百六十万圓ヲ差引クト、一億二千七百万圓ノ餘計ナ負擔ヲ生産農民ガ背負ハネバナラヌコトニナル、併シ米價ヲ公定致シマシタ今日、無検査デ少シモ銘柄ニ等差ヲ附セズシテ一度ヤツテ居ルヤウナ、極メテ高慶ナ検査デアリマスナラバ、只今申上ゲタヤウナ數字ガ出テ來ルノデアリマス、此ノ數字ガ出テ來ル如キ検査ヲヤリマスナラバ、隨て其ノ生産ヲ差控ヘル、茲ニ生産擴充ト検査制度此ノ農民ノ大キナ負擔が緩和セラレ、隨テ此ニシテ検査ヲ受ケルト云フ氣分ニモナリマ

セウ、今検査ノ程度等ニ付キマシテハ、憲
ト御研究ナサルト云フコトデアリマシタガ、
ドウカスウ云フ點ヲ政府ニ於テハ御研究願
ヒタイ、私ハ數字デ申上ゲタノデアリマス
ソレカラ第二點ハ、此ノ法律ヲ施行致シ
マスニ依ツテ、地主ト小作人間ニ又争フ新
タニシハシナイカト云フコトヲ心配スルノ
デアリマス、各府縣トモ此ノ制度ヲ始メマ
ス時ニ於テ、検査ヲシテ調製ヲ良クシ、選
別ヲ良クシ、サウシテ商品價值ハ上ルガ、
因ツテ受ケル利益ハ全部地主ガ占有スルノ
デハナイカ、ソレデアルナラバ小作人ハ堪
ヘラレヌト云フコトガ原因デ、相當争ガアリ
マシタ、殊ニ只今此處ニ登壇セラレマシ
タ前川君ノ縣ナドハ、蓆旗竹槍ノ鬪争マデ
起ラントシタノデアリマス、此ノ時ニ縣當
局ヤ或ハ地方ノ名譽職ノ人ナドガ仲ニ入ツ
テ獎勵米トカ、補償米トカ云フヤウナ制度
ヲ置イテ、先ツ地主ト小作間ヲ調停致シマ
シテ、一等米ニ對シマシテハ八升、二等米
ニ對シテハ六升トカ三等米ニ對シテハ五升
トカ云フヤウナ、此ノ検査制度ニ依ツテ受
クル所ノ小作人ノ損失ニ對シテ補償ヲ爲シ
來ツタノデアリマス、先年高知縣ニ於テ此ノ
制度ヲ布カントスル時ニモ、各地主ヲ縣ニ呼
ンダノデアリマスガ、高知縣ニ於テハ地主ガ
承知ラシナカツタ、是ハ各府縣ノ検査制度
ガ府縣令デ決メアリマスカラ、一等米ニ納
付ノ小作人ニ對シテハ何ボノ獎勵米ヲ出ス、
何ボノ補償米ヲ出スト府縣令規則ニ依ツテ
之ヲ命ジルコトハ出來ナイデアリマセウ、
縣令デ所有權ノ侵害ハ出來ヌデアリマセウ、
茲ニ國家ガ此ノ法律ヲ作リマス機會ニ於テ、
尤モ此ノ法律ニ於テ細カシイコトハ規定ハ
ムル所ニ依ツテ補償ヲ爲スベシト云フヤウ
ナ原則ヲ規定シナケレバナラヌノデハナイ

方ト思フノデアリマス、各小作人ガ今度國營検査法ガ出來ルサウダ、必ズヤ今貴ツテ居ル所ノ補償米、獎勵米ハ今度法律ガ出来ル機會ニ於テ其ノ権利ガ原則的ニ認メラレルデアラウト云フコトヲ、一般小作人ハ期待致シテ居リマス、然ルニ此ノ法案ヲ見マスト、検査ヲ受ケズシテ米ヲ授受シタ者ハ千圓以下ノ罰金デアル、小作人ニ對シテハ法ノ峻嚴ヲ以テ臨ミ、地主ニ對シテハ從來ノ府縣ガヤツテ居ル如クーツノ協定ニ依ツテ、即チ地主ノ德義心ヲ喚起セシメテ之ヲ誘ハウト云フ御考デアルカ、果シテ政府ガサウ云フ御考デアルトスルナラバ、先刻樋口君ガ指摘サレマシタヤウニ、現在戰時下ニ於キマシテ農村ハ澤山ナ兵隊ヲ出シ、食糧ヲ供給シ、有ユル犠牲トナツテ居リマス、此ノ時ニ於テ小作人ハ検査ヲ受ケネバ千圓ノ罰金、地主ガ之ニ對シテ一ツノ獎勵米或ハ補償米ヲ出スコトハ地主ノ德義心ニ依ツテ何トカ誘ハウト云フコトハ、極メテ時代錯誤デハナイカ、此ノ點ニ付テドウ云フ考ヲ持タレルカ明答ヲ得タイ

〔副議長退席、議長著席〕

ノハ第一條ノ二號ト四號デアリマス、即子農林大臣ノ指定スル所ノ地域内デハ検査セヌデモ宜シイソレカラ命令ノ定ムルモノ、是モ検査ヨリ除外ノヤウデアル、産米検査ヲヤツテ居リマス所ノ府縣ハ、大體品種ノ統一モ略、出來テ居リマセウ、併シ産米検査ヲヤツテ居リマセス地方ハ、品種ノ統一ハ出來テ居リマセヌ、現ニ高知縣ナドハ四百何十種ト云フ米ヲ作ツテ居リマス、四百種モ三百種モノ米ヲ作ツテ置イテ居ル所ニ、直チニ此ノ法ヲ適用セラレタ場合ニ於キマシテハ、農民ハ非常ニ迷惑デアル、ソコデ斯様ナ特別ナ地方ハ除外ヲナサルカ、殊ニ高知縣ハ二度米ヲ作リマスル關係上、先刻申上ゲタ通り七月ノ二十四日カラ之ヲ刈リマス、八月ノ五日頃マデニ二番稻ヲ植三ケレバ後ノ米ハ穫レナイ、サウ云フ關係デ最モ雨ノ多イ時ニ之ヲ刈入レマスノデ、雨ガドンナニ降リマシテモ、田ガ流レル程雨ガ降ツテ居リマシテモ、之ヲ刈ツテ直グ後ニ植付ケルノデアリマス、サウ云フ關係デ產米検査制度ノ要求スル乾燥ハ出來ナイ、又乾燥ヲシタナラバイケナイ米ヲ作ツテ居リマセヌ、濡レタ儘ズ宜イ米ヲ作ツテ居ル、サウ云フ關係カラ高知縣ノ早稻、諾リ二期作地方ノ米ニハ米穀統制法ハ適用致シテ居リマセヌ、只今申上ゲタヤウナ品種ハ產米検査ヲヤツテ居ラヌガ爲ニ、品種ノ統一ガ出來テ居ラヌト云フコトガ一つノ理由、一ツハ米穀統制法ノ適用ノ出來ナイト云フ特別ノ二期作ニ對シテハ、即チ斯ウ云フ事情ノアル所ニハ特ニ除外例ヲ設ケラレル御意思ガアルヤ否ヤ、之ヲ伺ヒタイノデアリマセウ、農林大臣ガ冒頭ニ於テ此ノ理由ヲ述ス

バラレタ時ニ全國的ニ統一ト、是マデノ各府縣々々デヤツテ居ル検査制度ノ弊害ヲ矯正スルト云フコトヲ申サレタ、一體此ノ検査ハ糾ヲ摺リマシタ時ニ於テハ、皆其ノ糾ヲ摺ツタ場所デ検査ヲ受ケルノガ一番便利デアル、検査ノ度毎ニ倉庫カラ出シテ來ルノハ不便デアル、糾ヲ摺ル日方決リマスレバ前以テ要求シテアリマスガ、中々検査員ガ來ナイ、或ハ村ノ有力者ノ所ニ検査シニ來イト言ヘバ、多ク其ノ方ニ行ツテ、小作ノ方ニ來ナイ、其ノ間ニ色々ノ情實ガ纏綿シテ居ルト云フコトハ、是ハモウ今日公知ノ事實デアル、斯ウ云フ點ハ十分ニ検討致シマシテ、此ノ人事ヲヤラナイト云フトンデモナイコトガ起ルト思フ、斯ウ云フ點ハ別ニ御答ハ要求シナインデアリマスガ、現在ノ検査員ヲ更ニ國家ガ採用スル場合ニ於テハ十分サウ云フ點ヲ詳細ニ検討セラレテ、適當ニヤラレルコトヲ希望致シマス、サウシテ補償米ニ對スル所ノ規定ガ、此ノ本法ニナイガ爲ニ小作争議ガ起リハシナイカト云フコトニ付キマシテハ、時間ノ關係上内務大臣ガオ居デニナレバ内務大臣ニ伺ヒタイト思ヒマスガ、私ノ質問ハ是デ終リマス(拍手)

○國務大臣(島田俊雄君) 大石君ノ御質問中、品種ノ改良ニ重キヲ置クノ結果、或ハ増産ノ計畫ノ上ニ於テ、矛盾ヲ來スヤウナコトハナイカト云フ意味ノ御質問ニ對シマシテ、是ハ先刻前川君ノ御質問ニ對シテモ御答致シマシタヤウニ、政府ハ米ノ品種ノ改良ニ關シテノ方針ニ付キマシテハ、是ハ將來ト雖モ堅持シテ行カナケレバナラスト考ヘテ居ルノデアリマスガ、唯現下ノ事情又最近ノ米穀ノ事情カラ考ヘマシテ、増産ノ計畫ヲ實施スル上ニ於テ、多收穫ノ品種ヲ採用シク行ク必要ガアルト云フ、此ノ考へ方ヲ以チマシテ、今回増産計畫ノ意味ニ於テ之ヲ實施シ、或ル地方ニ對シテハ、之

中改正法律案ノ委員會ノ經過ノ概要茲ニ結
果ヲ御報告申上ゲマス
右二法案ノ改正ニ對スル政府ノ眼目トス
ル所ハ、既ニ御承知ノ如ク鑛業法及び砂鑛
法施行ノ實情ニ鑑ミ、茲ニ新ニ有用鑛物ヲ
鑛業法所定ノ鑛物ト爲スノ外、試掘權制度
ノ改正、鑛業權制度ノ整備、砂鑛權設定ノ
簡易化、茲ニ鑛業及ビ砂鑛業ニ對スル監督
ニ遺憾ナキヲ期セントスルモノデアリマス
右審査ノ爲ノ委員會ハ、二月二十六日ヨリ
開會致シ、三月六日質疑終了マデ八回ニ
瓦リ開會致シ、質疑應答ヲ重ねマシタガ、
先づ鑛業法ニ對スル質疑ノ第一點ハ、試掘
權ヲ四箇年ニテ打切ルコトト爲シタル趣旨
如何、今回ノ試掘權制度ノ改正ハ、主トシ
テ増產ヲ目的トスルモノナルヤ、增產ヲ目
的トスルナラバ、一層ニ重要鑛物增產法ヲ
活用スルコトガヨリ適切ナラズヤ、又今回
ノ改正ニ依レバ、今後試掘權ヲ得タル者ハ、
必づ四年内ニ試掘ヲ完了シナケレバナラヌ
コトナルガ、機械不足ノ今日是ハ事實上
不可能デアル、而モ四年内ニ試掘ヲ得サヌ
トノ理由ニ依リ、納稅茲ニ幾多ノ投資ヲ爲
シタル權利ヲ無償ニテ取上げルコトハ、餘
リニモ苛酷デハナイカト云フコトデアリマ
シタ

質疑ノ第二點ハ、山野ヲ跋涉シ容易ナラ
ヌ苦心ヲ重ねテ發見シタ鑛物ニ關スル試掘
權ガ、僅カ四年失權スルコトモナラバ、
最早命懸ケデ探鑛スル者ハナクナル、結局
探鑛心ヲ沮喪セシメ、探鑛獎勵ノ方針ト逆
行スルノデハナイカ

又質疑ノ第三點ハ、今回ノ試掘制度改正
ガ、假ニ妥當ナリトシテモ、此ノ改正ニ依
リ、從來久シキニ至リ少カラヌ納稅ヲ爲シ、
莫大ナル投資ヲ爲シタ試掘權ヲ、一片ノ法
律改正ニ依リ失フコトトナリ、試掘權者ハ國
家ニ依リ勞ニ酬ユルニ損害ヲ以テセラル
ゴトナルガ、之ニ對スル政府ノ見解如何

又質疑ノ第四點ハ、政府ハ試掘制度ノ改正
ニ依リ、所謂豫備鑛區ヲ否認セントスルモ
ノデハナイカラ、若シ又豫備鑛區ヲ採掘權ノ
鑛業法所定ノ鑛物ト爲スノ外、試掘權制度
ノ改正、鑛業權制度ノ整備、砂鑛權設定ノ
簡易化、茲ニ鑛業及ビ砂鑛業ニ對スル監督
ニ遺憾ナキヲ期セントスルモノデアリマス
右審査ノ爲ノ委員會ハ、二月二十六日ヨリ
開會致シ、三月六日質疑終了マデ八回ニ
瓦リ開會致シ、質疑應答ヲ重ねマシタガ、
先づ鑛業法ニ對スル質疑ノ第一點ハ、試掘
權ヲ四箇年ニテ打切ルコトト爲シタル趣旨
如何、今回ノ試掘權制度ノ改正ハ、主トシ
テ増產ヲ目的トスルモノナルヤ、增產ヲ目
的トスルナラバ、一層ニ重要鑛物增產法ヲ
活用スルコトガヨリ適切ナラズヤ、又今回
ノ改正ニ依レバ、今後試掘權ヲ得タル者ハ、
必づ四年内ニ試掘ヲ完了シナケレバナラヌ
コトナルガ、機械不足ノ今日是ハ事實上
不可能デアル、而モ四年内ニ試掘ヲ得サヌ
トノ理由ニ依リ、納稅茲ニ幾多ノ投資ヲ爲
シタル權利ヲ無償ニテ取上げルコトハ、餘
リニモ苛酷デハナイカト云フコトデアリマ
シタ

次ニ質疑ノ第五點ハ、眞ニ本改正ノ實效
ヲ擧ゲシメンガ爲ニハ、政府ハ固ヨリ、日本
本產金振興株式會社、帝國鑛業開發株式會
社等ノ國策會社ガ極メテ積極的ニ民間ト協
力スルコトガ必要缺クベカラザルコトト信
ズルガ、政府ノ之ニ對スル所信如何等ノ諸
點デアリマシタ

政府ノ之ニ對スル答辯ハ、第一點ニ於テ、
試掘權ハ單ニ採掘ノ價値ニアリヤ否ヤノ調
査ヲ保護スル爲ノ權利ニ過ギナイ、故ニ其
ノ期間モ四年デ十分デアル、從來ノ如ク何
年デモ其ノ延期ヲ認メルコトハ、試掘權制
度ノ趣旨ヲ沒却スル結果トモナルノデ、四
年デ打切ルコトト致シ、試掘權制度ヲ其ノ
本來ノ趣旨ニ戻シ、權利ノ濫用ヲ防止シヨ
ウト云フ趣旨デアル、隨テ又本案ハ直接計
數的ナ增產ヲ目標トシタモノデハナイ、併
ナガラ今後ハ試掘權ハ四年デ打切ルコトト
セラレタ結果、敢テ試掘モ爲サズシテ、漫
然ト試掘權ヲ保有スルト云フ弊害ハ、今回
ノ改正ニ依ツテ多分ニ矯正セラルコトト
ナルカラ、此ノ方面カラ探鑛ヲ促進シ、將
來ノ鑛產物ノ增産ニ資スルコトトモナル、
勞力等ヲ使用スルコトハ、國家經濟上損失
ノ試掘權ノ形ニ於テ保持スルモノニ付テハ二年
以内ノ之ヲ延長スルコトヲ得

次ニ質疑ノ第六點ハ、試掘權ハ四年打切ル
コトニナルノデアル、而シテ今直チニ開
始シテ今回ノ改正ハ、眞ニ試掘ヲ爲サント
スル者ニ對シテハ、政府及ビ半官半民會社
ヲ此ノ際徹底的ニ動員シテ、試掘ノ遂行ニ
協力スルモノデアツテ、決シテ試掘權ヲ取
得シテ置クコトトナリ、將來ノ增產實現ニ
果的ナラシムベシ

三、政府ハ重要鑛物增產法ノ發動ニ依リ
鑛物ノ形ニ於テ保持スルト云フコトハ、即
付テハ特別ノ考慮ヲ加フベシ

以上ガ希望條件デアリマス

次ニ質疑ノ第七點ハ、今回ノ改正ハ半面ニ於
テ真ニ山野ヲ跋涉シテ鑛物ヲ發見シ、試掘
權ヲ得タル者ノ轉賣ノ利益ヲ少カラシメル
ハナイカ、更ニ又、鑛業法第四十條トノ
關係ハ如何ナル解釋ヲ下サルコトトナル
カ

次ニ質疑ノ第八點ハ、政府ハ現在試掘權ヲ持ツテ居ル
者ニ付テハ、政府ハ有ニル援助ヲシテ四年
點デアリマシタ

第三點ニ於テハ試掘權ヲ爲シ得ルヤウニ協力スル、而シ
内ニ試掘ヲ爲シ得ルヤウニ協力スル、而シ
テ試掘權ハ從来ノ制度ニ於テモ試掘ヲ爲サ
ンガ爲ニ認メラレタ權利デアルカラ、試掘
權者モ亦其ノ保有スル鑛區ニ付テ、速ニ採
鑛ヲ行フ義務ヲ有スルモノデアル、尙ホ採
鑛ノ價値アルモノニ付テハ、之ニ採掘權ヲ
設定スルノデアルカラ、一概ニ試掘權ヲ喪
失セシムル結果トナルモノデハナイ

第四點ニ於テハ今回ノ改正ハ、鑛業常識
上當然ニ認メラレテ然ルベキ程度ノ豫備鑛
區ヲ決シテ否認セントスルモノデハナイ、唯
設定スルノデアルカラ、之ヲ速ニ採
鑛權者モ亦其ノ保有スル鑛區ニ付テ、速ニ採
鑛ヲ行フ義務ヲ有スルモノデアル、尙ホ採
鑛ノ價値アルモノニ付テハ、之ニ採掘權ヲ
設定スルノデアルカラ、一概ニ試掘權ヲ喪
失セシムル結果トナルモノデハナイ

第五點ニ於テハ今回ノ改正ハ、鑛業常識
上當然ニ認メラレテ然ルベキ程度ノ豫備鑛
區ヲ決シテ否認セントスルモノデハナイ、唯
設定スルノデアルカラ、之ヲ速ニ採
鑛權者モ亦其ノ保有スル鑛區ニ付テ、速ニ採
鑛ヲ行フ義務ヲ有スルモノデアル、尙ホ採
鑛ノ價値アルモノニ付テハ、之ニ採掘權ヲ
設定スルノデアルカラ、一概ニ試掘權ヲ喪
失セシムル結果トナルモノデハナイ

第六點ニ於テハ今回ノ改正ハ、鑛業常識
上當然ニ認メラレテ然ルベキ程度ノ豫備鑛
區ヲ決シテ否認セントスルモノデハナイ、唯
設定スルノデアルカラ、之ヲ速ニ採
鑛權者モ亦其ノ保有スル鑛區ニ付テ、速ニ採
鑛ヲ行フ義務ヲ有スルモノデアル、尙ホ採
鑛ノ價値アルモノニ付テハ、之ニ採掘權ヲ
設定スルノデアルカラ、一概ニ試掘權ヲ喪
失セシムル結果トナルモノデハナイ

第七點ニ於テハ今回ノ改正ハ、鑛業常識
上當然ニ認メラレテ然ルベキ程度ノ豫備鑛
區ヲ決シテ否認セントスルモノデハナイ、唯
設定スルノデアルカラ、之ヲ速ニ採
鑛權者モ亦其ノ保有スル鑛區ニ付テ、速ニ採
鑛ヲ行フ義務ヲ有スルモノデアル、尙ホ採
鑛ノ價値アルモノニ付テハ、之ニ採掘權ヲ
設定スルノデアルカラ、一概ニ試掘權ヲ喪
失セシムル結果トナルモノデハナイ

第八點ニ於テハ今回ノ改正ハ、鑛業常識
上當然ニ認メラレテ然ルベキ程度ノ豫備鑛
區ヲ決シテ否認セントスルモノデハナイ、唯
設定スルノデアルカラ、之ヲ速ニ採
鑛權者モ亦其ノ保有スル鑛區ニ付テ、速ニ採
鑛ヲ行フ義務ヲ有スルモノデアル、尙ホ採
鑛ノ價値アルモノニ付テハ、之ニ採掘權ヲ
設定スルノデアルカラ、一概ニ試掘權ヲ喪
失セシムル結果トナルモノデハナイ

第九點ニ於テハ今回ノ改正ハ、鑛業常識
上當然ニ認メラレテ然ルベキ程度ノ豫備鑛
區ヲ決シテ否認セントスルモノデハナイ、唯
設定スルノデアルカラ、之ヲ速ニ採
鑛權者モ亦其ノ保有スル鑛區ニ付テ、速ニ採
鑛ヲ行フ義務ヲ有スルモノデアル、尙ホ採
鑛ノ價値アルモノニ付テハ、之ニ採掘權ヲ
設定スルノデアルカラ、一概ニ試掘權ヲ喪
失セシムル結果トナルモノデハナイ

第十點ニ於テハ今回ノ改正ハ、鑛業常識
上當然ニ認メラレテ然ルベキ程度ノ豫備鑛
區ヲ決シテ否認セントスルモノデハナイ、唯
設定スルノデアルカラ、之ヲ速ニ採
鑛權者モ亦其ノ保有スル鑛區ニ付テ、速ニ採
鑛ヲ行フ義務ヲ有スルモノデアル、尙ホ採
鑛ノ價値アルモノニ付テハ、之ニ採掘權ヲ
設定スルノデアルカラ、一概ニ試掘權ヲ喪
失セシムル結果トナルモノデハナイ

第十一點ニ於テハ今回ノ改正ハ、鑛業常識
上當然ニ認メラレテ然ルベキ程度ノ豫備鑛
區ヲ決シテ否認セントスルモノデハナイ、唯
設定スルノデアルカラ、之ヲ速ニ採
鑛權者モ亦其ノ保有スル鑛區ニ付テ、速ニ採
鑛ヲ行フ義務ヲ有スルモノデアル、尙ホ採
鑛ノ價値アルモノニ付テハ、之ニ採掘權ヲ
設定スルノデアルカラ、一概ニ試掘權ヲ喪
失セシムル結果トナルモノデハナイ

第十二點ニ於テハ今回ノ改正ハ、鑛業常識
上當然ニ認メラレテ然ルベキ程度ノ豫備鑛
區ヲ決シテ否認セントスルモノデハナイ、唯
設定スルノデアルカラ、之ヲ速ニ採
鑛權者モ亦其ノ保有スル鑛區ニ付テ、速ニ採
鑛ヲ行フ義務ヲ有スルモノデアル、尙ホ採
鑛ノ價値アルモノニ付テハ、之ニ採掘權ヲ
設定スルノデアルカラ、一概ニ試掘權ヲ喪
失セシムル結果トナルモノデハナイ

政府當局ハ此ノ修正案ニ付テ同意シ、且
ツ希望條件ニ付テハ之ヲ尊重スル旨聲明セ
ラレマシタ、之ニ對シマシテ篠原義政君、
東條貞君、小池四郎君、長谷長次君ヨリ修
正案ニ同意ノ旨述ベラレマシタ、社會大眾
黨ノ川俣清音君ハ此ノ修正案ニ反對ノ意見
ヲ述べラレマシタ、斯クシテ採決ノ結果修
正案ハ大多數ヲ以テ議決セラレマシタ、尙
未修正案ノ殘リノ政府原案ニ付キマシテハ採
決ノ結果全會一致ヲ以テ可決致シマシタ
次ニ砂鑿法中改正法律案ハ採決ノ結果滿
場一致ヲ以テ可決致シマシタ、此ノ段御報
告ヲ申上ダマス

次ニ尙示只今議題トナツテ居リマスル所
ノ、有機合成事業法案ニ對シマスル委員會
ノ經過ノ概要竝ニ結果ヲ御報告申上ダマス
先づ本法律案ノ内容ハ、既ニ御承知ノ如
ク、有機合成事業ノ中、主トシテ「アセチレ
ン」「瓦斯竝ニ水素及ビ一酸化炭素ヲ原料トス
ル有機合成品製造事業ヲ保護助成スルヲ目
的トシ、國防上、產業上重要ナル有機合成
品ニ限り、本法ヲ適用セントスルノデアリ
マシテ、其ノ適用品目ト致シマシテハ、合
成「ゴム」ヲ初メトシ、合成「トルオール」、合
成「ベンゾール」、「メタノール」、「ブタノール」、
醋酸、合成樹脂、合成纖維等デアリマシテ、
合成「ゴム」ハ我國ノ重要不足資源タル天然
「ゴム」ニ代用セラルモノデアリマシテ、
天然「ゴム」ノ各用途ニ代替シ得ルノミナラ
ズ、天然「ゴム」ニ比較致シマシテ、耐油性、
耐酸化性、耐摩耗性等ノ化學的及物理的
性質ニ於キマシテ優レテ居リマスノデ、各
種「タイヤ」科學兵器其ノ他ノ軍需用資材
成品ハ、爆薬、醫藥、染料、塗料、燃料、各
種工業藥品等ノ原料トシテ、又合成樹脂ハ
金屬、皮革等ノ代用品トシテ、合成纖維ハ

天然繊維又へ人造纖維ニ代ルモノトシ、孰レモ國防上、產業上甚ダ重要ナ物資デアリマシテ、更ニ今後有機合成工業ノ力ニ依リ、新ナル合成品ノ出現ガ期待セラルノ次第デアリマス、隨テ現下ニ於ケル内外ノ諸情勢カラ考ヘマシテ、有機合成工業ハ早急ニ之ヲ確立スルノ要ガアリ、本法案ハ是ガ爲ニ必要ナル助成、指導ヲ爲サントスルモノデアリマス

委員會ハ三月四日ヨリ三回ニ瓦リ開會致シ、熱心ナル質疑應答ガ交ハサレタノデアリマスルガ、今其ノ論點ヲ申上ゲマスレバ、原料タル「カーバイド」ノ供給確保ノ問題、所要石炭竝ニ電力ノ確保ノ問題、有機合成事業確立ノ具體の方策ノ問題、有機合成化學ニ關スル綜合的試驗研究機關設置ノ問題、化學技術者ノ養成竝ニ確保ノ問題等ニ付キマシテ、適切且ツ有益、否、委員側ヨリ軒捷的ノ質疑ガアツタノデアリマスルガ、之ニ對シマシテ政府モ亦極メテ懇切丁寧ナル應答ガアツタノデアリマス

斯ク致シマシテ三月十二日委員會ハ質疑ヲ終了致シ、本月更ニ委員會ヲ開キマシテ、討論ニ入りマシタ所、民政黨ノ澤田利吉君、政友會ノ條原義政君、同ジク政友會ノ東條貞君、社會大衆黨ノ加藤鑑造君、時局同志會ノ小池四郎君、第一議員俱樂部ノ長谷川長次君ヨリ、各々原案賛成ノ意見ヲ述べラレマシタ、斯ク致シマシテ採決ノ結果、満場一致ヲ以テ原案ヲ可決致シマシタ次第デアリマス、詳細ハ速記録ニ依ツテ御諒承願ヒタインデアリマス、以上簡単ニ御報告申上グル次第デアリマス（拍手）

○議長（小山松壽君） 三案中、鑄業法中改正法律案ノ委員長ノ報告ハ修正デアリマス、是ヨリ鑄業法中改正法律案ノ審議ニ入リマス、本案ノ討論ハ便宜上第二讀會ニ於テ爲ス

○議長（小山松壽君） 御異議ナシト認ヌマス、仍テ本案ノ第一讀會ヲ開クニ決シマシタ
○議長（小山松壽君） 御異議ナシト呼フ者アリ
〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕
○議長（小山松壽君） 御異議ナシト認ヌマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス
○議長（小山松壽君） 御異議ナシト呼フ者アリ
〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕
○議長（小山松壽君） 御異議ナシト認ヌマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス
○議長（小山松壽君） 是ヨリ討論ニ入りマス——川俣清音君
○議長（小山松壽君） 第一讀會
○議長（小山松壽君） 本委員會ハ委員長報告ノ通り、質疑ヲ打切リマンデカラ今日マデ、約十日間ヲ空費シタカノ如キ感ヲ呈シテ居ルノデアリマヘ
本委員會ノ大勢ハ、最初ニ於キマシテハ、極ク少數ノ人々ノ修正意見ハ、ボツ／＼見エテ居リマシタケレドモ、大勢ハ原案贊成デアツクノデアリマスガ、最後ニ至リマシテ修正ニ同意サレタノデアリマスケレドモ、其ノ経過カラ見マシテ、私共ハ飽クマデ原案ニ贊成シ、正修ニ反對致シタノイデアリマス、其ノ理由ハ、本法案提出ノ理由ガ、時局ノ逼迫セル情勢ハ、睡眠鐵區ヲ開發スルト共ニ、徒ニ占有スル試掘權ノ濫用ヲ防止スルノ目的ヲ以テ、試掘權ヲ排除致シマシテ、勞務管理ノ徹底ヲ期セラレ、而シテ技術的ニ採礦可能ナル採掘鐵業權ヲ以テ地下資源埋藏量ヲ明確ニシテ、鐵產資源開

發ノ計畫ヲ具體化シ、以テ戰時國民經濟ノ上ニ寄與セントスルノガ、本改正法律案ノ要旨デアルト考ヘルノデアリマス、之ニ對シテ修正者ノ御意見ノ御尤モト見エル點ハ、ニ當ツテ居ルノデアル、ソレヲ四年間ニ於テ打切ラレルコトハ堪ヘラレナイカラ、モツト延長シタラドウカト云フノデアリマス、一應御尤モノヤウニ聞エマスケレドモ、本鑛業法ハ其立法以來——明治初年ノ鑛山心得以來、日本坑法、或ハ鑛業條令、或ハ現鑛業法等ノ歴史カラ見マシテ、又諸外國ノ立法例等カラ見マシテ、鑛業權ト云フモノハ採掘權ガ主デアリマシテ、試掘權ハ鑛業權ノ極ク一部ニ過ギナインデアリマス(拍手)、殊ニ試掘權ハ採掘權ト違ヒマシテ、勞務管理ノ規定モ不十分デアリマス、又鑛害賠償ノ責任モ存在モ不十分デアリマス、其ノ責任ニ於テ斯ル不十分ナル試掘權ヲ以テ便宜的ニ採掘行爲ヲ爲ス者ハ不誠意ナル鑛業權者ト言ハナケレバナラナイト思フノデアリマス(拍手)即チ民法ノ第二百六條ノ土地所有權カラ見マシテ、或ハ鑛業法ノ第三條所謂未ダ採掘セラレザル鑛物ハ國有トス——地下ノ埋藏資源ハ國有デアリマス、之ヲ土地カラ分離シテ、取得處分スル權限方採掘權デアリマス、試掘權ハ未ダ鑛物ヲ探索調査スル行爲デアリマシテ、之ヲ取得處分スルノ權限ヲ試掘權ハ持ツテ居ラナイノデアリマス、試掘權ハ此ノ地表地下カラ取り出シテ來テ處分スルノ自由ノ權限ヲ持ツテ居リマセヌ、斯ル自由處分ノ權限ヲ持ツテ居ナイモノヲ強化スルト云フコトハ、私ハ穢カデナイコトデアルト考ヘルノデアリ

マス（拍手）鑛業法四十六條、四十八條、或
ハ七十三條、七十五條、及ビ鑛業警察規則
十一條、六十一条カラ見マシテ、試掘權ト
採掘權トハ確然ト區別シテ監督ナサレナケ
レバナラナノモノデアルト考ヘルノデアリ
マス、鑛業經營ハ採掘權ヲ本位ニ指導監督
スルコトガ法ノ明記スル所デアリマスカラ、
商工省ハ其ノ法ノ命ズル儘ニ責任ヲ負フベ
キデアリマスケレドモ、今日ノ商工省ハ一
塊ノ鑛石ノ欲シナニ、或ハ一握リノ石炭ノ
欲シナニ、或ハ僅カナ砂金欲シナニ、法律ニ依ラ
ズシテ此ノ試掘權者ノ採掘行爲ヲ放任致シ
テ來タノデアリマス、此ノ鑛業法ヲ輕ンジマ
シテ斯ル行爲ヲ放任スルコトハ、私ハ國土
保安ノ上カラ、耕地擁護ノ上カラ、立法精
神カラ見テ嚴ニ戒ムベキコトデアルト考ヘ
ルノデアリマス（拍手）殊ニ此ノ委員會ノ質
問應答カラ見マシテ政府ハ深ク考フナサラ
ナケレバナラナイ事態デアラウト考ヘルノ
デアリマス、鑛業權者ハ鑛業法規ヲ鬼角邊
奉シナイ傾ガアルノデアリマス、ソレハ指
導監督宜シキヲ得ナイカラデアルト私ハ思フノ
デアリマス、斯ル風ニ放任致シテ居リマシ
ク結果、今日ノヤウナ修正案が出テ參リマ
シタノデアリマシテ、是ハ商工省ノ責任デ
アルト私ハ考ヘルノデアリマス、殊ニ此ノ
法案ト相次ギマシテ、諸君ノ御審議ニナリ
マシタ重要要案、地法ノ改正ヲ含ンデ居リマ
ス字品ノ要塞地ノ改正モ、此ノ鑛業法ト相
伴ツテ居ルノデアリマス、斯ル重要ナル要
塞地スラ鑛業開發ノ爲ニ開放スルト云フ建
前ニナツテ居ルノデアリマスカラ、無責任
ナル試掘權者ニ之ヲ任カセルガ如キハ、非
常ナ危険デアルト考ヘナケレバナリマセヌ
(拍手)隨テ誠意アル所ノ採掘鑛業權者ヲシ
テ、十分政府ノ監督ノ下ニ鑛業開發ニ當フ
シメナケレバナラナイト云フノガ、私ノ本
修正ニ對スル反對ノ意見デアルト同時ニ、
政府ハ自ラ此ノ鑛業法規ヲ躊躇サレタカノ

如キ此ノ修正案ニ對シマシテハ、斷乎トシマシタ。是ニテ討論ハ終局致テ同意セザランコトヲ希望スル者デアリマス。

○議長（小山松壽君） 是ニテ討論ハ終局致シマシタ。採決致シマス、本案ノ委員長報告ニ係ル修正ハ可決致シマシタ——其ノ他ハ原案ノ通り御異議アリマセヌカ

〔拍手〕
〔贊成者起立〕

○議長（小山松壽君） 起立多數

〔拍手起ル〕

○議長（小山松壽君） 仍テ委員長ノ報告ニ係ル修正ハ可決致シマシタ——其ノ他ハ原案ノ通り御異議ナシト呼フ者アリ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長（小山松壽君） 御異議ナシト認メマス、仍テ其ノ他ハ原案ノ通り決シマシタ
〔拍手〕是ニテ本案ノ第二讀會ハ終了致シマシタ

○服部崎市君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレントラ望ミマス

○議長（小山松壽君） 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長（小山松壽君） 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第三讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

〔拍手起ル〕

○議長（小山松壽君） 次ニ砂鑛法中改正法律案、有機合成分事業法案ノ審議ニ入リマス、兩案ノ委員長報告ハ孰レモ可決デアリマス、本案ハ第二讀會議決ノ通り確定致シマシタ

〔拍手起ル〕

○議長（小山松壽君） 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第一讀會ヲ開クニ決シマシタ

○服部崎市君 直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ開キ、御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長（小山松壽君） 脈部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長（小山松壽君） 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ兩案ノ第一讀會ヲ閉キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

砂鑛法中改正法律案 第二讀會（確定議）

有機合成事業法案 第二讀會（確定議）

○議長（小山松壽君） 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ兩案トモ委員長報告通り可決確定致シマシタ（拍手）

○服部崎市君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際政府提出軍用電氣通信法中改正法律案ヲ議題ト爲シ、委員長ノ報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ進メラントヲ望ミマス

○議長（小山松壽君） 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長（小山松壽君） 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、軍用電氣通信法中改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長山本厚三君

軍用電氣通信法中改正法律案（政府提出、貴族院送付） 第一讀會ノ續（委員長報告）

一軍用電氣通信法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十五年三月十四日 委員長 山本 厚三
〔山本厚三君登壇〕
衆議院議長小山松壽殿

○山本厚三君 軍用電気通信法中改正法律案ノ委員會ノ經過並ニ議決ニ付キマシテ御報告申上ゲマス

本法律案立法ノ趣旨ニ付キマシテハ、既ルカラ之ヲ繰返シマセス、今日我國ノ軍用電氣通信ニ重要デアルコトハ今更言ヲ俟エマセヌ、近來工業ノ進歩、都市ノ膨脹ニ伴ヒマシテ、電氣的設備又ハ機器使用ノ範圍ガ急激ニ増加ヲ致シテ參リマシタ結果、是等ヨリ發散致シマス所ノ高周波ノ電氣ノ作用ニ依リマシテ、軍用電氣通信ニ非常ナ障害ヲ與ヘルコトニナツタノデアリマス、之ヲ完全ニ防ガントスルノガ今回ノ本法律案デアリマスルガ、先づ周圍二千米以内ニ特殊區域ト云フモノヲ指定致シマシテ、高周波篭生設備ノ施設ヲ許可制度ト致シマシテ其ノ使用ヲ制限シ、除夫其ノ他ノ處分ヲ爲シ得ルコトニシヨウト云フノデアリマス、又是等ニ付キマシテ報告ヲ命ジ立入検査ヲスルト云フヤウナ、強力ナ規定モ設ケルコトニシヨウト云フノデアリマス

本案ニ付キマシテハ、委員ト政府トノ間ニ種々質疑應答ガ行ハレマシタガ、我國今日ノ情勢ニ照シマシテ、緊要ナル立法ト認メ、滿場一致ヲ以テ原案通り可決ヲ致シタ次第デアリマス、此ノ段御報告申上ゲマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタス

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシト呼フ者アリ」)

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス

ス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議

案全部ヲ議題ト致シマス

軍用電氣通信法中改正法律案

第一讀會(確定議)

○護長(小山松壽君) 別ニ御發議モアリマ

セヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通

リ可決確定致シマシタ(拍手)

○服部崎市君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ

提出致シマス、即チ此ノ際、第三號、昭和

十四年度歲入歲出總豫算追加案、特第一號、

昭和十四年度各特別會計歲入歲出豫算追加

案、及ビ追第二號、豫算外國庫ノ負擔トナルベ

キ契約ヲ爲スヲ要スル件ノ三案ヲ一括議

題ト爲シ、委員長ノ報告ヲ求メ、其ノ審議

ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異

議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、第三號、

昭和十四年度歲入歲出總豫算追加案、特第

二號、昭和十四年度各特別會計歲入歲出豫

算追加案、追第二號、豫算外國庫ノ負擔ト

ナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件、右三件ヲ

一括シテ議題ト致シマス、豫算委員長ノ報

告ヲ求メマス——豫算委員長三土忠造君

(第三號) 昭和十四年度歲入歲出總豫算追加案

(特第一號) 昭和十四年度歲入歲出總豫算追加案

(追第一號) 豫算外國庫ノ負擔トナルベ

キ契約ヲ爲スヲ要スル件

報告書

一(第三號) 昭和十四年度歲入歲出總豫算追加案候此段及報告候也

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和十五年三月十四日

衆議院議長小山松壽殿

豫算委員長 三土 忠造

報告書

一(特第二號) 昭和十四年度各特別會計歲

入歲出豫算追加案

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和十五年三月十四日

豫算委員長 小山松壽殿

報告書

衆議院議長小山松壽殿

報告書

一(追第二號) 豫算外國庫ノ負擔トナルベ

キ契約ヲ爲スヲ要スル件

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和十五年三月十四日

豫算委員長 三土 忠造

報告書

衆議院議長小山松壽殿

報告書

一(追第一號) 豫算外國庫ノ負擔トナルベ

キ契約ヲ爲スヲ要スル件

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和十五年三月十四日

豫算委員長 三土 忠造

報告書

一(第三號) 豫算外國庫ノ負擔トナルベ

キ契約ヲ爲スヲ要スル件

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和十五年三月十四日

豫算委員長 三土 忠造

報告書

一(第三號) 昭和十四年度歲入歲出總豫算追加案

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和十五年三月十四日

豫算委員長 三土 忠造

報告書

一(第三號) 昭和十四年度歲入歲出總豫算追加案

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和十五年三月十四日

豫算委員長 三土 忠造

報告書

宮殿號外 暈印十五年三月十五日 衆議院議事速記録第一六號 (第三號) 昭和十四年度歲入歲出總豫算追加案二件

百二十億万圓アリマシテ、其ノ内主要ナル經費ハ、北支那開發及ビ中支那振興特殊會社ノ補給金二百五十餘万圓、重要肥料供給確保施設費ノ増加千二百億万圓、重要肥料供給確保施設費ノ增加六千六百萬圓等デ

アリマス、北支那開發及ビ中支那振興特殊會社補給金ハ、兩會社ニ對シ、同會社法ノ規定ニ依リマシテ、昭和十四年一月一日ヨリ同年十二月三十一日ニ至ル營業年度ニ於ケル投資融資、及ビ自營事業ニ依ル收入ノ不足額ヲ補填スルモノデアリマス、今日マ

デ此ノ投資ヲ見マスルト、北支那開發會社ノ投資額ガ二億四千七百万圓、中支那振興會社ノ投資額ガ三千八百万圓、合セテ二億八千五百万圓ニナルノデアリマスルガ、御承知ノ通り法律ニ依リマシテ、拂込資本ニ對シマシテハ七分、社債ニ對シマシテハ五分ト云フ保證ヲ致シテ居リマスルノデ、右申

ト昭和十四年一月一日カラ十二月三十一日マデニ於ケル收入ト、右資本金ニ對スル割合ヲ乘ジタモノトノ差額ダケガ、二百五十分圓ト云フ補給金ニナル譯テアリマス、又

重要肥料供給確保施設費ノ増加ハ、疏安其ノ他重要無機質肥料ノ供給ヲ確保スル爲、萬圓ト云フ補給金ニナル譯テアリマス、又

遺憾ナキヲ期セントスルモノデ、其ノ經費ノ一部ハ襄ニ第二豫備金支出ニ依リ支辨シテ居ルノデアリマスルガ、今回之ヲ繼續實施スル爲ニ必要ナル經費ト、其ノ後ノ情勢ニ依リ新シイ施設ヲ爲スニ必要ナル經費

トヲ要求シテ居ルノデアリマス、重要飼料供給確保施設ニ要スル経費ハ、最近ニ於ケル飼料ノ需要狀況ニ鑑ミ、重要飼料ノ輸入

确保ヲ圖リ、且ツ其ノ配給ノ圓滑ヲ期スルサシメントスルモノデアリマス

尙ホ特別會計追加豫算ハ、大藏省預金部、關東局、帝國大學、官立大學、農業再保險、帝國鐵道、朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳、健康保險及び郵便年金ノ各特別會計ニ

リマスベ是ハ木材ノ検査員ヲ養成スルノト、ア

ニ於テ必要缺、ベララザニ錢費ヲ當上シテ

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲ス體ガ、生産力擴充計畫ノ遂行其ノ他ノ爲ニ

必要ナル勞務者ノ住宅ヲ建設シ、之ニ因リ損失ヲ被ツタ場合ニ、之ヲ國庫ニ於テ補償セントスルモノデアリマス

ハ僅ニ三千餘万圓アリマシテ、金高算委員會ニ於キマシテハ約一週間ヲ費シマシテ、各委員トモ熱心ニ質問致シマシテ、右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和十五年三月十四日

豫算委員長 三土 忠造

報告書

衆議院議長小山松壽殿

報告書

一(追第一號) 豫算外國庫ノ負擔トナルベ

キ契約ヲ爲スヲ要スル件

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和十五年三月十四日

豫算委員長 三土 忠造

報告書

衆議院議長小山松壽殿

報告書

一(追第一號) 豫算外國庫ノ負擔トナルベ

キ契約ヲ爲スヲ要スル件

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和十五年三月十四日

豫算委員長 三土 忠造

報告書

一(第三號) 昭和十四年度歲入歲出總豫算追加案

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和十五年三月十四日

豫算委員長 三土 忠造

報告書

一(第三號) 昭和十四年度歲入歲出總豫算追加案

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和十五年三月十四日

豫算委員長 三土 忠造

報告書

